

令和元年

# 決算審査特別委員会会議録

令和元年10月10日

( 第 2 日 )

忠岡町議会

令和元年 決算審査特別委員会会議録（第2日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	三宅 良矢	副委員長	小島みゆき
委員	杉原 健士	委員	是枝 綾子
委員	松井 匡仁	委員	前川 和也

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教育長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司	明松 隆雄	
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	花野 勝也	石本 秀樹	
消防次長兼消防署長	森下 孝之		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 査	川端 謙太

(会議の顛末)

委員長 (三宅良矢議員)

皆さん、おはようございます。きょうは総括質疑までできる限り行きたいと思っておりますので、長丁場になりますが、よろしく願いいたします。

それでは、昨日に引き続きまして決算審査特別委員会を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

委員長 (三宅良矢議員)

本日は、85ページから91ページの第5款 労働費、第6款 農林水産業費、第7款 商工費につきまして、担当課の説明を求めます。

(担当課：説明)

委員長 (三宅良矢議員)

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員 (杉原健士議員)

はい。

委員長 (三宅良矢議員)

杉原委員

委員 (杉原健士議員)

昨今、全体的に商工の振興等々で、シャッター街といいましょうか、商売人が非常に少なくなってますし、名指しでは旧の26号線のケーキ屋さんが、リバージュさんですか、なくなったりとか、小さくはやっていた中華料理屋さんが突然なくなって、またシャッターが閉まって看板だけが目立つとかいうふうになってますし、私の知るところでは、うどん屋さんが1軒、寿司屋さんが1軒、非常にちょっとしたときに食べる場所にも行けない。また、小さなお店屋さんがないし、年寄りも買い物難民というんですか、そういうような形になるんで、昭和の最初やないですけど、小さな小売り屋さんがあれば、また親切丁寧な配達等々をやってくれるというようなこともあるんですけど、お店がなかったら配達もできないという中で、町独自といおうか、何かその振興、例えば近隣市町、また全国的にとかいう中で、千早赤阪村さんみたいにコンビニゼロ軒とかいうような基礎自治体もありますが、その辺も今、文教都市云々かんぬんという我が町の中もありますが、その中で商工振興、またそういう中で何か推進できるようなことをまた考えられるようなことと、いうようなところに鋭意努力というんですか、そういうふうな方法とか我々も考えたいところなんですけども、私自信も商売人をやってますけども、お店は外で、自分とこの本業のほうはシャッターを閉めながら電話一本でやってるといような、本人も悪いんですけども、その辺も踏まえて何かひとついい案があるとか、また鋭意努力してるようなこと

があるというなら、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今、議員おっしゃっていただいたように、忠岡町の商工の振興につきましては、ご存じやと思いますけれども、創業支援の支援もさせていただいておりますし、またホームページとか、今ネット環境の整備といたしまして補助もさせていただいておりますし、例えば直接ちょっと関係ないかもしれませんが、地域の住民の方を雇用されたときの補助もしておりますし、一定の補助はさせていただいてるというふうには考えてございますので、申しわけございませんが、この辺をいろいろ事業をされる方も、相互に自分の合ったものをチョイスして、セレクトして、自分の企業のほうに活用していただければありがたいなというふうに思っておりますし、またさらに、今、商工会のほうとかもいろいろ連携しながら、できるだけ振興のほうに努めてまいりたいと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

委員長（三宅良矢議員）

杉原委員。

委員（杉原健士議員）

ありがとうございます。「ただお課長」のグッズ等々もある。大阪府では「大阪産（もん）」、例えばネーミングでも「泉だこ」とかいうようなものもちらほら出てますけど、また、その中でね、「忠岡もん」とか「忠岡産」とかいうような形で何か考えていって、分け隔てなくどこのお店屋さんでも売れるような商品等々考えられるような中、例えばどこやったかな、全然その地域とは関係ないんですけど、辛いものばかり売ってるとかね、何かあったな、どこか。何か辛いやつばかり、勝手にそこの地区は辛いものばかり売ってるとか、そんなふうな形で、何かこう、何でもかまへん、人を集められるような形で、当然そうやってヘルプしてくれるのもいいんですけども、こっち側から、また役所のほうから投げかけるというようなところをまた1回研究してほしいなと思っておりますし、いつでも商売人さんも自分ところで凝り固まっている方が多いので、何かそういうちょっとしたアドバイス、ちょっとしたことをできることがあれば、考えていただきたいのと、地域発展のためにもひとつお願いしたいんですけど、一言お願いします。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

わかりました。その辺を考えて努力していきたいと思っております。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。他に、ご質問はございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

87ページの農業委員会費のところの、まあわずかな金額ですけど、食糧費のところに関してですけれども、多分お茶とか、そういったものだとは思いますが、この中身はどのようなものになってますでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

おっしゃっていただいたとおり、農業委員会開催時のお茶のパック代ということになってございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、各課で忠岡町はこういったお茶のパックとか、そういったものを購入されているようなんですけれども、総務かどこかで全体で一括購入してということのほうが安くつくのではないかと、あと管理もしやすいのではないかとというふうなお声もあるんですけれども、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

賞味期限の問題もございますし、その開催する会議の人数で、今のところ各課のほうが数の把握はしやすいし、管理もしやすいと思っておりますので、今これを採用させていただいてるんですけども、今、意見がございましたので、今後、財政課のほうとちょっと何かそういうことができるんかどうか調整したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

次、もう1点。商工費のところ、91ページのところの忠岡町中小企業振興資金利子補給の補助金に関してなんですけれども、これもずっと主要な施策の成果のこれを見ますと、大阪府の融資が1件と日本政策金融公庫が40件ということで、41件の方が補助を受けておられて、またご商売に励めるようになっていくということで、非常にいいことやと思います。だんだんとこの商工の何か基金というんですか、がだんだんとなくなってきておりますけれども、引き続きこれは大事な政策だと思いますので、続けていただきたいと思いますが、どのように今後についてもこれを続けていただけるんでしょうかということ。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

利子補給につきましては、中小企業の経営の安定に支援したいと考えてございますので、今、基金がゼロになりましたので、一般財源での対応となっていきますので、それは財政課と調整の上、できましたら今後とも続けていきたいというふうには考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。先ほども杉原委員のほうからもありましたが、やはり中小の商工業をされている方とかは、本当に経営も大変ですし、だんだんとシャッター通りになっているところ、だんだん活性化の逆になっているということで、この制度は本当にそれを励ますという意味でも大事な政策だと思いますので、引き続きお願いいたします。

そういった商工業の振興とか、まちづくりとかいうところで、この問題を考えるところ、部署というんですかね、産業振興課だけで考えるということはなかなか難しい。関係諸機関とそういった会議ですね、計画なりをつくる会議というものというのは、特に何か持っていらっやいませんでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

庁内でも今言ったように関連するところとは当然お話しさせていただきますし、例えば庁外になりますと、商工会をメインとして、お互い双方補完しながら事業を進めてまいりたいと考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

毎年の事業というんですかね、そういったこと、今やってることについては担当課で商工会と相談しながらということでもいいんですけど、先ほど議長がおっしゃられた今後の商工業、産業をどうしていくんやというところの、そういったお話を、計画なりそういったものを考えていく機関というか、そういったものは忠岡町にございますかと、ちょっとそういう意味で聞いたんですけれども、それは多分あまりそういうのがあるとは聞いたことがないので、たまたま9月の臨時議会で立地適正化計画と何とかという都市再構築戦略事業か何か、そういうので補正予算を組みましたけど、その中ではそういう地域のそういった小売というか、小さな商店なり商工業とか、そういったものはあまりお話しに挙がるようなものでもないんでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

建設課（谷野栄二課長）

すみません、補正予算の話が出ましたので、ちょっとお答えさせていただきますけど、杉原委員のご意見にも共通するところはあるかとは思いますが、やはり町の商工業であったりとか観光事業、また生活環境であったりとか交通問題、これはやはり町の総合計画、ここで大きなまず方針を立てるべきというふうに私は考えております。そこで方向性、例えばシャッター通りがあって商工業が衰退しているねと。じゃあ、ある集約した地域において、例えば商工業の発展を目指しましょうとかですね、そういった意見を、大きな方針を定めるのが、まず総合計画であるというふうに私は考えています。

それで、その総合計画を受けまして、まちづくりの部門のもう少しそれをかみ砕いた計画にしていくのが、これが建設課が担当しております都市計画マスタープラン、そして立地適正化計画であるというふうに認識しております。で、また、橋本課長のところは商工の専門のところでありますので、商工の例えば運営であったりとか、企業支援であったりとか、もう1つ細かいところは、各担当課、各専門の部門で検討していく、大きくはこう

というような流れかなというふうに考えております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。先ほどの立地適正化は都市計画の部門であるということで、産業政策、産業の計画というのとは、またちょっと、関連はするけれども、ちょっと違うということはわかりました。ということで、やはりその大もとの総合計画というところでしっかりとどういうふうにしていくのかということ、10年間ですね、それをきちんと持つておかなければいけないということですが、総合計画というのは来年度まであって、再来年度からのを今度新年度で、どこでつくる、何年度でつくるのか、ちょっと何年度までというのが今わかりませんが、総合計画できちっとそういう産業の振興について、そういったところも検討しながらつくるということが大事ということはわかりましたので、そういった総合計画の部署って、もちろん産業振興課も入って総合計画をつくりはると思うんですけど、そこでどうするにしても、やっぱり産業振興課できちんと何か盛つかないと、総合計画のところは全部丸投げということではできないと思いますので、やはりきちんと産業振興課のほうで関係諸機関とのそういう調整会議なり連絡会議なり、そういったものを持たれてとか、あと、そういう研究者の方なりとかいろいろ、どこがいいのかわかりませんが、そういう会議もひとつ持つていくとか、調査をされるなりとか、そうなるということ、やはりそういう細かいとか、小さな計画でも持たれるということが必要ではないかというところがあるんですけど、そういう産業計画みたいなものは何かありますでしょうか。すみません、商工業とか産業の計画とか、計画と銘打ったものというのは。個別計画みたいなものは。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今、個別具体的な計画というのは持ち合わせてございません。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

福祉とか障がい者とか、いろいろそういったのは個別の計画もありますし、都市計画もありますけど、産業に関しては何もちょっと計画という個別のものがないということなの



で、それにかわるようなものをまた今後検討していくということが、総合計画をつくる上でもまた必要ではないかということで思いますが、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今、例えばうちで言うと、未来支援がありますね。あの計画とまた別途で、全体的を、今言うたように個別の企業に当てはまる計画ではなくて、忠岡町全体の商工の方向性を示す計画をとということでよろしいのでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、商工業に関して、産業に関して。

産業振興課（橋本珍彦課長）

何と言うか、今後、検討、研究していくんですけども、忠岡町の中でも工業とか商工業、いろんな業種がございますので、それを総まとめにしてる計画というのがいかなものになるのかというのは、今言うたようにちょっと研究させていただきますので、すみませんが、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。商工業に関してとか、具体的にこういう計画をと求めてはおりません。でも、何も持たれてないということで、持つ必要があるのではないかとということで、ちょっとご提案させていただいてますので、ぜひ検討していただいて、少しでも地域産業が発展していくようにと。個々の事業をされている方の経営が安定していくようにとということで、ぜひよろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

杉原委員。

委員（杉原健士議員）

今の是枝さんと私の意見にちょっとつけ加えまして、例えば大学のサークル等々、いろいろそういう政策提言、いろいろ調査研究をやってくれるような大学が多々あると思うん

で、そういうところに1回、どんな夢のプランであろうが、何のプランであろうが、そういうところに1回ちょっとオファーをかけてですね、お金はほとんど要らないと思うんですけどね。

例えば、京都のあそこは北の京丹後か、あの辺なんかでも、ちょっとどっちかというたら過疎地域に近いというんか、風光明媚で旅行とかには向いてるんやけど、まちとしてはちょっと閑散としているというようなまちのところの調査研究した大学のお話も聞いたことがありますので、交通機関、駅周辺等々いろんなことも踏まえて、全体的に調査研究してくれて、それをまた公表してくれるというんですか、期間をかけて大学生がこうしたらどうや、ああしたらどうやというような形で調査研究していただくというような手もありますのでね。そういううまいこと幅を広げて、うまいことお金のかからんように、何たって小さな町ですからね、狭隘な町ですんで、やればささっと動いてくれて、フットワーク軽くやってくれるような学部等々がありますんで、その辺も1回いろいろ考えながらやっていただいたらありがたいなと、このように思いますんで、ひとつよろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

答弁はよろしいですか。

委員（杉原健士議員）

いいです。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。小島委員。

委員（小島みゆき議員）

貸し菜園のことでちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど1つ閉鎖に伴いということもあったんですけど、今どれぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

貸し菜園につきましては、今現在残っております貸し菜園は、第3菜園と第6菜園になってございます。それで、2つ合わせまして区画数が94区画あるということでございます。

委員（小島みゆき議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（小島みゆき議員）

これは忠岡東側になるところなんですかね。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

そうです、東2丁目のところにある菜園となっております。

委員（小島みゆき議員）

それと上側のところ。

産業振興課（橋本珍彦課長）

上側って、鉄塔敷きの、あそこにある2園ということになってございます。

委員（小島みゆき議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（小島みゆき議員）

これは皆さん、埋まっているということなんですかね。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今現在、全部埋まっております。

委員（小島みゆき議員）

ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

委員（小島みゆき議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（小島みゆき議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ、副委員長。

委員（小島みゆき議員）

それで、また貸し菜園を待ってらっしゃる方とかもいらっしゃるんでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今のところ、うちのほうにそういう問い合わせはございません。

委員（小島みゆき議員）

ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

決算書89ページの商工総務費の消費生活相談事業なんですけども、これ昨年からの継続事業ということなんですけども、今年度はちょっと規模が縮小されたかと思うんですけども、その理由というのを教えてください。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

規模自身は縮小してるわけではございませんで、この事業といたしましては、出前講座がございまして、外部機関からの要請があった場合ということで出ていきますので、今回その要請が数少なかったということになってございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（前川和也議員）

その外部機関というのは、町内の自治会とか、そういうところのことですかね。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

ほかに、ご質疑ございますでしょうか。

ないようですので、私も意見したいので、副委員長にかわらせていただきます。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。三宅委員長、質疑をお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

すみません、インボイスのことでちょっとお伺いします。1,000万以下の中小企業は、みなしで消費税を払わなくていいという形なんですけど、この三、四年後に、1,000万以下であれ、インボイスを発行するに際しては消費税を払っていかなくてはならないという制度に変わるとお聞きしています。忠岡町内にそういったことで、それをせざるを得なくなる企業の割合とかというのは把握されてますでしょうか。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

産業振興課（橋本珍彦課長）

申しわけございませんが、忠岡町の実数というのは把握してございませんけれども、参考といたしまして、財務省の推計、2015年度時点になるんですけども、免税事業者というのが512万社ございまして、全体事業者に占める割合が62.2%という数字が表に出てございます。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

それを忠岡に置きかえると、大体どれぐらいという推計は出ますよね。大まかにですけど、どんな。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい、出ます。

委員（三宅良矢議員）

出ますよね。それで、多分数字がある程度は出てくると思うんですけど、そういったところに対する支援というのは、商工会が今後中心になって進めていくと思うんですけど、そういった具体的な計画なりは何か協議されてますでしょうか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今おっしゃっていただいたように、複数税率への対応ということが必要となってまいります。政府は中小企業、小規模事業者に対しまして、複数税率対応レジの導入、受発注の

システムの改修等を行う場合に、その経費の一部を補助する軽減税率の対策補助金という制度を設けてございます。また、全国の相談窓口の設置や講習会の実施、専門家の派遣などを行っております。このような制度、相談窓口を積極的に活用していただきまして、2023年10月までに対応できるように講じていっていただきたいと考えてございます。

本町といたしましては、広報、ホームページ、先ほど委員おっしゃっていただいたように、商工会などを通じまして、可能な限り多くの媒体を用いて周知の徹底を図っていききたいというふうに考えてございます。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

その把握と対応に関しても、もう行っていくということでもいいんですか、町内の。具体的にほんとに何社ありますかとか、そういう実数的な部分と、僕でしたら自分の事務所があるんですけど、基本インボイスも発行しないですし、されないから、基本僕、払わなくていい。払わなくていいというわけじゃないんですけど、別に必要ないんですよ。ただ、そうでない必要な会社というのは、ある程度把握していく必要はあると思うんです。でないと、今まで消費税を免れていたおかげで、要はそれが収益に上がっていたという実態的なというのもしっかりあると思うので、そういうなのは、そういう会社が要はやめていくような話もあって、先ほど杉原委員も是枝委員も、やはりそういう会社がやめていくということは、忠岡でそういう小規模個人事業主がほぼほぼ壊滅的になっていくということになるんで、余計まちの廃れにつながっていくと思うんで、その辺に関しては、もうちょっと力を入れて、この1年ぐらいで把握していただいて、この一、二年ぐらいでほんとにてこ入れして支援していただいて、そのインボイス制度の講習と、そういうような機材の導入で、国が足らん分やったら、また地方も上乘せして支援するなりを拡充していただきたいなどは僕は思うんです。要は、今あるその消費税を払わんことで命脈を保っている会社をつぶさんためという意味なんですけど、その辺の視点で行動していただけないでしょうかということなんです。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今、おっしゃっていただきましたように、それにつきましては商工会と連携を図りながら、今後どうしていくかということにはちょっと研究させていただきますので、よろしくお

願いをいたします。

委員（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。次なんですけど、先ほどとまた同じように話が多少かぶるんですけど、これまで続けている方と、忠岡で先ほど小さい商店がだんだんなくなっていってるとあるんですけど、これからやりたいというような方たちも、実際僕、JCとかやってたら、若い方で独立したいという方が結構やっぱりいはるんです。ただ、やっぱり起業に際して、さまざまなコストというものが、当たり前ですけど、かかってくると思うんですけど、要はそういう忠岡で起業してくれた人や会社に対する固定資産税の減免とか、さまざまな制度っていろんな市町村でやってるじゃないですか。補助金を出すか減免するか、大体この2択ぐらいになってくると思うんですけど、忠岡もそういうのを積極的に、新規事業3年までとか、そういうふうに区切って何か支援していく方向性とかも考えていただけたらと思うんですけど。例えば、それを若者支援とかで、例えば20代で起業したらとか、いろんな方向性で検討は可能なわけじゃないですか。そういうのを何か考えていただけないかなと思うんですけど。

副委員長（小島みゆき議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今現在、忠岡町で私のところで管理しているのが、創業支援がございまして、これは経費の2分の1、10万円を頭打ちとして出させていただいております。今おっしゃっていただきましたように、税に関する軽減とかご提案いただいたんですけど、今この場で私が答えることはできませんので、その辺を今お聞きしましたんで、今後の課題というか、検討課題にさせていただくというか、お話を持っていきますので、またよろしくお願ひします。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

部長、その辺の部としての、庁内としての検討もお願いしていただきたいと思うんです。先ほどの今あるところをつぶさないで、これから来るところを助けて、初めのスタートですよ、何年間かスタートのゼロから1になるまでを助けてあげるといふ、この辺の

部分に関して、そういった形で支援していただきたいということなんで、それを積極的にご検討いただきたいんで。部長として。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

どのような施策を実施すれば、既存産業とか商店さんのシャッターをおろした状態にならないようにしていくというのは、なかなかさまざまな業種に向けて同一の施策が通用するわけではないんですが、先ほど課長も答弁させていただきましたように、今後、商工会とも連携を図りながら、そのあたりについて調査研究というんですか、検討はさせていただきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。また改めてご相談、意見させてもらいます。よろしくお願いたします。

以上です。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたします。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

他に質疑はなしで、よろしいでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、91ページから98ページの第8款 土木費につきまして、担当課の説明を求めます。

（担当課：説明）



委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。前川委員。

委員（前川和也議員）

決算書の98ページ、先ほど課長、最後でおっしゃってたところかなと思うんですけども、子育ての子育て世帯等住宅リフォーム奨励補助事業なんですけども、これ、29年度決算では人口維持に一定の効果があったということなんですけども、この30年度で事業が終了するというふうに成果説明書では書かれてるんですけども、これはもう効果がなく、今後やったとしても意味のないだろうということで終了するということなんですか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

住宅取得補助につきましては、国の施策もありまして、当初、初年度は国の全額補助がつくということでスタートした事業でございます。3年間行わせていただきましたけども、その当時に住宅地の供給があったことであろうかとは思いますが、新築の数がふえて、若年層、子育て世帯のご利用が多かったということで、一定効果があったということで、当時は報告をさせていただきました。3年、事業経過して、国の補助も一切ない状態になっておりますので、一定3年間で成果は出たということで終了したということでございます。

一方、住宅リフォーム補助ということが、1年おくれて実施をしたんですけども、これに関しましては昨年度で事業を終了したわけなんですけども、いろんな機会を通じて周知はさせていただいたんですけども、やはりご利用が少なかったということ。それと、当初期待していたUターン、Iターン、他市町村からの転入を期待して始めてきたわけではございませんけども、その転入が1件もなかったということもございまして、こちらも一定3年間の事業をさせていただいたということで、一定終了させていただいたというような経過でございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。よくわかりました。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。他に、ご質疑ございますでしょうか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

95ページの交通安全対策費に関して、2つほどございます。1つは、委託料で駅周辺自転車整理委託料ということで、毎年、私が言わなくても他の会派の方々からもご意見がいろいろ出てる分で、シルバー人材センターのほうに委託して、朝とかの自転車の整理を、駅前のをやっていたらいいんですが、当初この制度が発足というか、こういう委託をし出したのは、緊急雇用対策の交付金というんでしょうかね、それが国からあったものを活用して、全額それでスタートしたという、3年ほどあったかと思うんですけども、そのときはよかったんですが、その制度がなくなりまして、はしごを外されましてね、その後は忠岡町が出してしなければいけないということで、やめるわけにはなかなかいかないというところで、今ずっと来られてるんですが、やはり500万円近く、大分減額をしていただいたと思うんです。500万円を切ってる感じになってるんですが、これについて今後このままでずっとしていくのがいいのかどうか、どういうふうにこの管理をしていくのがいいかというところになってきてるのではないかと思います、いかが忠岡町のほうではお考えでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

都市計画マスタープランと立地適正化計画というちょっと説明をさせていただきましたけども、実はこの駐輪場のあり方というのは駅周辺のあり方と直結しておりまして、都市計画、まちづくりにとっては重要な課題であるというふうに考えております。少なからず駅のご利用形態、形をどのような方向にするべきなのか議論する中で、この駐輪場は外せない課題であるというふうに考えています。

一応委託期間が、来月の初旬に事業者が決まりまして、1年半かけて議論をしていくわけでございますけども、その中で駐輪場のあり方についてもしっかり住民のご意見も聞きながら固めるといいでしょうか、計画をつくってまいりたいと思います。新しいその運営の形ができ上がった暁には、今の形はそっくり変わるものというふうに考えております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

9月の補正予算でも出てました都市計画のマスタープランの見直しというところの中で、このあり方については検討されるというところだというご答弁だったと思います。整

理しなければいけないのは、収納を超える自転車がそこに集中するために、それが歩道部分とか通路にはみ出すというところの迷惑の部分でそうしているという目的の事業だと思いますので、そうですね。あと、放置自転車があるということなので、その問題を解決するということになっていくという方向で、それであと、住民の皆さんの利便性というんでしょうか、あと周辺のそういう営業されてる方々との関係ということも考えながら、ぜひ住民の皆さんの周辺のそういう方々の声も聞きながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あともう1点は。

委員長（三宅良矢議員）

質問じゃないんですね。

委員（是枝綾子議員）

すみません。で、忠岡町のその自転車駐輪場の土地代ですね、南海電車に支払ってるんですね。それもここの中に入ってるんでしょうか、地代。地代はまた別ですかね。借上料、下にありましたね、84万7,685円ということで。それで、委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その自転車置き場の敷地の借上料ということで、いつも言うてるんですが、南海電車のお客さんのための自転車置き場になっておりますので、南海電車のほうでちょっとこれを持っていただけないかと、交渉も建設課長さんもしていただいているかと思っておりますので、これが出ているということで、引き続きこれについてはもう少し南海電車のほうで、場所提供だけでなく地代も南海電車で見てもらえるように交渉も頑張っていただきたいと思いますのですが、その点いかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

以前、高迫前議員から何度かご質問いただいて、ご答弁も部長のほうからさせていただいたところですけども、今現在の賃貸料はかなり安い設定になっておりまして、民間の方が借りる何分の1と、そんなレベルなんですね。ですから、法律上、無料にする義務がない以上、民間企業であるので無償にするわけにはいかないということで、はっきりと言われておりますので。ただ、一般の民間に貸し出すに比べて相当安い賃料で借りてるところは、努力してるということでご理解いただきたいと思いますというような話でございました。

それで、今後、その駐輪場のあり方にかかわってくると思うんですけども、この駅の真横の駐輪場で無料の駐輪場があるかといったら、多分ないと思うんですね、この都市部

におきまして。このまま無料でいくのか、有料になっていくのかというところは当然議論で出てこようかと思えますけども、基本的に有料になれば、この賃貸料はあつという間に賄えると思えます。そこも含めまして、今後の議論で検討していきたいなというふうに考えてます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この駅周辺の放置自転車対策は、鉄道事業者とそこの自治体とで責任を負うということになって、法律ができてからそうなってると思いますが、自治体の負担のほうがかなり大きいというこの対策、やはり鉄道事業者も責務を負っているということで、かなり安くで貸してますということで責任を負ってますというふうに南海電車サイドは言うかもしれないですけども、やはり南海電車サイドの負担とこちらの忠岡町の負担とを考えたら、忠岡町の負担のほうが大きいと思うんですけども、そういったことで南海電車、もう少しやっぱり努力をしていただきたいというふうなことは言うていただかないといけないと思いますが、そういったことで安いと言うけど、まだ84万7,000円ということでありますので、もう少しこれを頑張ってもらっていただくと、努力をしてということで、忠岡町はお金が潤沢にありまして、税金もそんな取らんでもいけるぐらいの、そんな裕福な町でしたら別に忠岡町で持ってもいいかもしれないですけど、やはり忠岡町も財政厳しいというところで、たった50万円の福祉バスの予算もよう出せませんみたいなことを言われてるようなところで、84万7,000円、場所代ね、南海電車の土地代を払うというのはどうなんかなというふうなことになるので、やはりその辺の交渉は引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

その件に関しましても、議会で質問いただいたこともありまして、私、南海本社まで大阪府の職員と一緒にまいりまして、膝を詰めた話をしてまいりましたが、鉄道事業者は本町だけじゃなくて、あちこちの自治体に土地を貸してるんですね。そのほぼ全てが有償で行ってるということでございます。一部無償のところはあるんです、実は。けど、それは連続立体交差事業、鉄道を上げるのに自治体が相当の負担をしてる。その見返りとして一部無償に貸してるというところはございますけども、基本的には土地を借りるんだから有償でということになっております。

その中で、賃貸料につきましても、一定以上配慮していただいているということで、これ

以上の減額を求めるといことはどうなのかなというふうに私は思いますけど。それよりも今、駅前のそういう土地を借りてるわけですから、その費用を一部、利用者である住民の方に担ってもらうのがどうなのか、そここのところの検討をしてみたいなというふうに考えておりますけど。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

有料にする、しないという議論は、またもっと違うところで、きちんとした上でということだと思いますが、周辺のそういう自転車を預かっておられる方々の営業というところもありますし、あとそういう負担が、学生さんとか低所得の方々とかでなかなか負担がしんどいというような場合もありますので、いろいろとそういったことも踏まえながら、そういう有料化というところを検討する場合は、いろいろと本当に十分に意見も聞いて、住民負担のことも考えていただきたいと思います。

で、そういう引き続きやはりもう少し頑張ってください努力をお願いいたしますということで、引き続き頑張ってくださいと思いますということでよろしくお願ひします。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

ご意向は受けとめさせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

南海電車のお客さんのための駐輪場ですので、駅周辺自転車整理委託料と、あとその土地代ですね。ですから、それはぜひ引き続き求めていただきたいと思います。

では、次にもう1つ。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、交通安全対策の関係の工事請負費に関連してということなんですけれども、忠岡町内の道路の中央分離帯の白線とか歩道の線とか消えているところ、これは泉大津署のほうでしていただくべきものなんだと思いますが、なかなか府のほうもそんなにし

ていただけてないという場所もあったりで、府道については大阪府がすると思いますが、町道についてのそういう線ですね、白線とか線といいますか、その線についてはどこが引かれるんでしょうか、負担は。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

横断歩道であったりとか停止線であったりとか、交通規制にかかわるものにつきましては警察の整備といいますか、管理というふうになっております。で、道路の横に引いてる外側線ですね、一重の線につきましては、これは基礎自治体、我々が引いてるといいますか、歩道が設置できないこともありまして、引いてるという状況であります。

委員（是枝綾子議員）

中央の、車線の真ん中の線、センターラインはどこになってますか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

それは本町の管理になります。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町ですか。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

警察が引いてくれるわけではないということで、わかりました。

何か所かあるんですけれども、そのさつき通りは駅下ですけど、その線路から東側の忠岡中央線のところですね、ところどころやはりセンターラインが消えているところとかがありまして、危ないなと思うところは、右折レーンのところのセンターラインが消えていたら非常に危ないというところがありますので、以前もちょっと建設課のほうにお願いしたんですけど、もう1年以上たってますんで、やはりもうぼちぼちまたお願いしようかと思うところ、北出浄水場から北出の六差路になっている交差点までの間で、ちょっとそこがかなりね。右折レーンのセンターラインも消えているということもありまして、私は毎日そこを通過して右折をしますので、私はなれているので大体わかるんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、個々のポイントの指摘というよりも、全体的にとということで質問やったらわかるけど、個々の指摘過ぎるのはちょっと。

委員（是枝綾子議員）

いや、個々の具体例が幾つかありますと言いました。幾つかあるところの分の。

委員長（三宅良矢議員）

それは端的にお願いしたいです。

委員（是枝綾子議員）

だから、具体的に言わないと、どこですかと思われるので、ここですと。そこ以外もあるけれどもというところで、ちょっと1年以上になりますので、そういった全体に点検をしていただいて、そういったところについては対策をとっていただくということをしていただきたいということですが。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

道路のセンターライン等につきましては、交通安全対策の中で、必要な部分は先に行って、残した予算を年度末に一斉に引かせていただいているというところがございます。今のご指摘で伺っているということなんですけども、改めて詳細に教えていただけましたら対応させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

個別のところはまた申し上げるのと、あと、一度また点検をしていただいて、危険な箇所がないかというのは、されてると思いますが、再度していただいて、必要なところには行っていただきたいということで、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

返事要りますか。

委員（是枝綾子議員）

じゃ、一言。

建設課（谷野栄二課長）

点検して、消えてる箇所については対応してまいりたいというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

お願いします。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（是枝綾子議員）

もう1個。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

すみません、その交通安全対策費の次の街路灯費のところではありますが、一般的に水銀灯と言われているところ等が中心のものなんでしょうか、この街路灯というのは。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

建設課（谷野栄二課長）

そのとおりです。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

道路照射灯って言われている分だと思えますけれども、それについても大変暗い箇所があったりとか、幹線道路や結構広い道、防犯灯ではカバーし切れないような、ちょっと交通安全上必要だと思われる箇所については要望もしたいと思うんですが、新しくつけていただきたいという箇所もまた出てきてますので、それは対応していただけるんでしょうかということ。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

その場所の状況にもよると思うんですね。だから、単に暗いから、じゃあ増設していくということで、今まで多分ふやしてきたと思うんですね。ですから、必要でない部分にもたくさんついているのが現状なんですね。一たんつくと、それをなくすことはできませんので、新しく新設する箇所につきましては、それが客観的に見て必要なのか、危険なのか、そこらは十分と研究させていただいて、必要であれば対応していくということになるかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

必要な箇所というところについては、個別にまたお願いいたしまして、防犯灯では新しくつけるのはなかなか難しいというきのうの議論もありましたので、防犯灯でなく水銀灯というんですか、そういったところで対応したほうが良いというところは要望させていた



だきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（三宅良矢議員）

そのまま、はい。

委員（是枝綾子議員）

あと、97ページのところの大津川の河川公園の管理委託料に関してなんですけれども、1,000万円、年間出ております。指名競争入札で3年に一度ぐらい入札をされてはいますけれども、今現在の請け負っていらっしゃる場所の問題なのか、忠岡町の問題なのか、ちょっとなかなかこれだけ雨も降り、暑いということで、かなりのり面のところや遊歩道の周りの除草、草刈りが追いついていないという苦情もよくありまして、それについてももう少し頻繁に除草もしていただけて管理するというをお願いしたいんですけれども、仕様書上はどのようになっていますでしょうか。それがこの今現在の委託料の範囲で回数をもっとふやせるものなのか、ちょっとそのあたりがわかりませんので、ふやすということはできませんでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

河川公園委託も私、担当になりまして、公園内を全て調査をして、刈るところの面積も把握をしながら仕様書をつくってまいったわけでございますけれども、面積がかなり広大でありまして、その面積、今の委託料というのはほとんどが草刈り料なんです。草刈り委託みたいな感じなんです。費用の構成からいくと。ごみ拾いとか、トイレのトイレトーパーを入れたりとか、そういったことがあるんですけども、費用の大半は草刈り費ということになっております。

公園の中につきましては、土手の斜面も含めまして年間に3回、土手の陸側、住宅地側については年間2回というような計算になっております。昨今の草の生える状況を見ますと、その回数でも足りてないという状況が見られますけれども、その回数をふやすと、委託料がその分だけふえていくということになるわけでございます。

今の委託業者の状況を見てますと、私、見ていると、仕様書以上の回数をこなしていただいておりますけれども、それでもこのような状態であると。個別に車が通って草が当たるという苦情、要望もいただきますので、その際にはピンポイントで私どもが行ったりとか委託業者の方にやっていただいたりとか、そのように個別に対応しているわけでございますけれども、基本的には、この公園側を年3回という仕様書の内容は、このままうまいこと工夫しながら、苦情が少なくなるような形で運用というんですか、していきたいなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

土手の草刈りは、大津川の河川公園のところのあたりは年3回で、それ以外のところ、堤防の道路というんですかね、道路のところののり面のところは年2回ということ。

建設課（谷野栄二課長）

住宅地側です。堤防道路の公園側は3回で、住宅地側が2回です。

委員（是枝綾子議員）

川の中のほうですね。川側のほうののり面のほうは年3回で、住宅地側は年2回ということになっているということですね。で、これ、それ以上やっていただいていますということですが、多分そういう草刈りをしたら、草刈り前、草刈り後という報告書等はいただいておりますよね。何回していただいたんでしょうか、この年度はそしたら。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

建設課（谷野栄二課長）

一応、報告ということで写真はつけていただいているんですけど、公園がかなり広大になってますので、生えて茂った部分をこの月にやったりとか、残りは、上の部分はこの月にやったりとか、一斉になくなるわけじゃないんですね。そういうことで、草刈りの写真は提出していただいていますけども、1回目これ、2回目これとかいう形にはなってないですね、月別の報告になっておりますので。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あまり細かいことはまたお聞きするんですが、日報とか、毎日、日々、報告書というのは出していただいているし、1週間とか、そういう月に1回ということではないと思いますので、1回作業をその日されたら、ここまでしましたという報告というのは写真つきでは来てないんですか。

建設課（谷野栄二課長）

それは月に1回出していただいています。これは新浜緑地も含めてですけども。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

本来は毎日、管理を委託されてたら、職員さんが多分直接されていたら、上司にどうか、管理者に報告する義務はやっぱり職員にはあるかと思いますが、遊んでたか、仕事してたかって、ちゃんとそれをしないといけないから。だから、それを職員がするんじゃなく、委託したら、委託業者も同じように報告を、本来毎日、日々いただくということが、本当されたんやったら、そういう毎日報告はいただく形にはなってないんですね。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

この管理委託はよくわからないですけども、例えば工事なんかありますでしょう。あれも毎日日報は工事つけるんですね。けど、それは毎日報告を発注主にするわけではなくて、大体が月別にまとめて報告して、それも会議で報告して、最終的に成果品としては工事完了時にまとめて出すというのが一般的ですね。ですから、この1カ月ごとの報告が特に間隔があいてるかとか、そういうふうには思っていないです。適切であるというふうに考えています。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

日報という形式はとっていないということで、月とか、その事業の工程が終わったらという、そういうスパンでの報告ということですね、今、忠岡にあるのは。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

日報はつけていただいていますけども、その提出は月ごとに出してもらってるということなんですね。これはシルバー人材センターも全て同じです。請求書を出していただくときに、この1カ月、どんな作業をしましたかということを報告をしていただいと。委託されてるところは、当然ながら毎日つけてるものというふうにご考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。毎日のこういったことをしましたというお写真というのは、特には日報にはついていないということですかね。はい、わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一応、住民からのそういうお声というか、そういう苦情等がなかなか絶えないというんですか、追いついてないということでもありますので、また、うまくその除草がきちんとされるように、交通の邪魔にならないようにということで、またぜひ回数もふやしていただきたいし、あとボランティア等、そういったのをやってあげるよというふうな方で、勝手に自分でボランティアで個人的にやってはる方もいらっしゃいますけど、そういういろんな力を借りながら、ここをちゃんと管理していただきたいと。管理をしていただきたいということで、またよろしく願いいたします。

建設課（谷野栄二課長）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

今、管理をさせていただいて、確かに年に3回しか草刈りがないので生えてる時期もありますけども、公園利用者の方から草が生えて使いにくいとかいうクレームは基本的に我々は聞いてないんですけども。大津川の河川敷を通る車の方は、草が車に当たるというのは年に何回か聞きますけども、そうしたお声というのは我々に届いてないんですけども、それは実際あるんでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

実際にありますし、議員各個々人聞いていらっしゃるかと思いますし、ありますので、その都度届けるようにと、直接言っていただくというのが一番よければ、直接言ってくださいということもこちらからも申し上げるし、私たちもお聞きしたらお伝えさせていただくということで、そのように今後させていただいたら、それは聞いていただいて対処できるものは対処していただけるということですね。わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。他に。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたら、もう1カ所、河川公園の補修工事に関連してということで、その河川公園の中にトイレがあるんですけども、そのトイレの蛇腹がどうしても閉まりにくいと。外にあるというのと、増水したときに水をかぶるという、いろいろそういう悪条

件があって、なかなか閉めにくい。大人の力でやっとかさ閉められるので、子どもがそこで野球をやったり、サッカーをやったりしたら、その子どもの力ではちょっと閉めにくいというところもあるので、また時々点検もしていただいて、子どもの力でも閉めやすいように、ぜひちょっとご努力いただきたいということでお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

ほかによろしいでしょうか。他に。松井委員、お願いします。

委員（松井匡仁議員）

すみません、1つ、交通安全の面から言うてええのか、土木の工事のほうから言うてええのかわからんですけれども、河川敷の道路を子どもが自転車で通ってるんです。子どもには「危ないからやめときや」と言うんですけれども、馬瀬と忠岡東のところから線路を越えて、旧の26号線のところに上がり口やおり口がないんです。そこにあれば、一番危険な踏み切りのところを子どもが自転車で通らんで済むんです。ですんで、できたら、旧の26号線から山手向いてのところに1つと、で、青空のところ階段だけついているところがあるんですけれども、あっこに上がり口があれば、ほとんどの子は踏み切りを通らんと中を通れるんです。交通安全の面からも、そこへちょっとつけていただきたいと思うんですが、これは忠岡町の仕事にならないんですよね。大阪府なんですよね。その辺の要望をまたちょっと一緒に働きかけていっていただきたいなと思うんで、よろしく願いいたします。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

確かに危ないですね、あそこ自転車が通ると。スロープにつきましては、たしか南海線から上にすぐに1カ所、グラウンドに駐車場のあるところ。その上にもスロープが1カ所、グラウンドの上側についてまして、その次が馬瀬やったかな、北出のところですかね、にあるんですね。その間にちょっと1個ふやすとなると、ちょっと難しさはあるかと思いますが、今あるスロープをもっと自転車の方に安全に通れる通路として使っただけのような、そうした誘導というのはできると思うんですね。自転車の方はできるだけ公園の中を歩いて下に移動するようにとか、そうした誘導につきましてはすぐにでもできますので、検討させていただきたいと思います。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。杉原委員。

委員（杉原健士議員）

河川公園のことを私もちょうと。馬瀬の二重堤防のところの除草とかいうのも、あれは別やな。大津川の河川公園の委託料とは別やね。あっこも、あの辺の二重堤防のここには、やっぱり一部忠岡町の土地というのはあるの。みんな私ですか。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

建設課（谷野栄二課長）

堤防の部分につきましては、もともと国有地で、平成17年から忠岡町有地に移管されたということになっておりまして、今は忠岡町有地になっております。

委員（杉原健士議員）

あの辺の除草もね、近隣住民の方々からよくクレームが出てるんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、高月北の高板橋を下って、そのまま浜町へ抜けられますわね。あの道が意外や意外、通学路といおうか通勤路というんかね、府中の駅へ抜けるというな中で、かなりのスピードが出てるといふご指摘を得まして、そのところの丁字路になるところにちょっと右側かな、こっち側から行ったら山側になるんかね、あの辺にちょっと分譲ができてるとかいう。その辺のカーブミラー等がちょっとないとか言うて、子どもが危ないんやというて、スピードの減速の方法はないか。あの青空市場か、あんなところに信号なんかつけられへんものな、当然。あっこのスピードがかなり出てるといふて、ちょっとご指摘を得てますので、何かその対策というのは、結局はまあ看板とか、そんなものしかないわな。下りやから余計なのかもわからん。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

建設課（谷野栄二課長）

それは自転車の話ですか。

委員（杉原健士議員）

車。車やねん。車がやっぱりスピードが出てるといふ。

建設課（谷野栄二課長）

減速の方策であるのは、例えばシケインと申しまして、少し車道のところに何か障がい物をつけておいて、わざと減速させるようなものであったりとか、路面に少し凹凸をつけて、車が走るとドーンと音が鳴ったりするような方法とか、いろいろと手法はあるんですけども、なかなかそれをつけると、ご近所の方からのクレームが多いというようなことがあって、なかなかその普及されてないということもあるんですね。アメリカなんかは法律

で、住宅の入り口には必ず段差を設けるように法律で決まっています、アメリカへ行きますと住宅地の周りには必ずそれが今ついてるんですけども、日本もそうならばいいなというふうに私は思っていますけども。

あとは、路面に塗装で少し狭く感じるような塗装を塗ったりする、そういったのもあるんですけども、これも費用をかけた割にはあまり効果がないなというところもありまして、なかなかその対応策がないというのが現状でありますけども。

今言われたところ、カーブミラーは確かに1面しかありませんので、ちょっと2面にふやそうかなということも言うておりますし、何かしら減速するような注意喚起できるようなものがあれば、そのポイントに限って検討してまいりたいと思います。

委員（杉原健士議員）

そういうクレームというか、言われたもので、ひとつよろしくご検討をお願いいたします。

それと、河川敷のお話、いつも言うてるように、伸びてる、クレームが出てる中で、もっと競争原理を得る、今、谷野君の答弁では広大な土地になってるんできると言うてるけど、例えばもう切りのええところで半分に切って、競争原理を働かすように業者を二分さすとか。ご指摘のあったこと、私に入ってきたのでは、四半期できっちり入札をすると。1年だったら1,000万かけるんやなしに、ちんたらちんたらさすんやなしに、四半期できっちりとめり張りをつけて、春やったら春、秋やったら秋、そういうふうな区切りのある契約委託方法はないかというような問題。1回荒らげて物を言うたときやったらね、何やったらもう委託なんか誰もやらわんと、ぼうぼうに生やせやと僕も言うたことあるんやけど、ほんまにぼうぼうに生やしたら、今度、住民の人がみんな一生懸命抜いてくれますよ。中途半端にああいうふうに委託されて、中途半端に切られてるさかいに住民が文句言うんであって、もうぼうぼうにしてくれるんやったらぼうぼうにしてくれたら、僕らでも行って一生懸命しますよ。それが中途半端やからそういうふうな指摘があるというのも1つですので、その辺もよう考えながら、やり方を今までもだらだらだらだら、ここ何年かんねんと言うて、2年スパンやったやつが3年になったんかな、何かそんなんやったような気もするんやけど、2年契約のやつが3年になったり、どこでどないして変わったんか知らんけど、そんなんもあつたし、それで僕も前々からちょっと言うてるように、ヤギを飼うたらどうやというやつも、なかなかお答えはあかんようなことを言うてるけども、1回ちょっとしたところだけでヤギを放牧させてロープでくくってたら、草をみんな食べてくれるんやさかいに、1回試しでやるとかいうのも大事なかなと思ってるんで、その辺も踏まえてちょっと本当にこの河川公園の管理委託料という問題というのは、一千何ぼも出てるんやから、僕らも個人的にこんなもん請け負ったら、これで飯を1年間食っていけるんやからね、うまいことやったら。その辺もよく考えてやってくれたらええんかなと。それがやっぱりなってくると思うんやけどね。

それともう1つ、僕はあまり建築法とか、あんなん詳しくないんですけど、普通、道が狭くて家を建てたら、今度うちの息子が家を建てたときやったら、セットバックというような問題、中心線より2メートルで、隅切りというような問題がありますわね。それが今度、更地になりました。それで、空地になったところ、更地のところに何をつくるんかわからんけど、ブロック塀をしますというたら、それは目いっぱいいいの。隅切りはせんでええんかとかいう問題が1つと。

それで、中1丁の常然寺さんと神社のところに、昔は塀がなくて、建物があって、建物をこぼちましたと。そこを目いっぱい80センチぐらいのブロック塀を通して、たしか僕の記憶では、昔は和歌山側から入ってきた軽四トラックが抜けられたはずなんですけども、今は何か知らん間に、通ったことないんやけど、抜けられそうにもないような形になってるんやけど、あの辺の監督指導とかね。

というのは、片一方の1丁目のタナカさんのところですか、新しい家が建って、セットバックして、何か車がもし間違えてあっこへ入ってきたら、すうっと上からでも今度右折できるように入ってきて、神社のほうに抜けようと思ったら、最後へ来たら閉まってしまいましたというようなことで、今度バックしていったら、ほかの家へ当たるという可能性があるわね。

そういうところ、駅前のお阪側のところも1回買うたんかな、立ち退きというか、つぶした後に忠岡町が何平米か買いましたやんか。ああいうふうな形で、やっぱりああいう道というか、監督指導をして、ようけお金を持ってるところの人が地権者やと思うんやけども、何か監督指導してセットバックしてもらおうとか、また何やったら町がちょっと何メートルか借り上げるとか買い上げるかするかというような方法とか、指導とかいうのはないんかな。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

まず、建物を建てる際に、道路中心から2メートル交代と隅切りというのは、これは法律で決まっています、今は皆さん法律どおり建てられてるんで、その部分は広がっているということでもあります。

一方、建物がない状態につきましては、そうした道路を下がらなければいけないという法律がございまして、敷地いっぱいブロックを積んでも法律違反にはならないというようなところで、ご指摘のところにつきましてはそういう形なのかなと思いますけども、もともとパーマ屋さんがあって、軒先はそこまであったんかもしれませんが、壁は控えてたもので、確かに議員おっしゃるように車が通れていたかと思います。それが軒下いっぱいブロックを積まれたら、それは通れなくなるのも道理で、そこにブロックを積むのは私も理解できませんけども、現状としては議員ご指摘のとおりですね。



町として道路を構成していく上で、必ずここは欲しいんだというところは、当然ながら我々も買いに行ったり、今おっしゃっていただいた駅前ですね、あれも大変苦勞しましたけども、あの道を何メートルか買い取ることによって今の駅前空間があるわけで、そうしたところにつきましては、町も費用をかけて、労力もかけて買い取りに行くということで、その奥まったところを買いに行くというのは、なかなか現状では厳しさがあるのかなというふうには、今現状では考えています。

特に周りのご近所、また自治会からの要望をもし持ってきていただければ、こちらとしても何らか説得に上がったとか、そういったことは行くのはやぶさかじゃないんですけども、現状としては一軒一軒のところをつかまえに行くというんですか、というのはちょっと難しさがあるというふうには考えております。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（杉原健士議員）

まあ、口酸っぱに言う人はおらんと思うけど、良識的な問題でちょっとひどいことするなあというような人は多々おると思うんですけどね。それが小さい、シューツと線ぐらいのもので積んでたら、それは車でも何でもそこへ乗り越えてでも行けるというようなものやけど、その辺の今後また空き家対策等々で出てきた場合、そういうふうなことが頻繁に起こってくる可能性があるよね、あっこだけやなしにね。そのときに、また軒先の軒下でそのラインで落とされてどうのこうのというてきたら、またどんなになっていくんかなとかいうようなものもあるんでね。あっこだけに、別に憎くて言うてるんと違うんやけど、限らず、そういう指導とかいうようなものもやっていただいたらありがたいかなど。どない見ても景観悪いものね、あれ。ちょっと良心を疑うなというような感じにも思いますし、消防上というようなものもあるし、何やったら別に消防署から言うてもろて、知りませんよというような形で、こんなんじゃここ皆火事になりませというような形で、尺度を変えてちょっと言いに行くとか、そういうふうなことも考えていただきたい。

それと、ヤギのほうはどないでっか。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

建設課（谷野栄二課長）

今まで幾つか何回か答弁させていただいたこともありまして、私、三重県で、民間の方ですけども、宿泊施設でヤギを飼ってはる方がおられまして、そこを、たまたま飼うてたんで見てきたんですけども、やはり今、外来種の草というんですかが多くて、全ては食べないので、結局は手引きが必要だということをおっしゃられてましたのと、それと草だけでは、やっぱりヤギというのは病気になるらしくて、補助飼料というんですかね、それに結構かかるでということもおっしゃられてました。確かに規模を大きくしてやれば一定の

効果は出るのかなとは思いますが、そうしたことで費用は少なからずかかるというのが、まず第1点ですね。

それと、近年、ゲリラ豪雨じゃないんですけども、我々が予測してなかった雨が突然降って、二、三時間後に大津川が冠水するということが最近たびたびあるんですね。そのときに、ヤギの放し飼いをしておいたら、勝手に高いところへ逃げるんかもしれないけども、安全なところに逃がすという仕事ができるわけなんですね。そうしたところをどなたに担っていただけるのか、そうした管理上の問題も出てまいりますので、確かにエコということに関しては大変いい効果があるのかなとは思っておるんですけども、現状の我々の今の体制では、ちょっとやっていくのは難しいというふうに感じているところでございます。

委員（杉原健士議員）

一例で言うと、河川に限らず、こういう役所の前でも休田というんですか、何も植えていない、耕していないというような田畑ですね。そういうところにでも近隣住民の方からのいろんな、役場への苦情対策というんです。別に河川に限らず、別にこの田んぼでもいいわけなんです。そこの施主さんに言うて。そういうふうな形でやっていく。僕の聞くところでは、岩塩だけなめてたらいけると言うてるんやけど。外来種、どんだけ草、話をしたことがないからわからんけども、どんな草が好きで、それはおいしいのから食うていくというようなことも聞いたことありますけど、残り、是枝さんに食べてもらわなしようがない。まあほんまに1回考えてください。お願いしときます。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

雑草の除草に関してのところ、先ほどちょっと議長がおっしゃられた副堤のところですね。東2丁目と馬瀬3丁目の間の、あい眼科のところの辺のあれを副堤と言うんですかね、何か二重堤防の。そこは除草シートをかけていただいていたんですけども、はがれてね、その除草シートもいろいろピンからキリまでありまして、しょっちゅう刈りに行くその費用と、除草シートを張ったほうが、その辺の効果というんですかね、そういったことも考えていただいて、除草シートがいいという場所については除草シートを、ちょっとお金かかるけど張っていただくということも1つの方法ではないかなということ。

実はその除草シート、もう8年ぐらいたつんでしょうかね、そこは以前、教育長さんにも言いましたけれども、東小学校の子どもがそこをずっと歩いて、びりびりに破いているみたいな、そういったこともありましたので、登られたらちょっと除草シートって弱いのかなというところなので、ちょっとそういった、乗らないように指導はしていただいていると思いますけれども、除草シートで対応できるところはまた考えていただけたらなという

ことで、お願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

建設課（谷野栄二課長）

あの副堤につきましては、緑のマスタープランで緑水園から河川公園に至るまでの間の一応緑のネットワークというところで位置づけをしているんですね。で、まだ緑水園のところには町営住宅がありますので、今すぐとはいかないんですけども、後々はあそこを人が歩けるところの空間にしていきたいというふうに考えておるところなんです。今回はそこでたまたま住宅会社が建て売り住宅を建てまして、かなり交渉しまして、一部、その建て売り住宅側から町営住宅側に抜ける通路をつくってもらいました。土も一部削っていただいて。ですから、今、通れるようになってます。

それと、残りの間があまり距離が長くないので、いっそのこと土を削ってしまいたいなという思いもちょっとありまして、だが、それがいつになるんだという話になって、それまでの間、防草シートということもあるんですけども、今、そうしたことでちょっと決めかねてるというんですか、ところがあります。防草シートで100万円お金をかけるんだったら、100万円をかけて土を削りたいなという思いもちょっとありますし、そこはちょっとお時間をいただいて、よりよい形にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

では、すみません、僕も1点だけちょっと質問があるんで、かわらせていただきます。2点や。ごめんなさい。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。三宅委員長、質疑をお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

すみません、昨日の災害とも多少かぶってくるところがあるんですけど、無電柱化。今、大阪市内でも御堂筋とか一部されてると思ひますし、最近でしたら新興開発の地域ですよね。でっかい工場がつぶれてとか、山を切り開いてとか、何十軒とかあるところで新興開発のところは大體無電柱化されているところが多いじゃないですか。この辺でしたら和泉市の開発されたとことか、あと貝塚でしたら、新興住宅で50軒ぐらいあるところかな、とかも僕も見に行きましたし、そこの議員からもちょっと話を聞いたら、それをすることで、確かに買うときには1軒当たり50万から数十万円の負担は発生すると。ただ、売るときに資産価値が全然下がらへんから、結局やっというほうで、その地域の人たちはええし、すぐ売れたというんですよ。初めは、無電柱化したら50万、100万コストが

高くなるから、みんなどうやねんと言うんですけど、意外とやったら、そのほうが売れると言われてるんです。

忠岡は今ね、まだそこまで大規模開発という土地自体がないんですけど、例えばこれからちょっと工場がまたなくなっていくって、何十軒もバーツと建つようになったときには、そういうとことか、あとは一定規模以上の面積があるような会社とか、そういうのが建てかえるときは、その部分に関しては無電柱化するようにとか、そういったことを条例等で縛りをかけていくこととか、景観を見越して、そういうような計画をつくっていくことというのはできないでしょうか。

副委員長（小島みゆき議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

実は忠岡で1軒だけあるのです。正木美術館の前の住宅地が無電柱化をやってます。あれはやっぱり設計者が高い意識を持ってまして、電柱が嫌だなあと。道路管理者としては大変嫌だったんですけども、敷地の中に配線を転がすとかいうような手法を使いまして、小さい住宅地ですけど、電柱がないのを実現やってます。

それを一般的にということなんですけども、確かに台風の風害で電柱が倒れたりとか、そういったことで国も無電柱化と言ってますけども、なかなか市町村の道路の中はいろいろなものが埋まっております、少ない道路幅の中で電柱を埋めるのは現実には不可能なんです。けど、先生おっしゃるように、新しい住宅地の中だったらできなくはないというふうには思いますけども、ただ、1軒当たりのコストが上がってしまうということで、今、私どものところに来ている開発業者というんですかね、そこにはちょっとまだ受け入れてもらいたい、啓発はしなくちゃいけないかもしれませんが、どうしてもやっぱりコスト優先になっておりますので、忠岡町であれば分譲住宅、幾らでないと売れないとか、そういうのあるらしくて、そこが優先されておりますので、難しさはあるとは思いますが、そうした啓発をするのは大丈夫だと思いますけど、条例化はちょっと厳しいかなというふうに思います。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

でも、要はそれが上がっても、資産価値、転売するときに下がらないということで、意外とそれは受け入れられてるとは聞くんですよ。何しろ他人の財産権を侵害するわけでもなく、それって平準的には皆さんがいい形でコストを負担するわけですよ。住宅会社が受け入れがたいからしないという、この町のあり方という、そもそも論でどうなんかなと僕は思うんですよ。それって、じゃあ住宅会社ありきの忠岡町の景観なんですかって。僕は今そう受け取ったんで、住宅会社がこういう景観でコストが安いからつくりたいんやと

言うてるから、忠岡町の景観はそれでいいんですよと言っているようにしか受け取れなかったんですよ、今、すみません。でも、それではないと僕は思ってるんですね。少なくとも、すぐにそんな無電柱化なんてあり得ないですし、今ある家にしろというのはないですけど、一定、開発していく業者なんかこれから次々出てくると思うので、そういったことというのは重要なかなと思うんです。それは住宅会社が言うからというのは僕は全然違うことやと思ってるので、それは町として、町の景観としてこれが望ましいと思うからするのか、しないのかというところになってくると思うんです。その視点で検討していただきたいし、ご回答もいただきたいと思うんですけど。

副委員長（小島みゆき議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

すみません、私の説明が悪かったかと思えますけども、基本的に、民間の事業者であったり個人が住宅を建てる際に、一定その法律によりましていろいろなルールが決められておるわけでありまして、今、その電柱を地中化することによってコストが上がってしまう。逆に、電柱があっても家が建つわけですし、なくても、地中化されても同じ機能になるわけで、そのコスト負担をどれだけご理解していただけるかということだと思いませんね。

町として無電柱化を推進していくんだというところで意思統一されて、指導していくことも大事ですし、逆にコストが上がることによって、法律で決まってないところ、法律で決まってないものでコストが上がることによって、もしかして建てる住宅、住民の方がもう少し安く建てられたのにコストが上がってしまう。そうした訴えをもし我々が受けたときに、どういうふうに答えていくのか、そういうあらゆる面を考慮すると難しいというふうに私は考えています。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

それを訴えられたときは、我が町としてはこうですって、ちゃんとしっかり説明することと違いますの。住民1人1人が、うちはコストが高なったねん、どうしてくれるねんと言うてきて、ころころ条例を変えるんですか、やり方変えるんですか、方向性変えるんですか、内容変えるんですか。これはおかしいと思うんですよ。僕はそれは行政ではないと思っています。

副委員長（小島みゆき議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

基本的に住民であったり事業者の皆様にご負担いただくときには、法律の範囲の中でし

か、規則というんですか基準を決めることはできないということに原則的になってまして、自治法上の条例でつくれなくはないんですけども、そうしたときに法的な根拠がございませんので、そういうものは要らないという方も当然おられるわけでありまして、その方に対してどういうふうに対峙していくんかということが、そこも考えていかないといけないというふうに考えております。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

いや、それは議会として、ちゃんと最終的にはここで決をするべきことでしょうか、説明を。変な話、個人個人の意見を全員聞いて回るんですかと。そんなんあり得ないじゃないですか。最終的には方向性、できる範囲での条例化して決めていくわけじゃないですか、議会という場で、町のあり方を。

副委員長（小島みゆき議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

一応、議会で議決をいただくわけなんですけども、訴えを受けるのは我々理事者側、忠岡町長になりますので、議会が訴えられるわけではございませんのでね。それは、その法律に基づいた指導であるのかどうなのか、そこらが重要なのかなと思いますけども。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

だから、僕、法律を超えてまでやれとは言っていないじゃないですか。だって、京都の景観条例だって法律を超えてないわけでしょう。でも、めちゃくちゃ厳しいじゃないですか、あれって。芦屋だって、看板はこれ以上の大きさはあかんとか、この色はあかんとか、めちゃくちゃ厳しいけど、それは法律を超えてないわけじゃないですか。それって、でも芦屋というまちはこうやっていくんやというからやれてるわけですし、何の問題もないし、じゃなくて、そういうのが厳し過ぎるから嫌やという人は来ないわけじゃないですか、一定。そういうのは、まちづくりとしてのあり方として、町として、市町として示すのは全然問題ない範囲やと思うんです。

副委員長（小島みゆき議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

恐らく京都もそうですし、そうした景観でまちづくりをやっていくというところに関し

ましては、当然ながら市の総合計画であつたりとか、もちろん景観条例を持たれてるでしょうし、その中にしっかりとこういう方向性でまちづくりをしていきますというマスタープランでそうしたことを書いてると思うんですね。で、当然ながら住民、また議会の皆様も含めまして、そういうコンセンサスが得られてて、その上でそういう負担というんですか、制限をかけてるということだというふうに考えております。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

それはやっていくほうが僕は住民にとってメリットがあるから言うてるんですよ。要は、負担、負担と言いますが、トータル売るときの金額が下がれへんということは、それは負担を上回るメリットを受けてるわけなんです。ご理解いただけますか。要は、家を売ります、こういうのを手放しますというときに、そういうところの地域やから、その金額よりも、普通の一般的な下がる売り値の価格が縮減されるわけなんですよ。これはどの地域でも大体それが実証というか、そういうことになってるわけじゃないですか。それは別に住民に対しての不利益ではないと僕は思ってますし、それは方向性としては検討の1個に加えていけないといけないと思ってるんで、今後のマスタープランなり、都市計画、まちの計画なりは、そういったのはなしでは議論はすべきでないと思ってます。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

これから検討していく都市計画マスタープランの中でも、無電柱化を目指していきましようというぐらいの啓発的な文言を入れることは可能かなと思いますけども、具体的にそれを制限をかけていくというのは、やっぱり本当にやるんだったら、私、今言いましたように、町全体の施策としてきっちりとした個別計画もつくって、住民また議会の皆様のご理解も得てやっていくべきことかなと思いますので、できましたら、その無電柱化をして災害にも強いまちづくりにしていきましょうとか、そういったところからスタートするんだったら、そのようにはさせていただきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。では、あともう1点。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

先ほどまた質問にあった防草シートの件なんですけど、どういうもののどういうのを使

ってるか知らないんですけど、だんだん品質もよくなって、ちょっとやそつとの外来種の抜けないやつも結構出てきたりしてて、どれぐらいを敷いていくのか、どれぐらいの金額がかかるのかと、ある程度は聞いてるんで、このぐらいの金額かなと頭の中ではあるんですけど、例えば先ほど大津川の堤防沿いですよ、確かに夏場の7月、8月ぐらいで刈っていただいて、それから一、二カ月、大体2カ月ぐらいあいてから、また刈っていただいとると思うんです。確かに年に4回から、もしかしたら5回ぐらいやってくれてるかなと思ってます。僕はよう使うんで、あの大津川。

ただ、やっぱり生えてくる勢いのほうが強いので、前も質問させてもらったんですけど、防草シートで道から1メートルとかをずうっとやっていただくとか、じゃあ、お金どうすんねんということになれば、例えばですけど、最近でしたら泉佐野とかが、微々たる金額にはなると思うんですけど、ネーミングライツですよ。50、100、安かったら10とかでも5とかでもいいと思うんです。それがどこまで、じゃあ企業広告になるのか、そこはわからないです。ただ、そういうことで、例えばですけど、呼び合うことで、企業としてはここに新しく企業ができてたら、あっ、こういう会社ができたんやという啓発にもなるし、社会貢献、忠岡町に対する貢献という意味でやっていただいてもいいと思う、お願いできるかなと思うので、そういうような原資をネーミングライツみたいな形でやって、それで入ってきたお金で必ずやるとかいう、目的化したような使い方を仕組みとして回していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

確かに防草シートを1メートル張ればね、車に当たらないようなということで効果は出ると思います。ネーミングライツというお話もございましたけども、一応あそこ河川敷の道路ということで、本来は土木事務所の管轄で、堤防があるということで、その頂上部分を道路として本町が占用して使わせていただいとるということなんですよ。道路を使うということで、その道路の脇の1メートルぐらいは、我々今、除草の義務があるわけなんですけども、その防草シートをしたほうがいいのか、回数を少しふやして、出ないように、車の通行障がいにならないようにしていったほうがいいのか、それに対する財源が今、ネーミングライツということがございましたけども、そこも含めて、ちょっとまだ考えがまとまっておりませんので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。すみません、副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）



委員長。

委員（三宅良矢議員）

今、発議させていただきただけですんで、また検討いただいて、あと車に当たって危ないということもあるんですけど、僕、小さい子どもを後ろと前に乗せてるんですよ。その子の目線が、伸び切ってきたときに、ここに当たってくるんですよ。やっぱりけがとか、要はどちらかという、車やったら守ってくれますけど、自転車やったら守ってくれないので、そういったようなけが、それはそこの道も一緒なんですけど、そういったこともちょっと念頭に置きながら取り組んでいただきたいということでお願い申し上げます。

以上です。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたします。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

以上で、この質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、98ページから103ページの第9款 消防費につきまして、担当課の説明を求めます。

（担当課：説明）

委員長（三宅良矢議員）

質疑の前に、お昼を迎えますが、消防費、最後までいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

質問したい項目、質問項目、先に全部申し上げる形で、ちょっとダーッと言いますが、そのほうがご準備。

委員長（三宅良矢議員）

ちょっと待ってください。何項目ありますか。先に控えさせてください。

委員（是枝綾子議員）

6項目。

委員長（三宅良矢議員）

すごい。すみません。

委員（是枝綾子議員）

すごくないです。簡単な数字を聞くだけのものもありますので。

委員長（三宅良矢議員）

6項目ありますので、質問をどうぞ。

委員（是枝綾子議員）

まず1つ目は、98ページのところですが、常備消防費の一般職給の39人ということで、前年度は37人で、条例定数39からしたら2名がちょっと欠員状態ということでありましたが、この30年度は39名ということで定数を満たしていらっしゃるということで、よかったなと思うんですが、今現在、31年度はどのようになっているのかと、今現在ですね、というのが1つです。

それと、99ページのところの需用費のところ、災害備蓄品代ということで、一応備蓄品ね、3カ年計画で29、30、31と3カ年でそろえるというところで、一応まだ真ん中ですけども、でも31年度も入ってますけど、どこまでその備蓄品をそろえることができたのかということですね。それと、あと災害時に必要な資機材は今そろっていらっしゃるという確認なんです。

それと、あと3点目がですね、100ページのところの、これは主要な施策及びということ、これにも載ってありますけれども、救急救命士の資格取得養成事業ということで、救急救命士の資格を取られたということで、何名にられましたでしょうかと、これで。何名養成されて、今現在何名になりましたという、そういう人数をお聞きしたいということです。

4点目が、これは委託料なのかな、台風21号が昨年ありまして、実はそういう災害時の医療のそういったEMISですね。EMISは消防署も関係されてはるんでしょうか。それが、保健所が停電してダウンしたのでEMISが動かなくて困った消防署もあったというふうに泉州地域で聞いたんですが、忠岡町は困ることがなかったでしょうかということなんですが。

あと、101ページの工事請負費、先ほど65万9,000円の分は消火栓の分ですね。それ、負担金のほうに節がえされてるんですが、節がえされた理由をお聞きしたいという点。

それと、最後6つ目が、102ページのところの非常備消防費のところ、消防団員の条例での人員は45名なんですけれども、何名いらっしゃいますかということと、あと消防団員法が改正されて、必要な装備というものを今そろえていらっしゃるかと思うんですけども、どこまでそろっていて、まだ足りないのがどういうものであるかということもお教えいただきたいんですけども。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

6点、控えることができましたか。大丈夫ですか。では、順にご回答お願いします。

消防総務課（下川浩幸課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

そしたら、順にお答えさせていただきます。

まず、職員数の件ですが、現在38名います。で、定数が39名ということで、今後、採用の計画を立てながら、なるべく定数に近づけるように採用を予定しているところでございます。

次の質問として、災害備蓄品を今現在どれぐらい所有しているのかというところなんです。一応平成29年度から平成31年度までの3カ年をかけて、1日3食の3日間、37名分を最終的に備蓄として確保する予定でございます。現在は1日3食の3日間の22名分を確保しているところでございまして、あと残り、今年度で最終全て1日3食の3日分の37名分の333食が確保できるといった状況です。

次の質問の救急救命士の派遣に当たって。

委員長（三宅良矢議員）

一たん。どうしますか。

委員（是枝綾子議員）

資機材、食事以外の資機材はそろっていますか。

消防総務課（下川浩幸課長）

災害の備蓄の資機材の件ですね。これは台風に係る。

委員（是枝綾子議員）

いえ、台風ではなく。

消防総務課（下川浩幸課長）

消防全体の。

委員（是枝綾子議員）

全体で不足しているものはございませんでしょうかという。

消防総務課（下川浩幸課長）

これが、消防庁から示されている消防力の基準というのがありまして、その中に最低限必要な消防本部の救助資機材であるとか消防資機材というのは、数字が示されているところであります。

委員（是枝綾子議員）

ものすごい大きな数字でね。忠岡町ではちょっとというものやけど。

消防総務課（下川浩幸課長）

そこに到達するだけの資機材を整備しようと思ったら、かなり不足はあるところなんです。

すが。

委員（是枝綾子議員）

車両も全然ね。

消防総務課（下川浩幸課長）

その辺は応援協定のもとでカバーしていかないと仕方がないのかなというところです。

次に、救急救命士の件なんですが、現在、1名派遣して9名、救急救命士がいるという状況で、今後さらに学校へまた派遣を続けていって、さらに増員をしていく予定にしているところがございます。

次の質問なんですが、すみません、イーリスといいますか、これの意味がちょっとわかりかねるんですが。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

消防は関係ないのかが、でも災害時の、どこの救急の病院の受け入れが集中したり、ここはあいてるのにとか、いろいろその辺の調整をするというんですか、救急搬送するためのものが中心のシステムなんですけれども、保健所にあるんです。21号のときは、去年の台風21号ね、多分そんな必要な救急搬送が集中したと、この泉州地域でということにはなかったと思うので、それは別になくても、多分普通に通常どおりにいけてはいたら別にいいんですけど、お困りはなかったですかということで、去年の台風21号の救急搬送で。

警防課（柏木忠司課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

柏木課長。

警防課（柏木忠司課長）

去年の台風21号のときに関しては、救急件数自体は、実際出動したのは3件しかなかったんですけども、それ以外にいろいろな電柱が倒れている等、飛散物が散らばっている等の通報はかなりあったんですけども、救急に関しては3件だったんです。もしそういう救急の要請が集中しまして、多数の傷病者を搬送しなければならないという場合に、エリア災害登録というシステムがありまして、これは大阪府の救急・災害医療情報システムの機能の1つでありまして、そのシステムから災害時に受け入れの要請等を通知するという機能がありまして、そこから医療機関側から受け入れの連絡がそのシステムに入るといったシステムがございます。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

ひととおりの答弁を先にいただいてから。

委員長（三宅良矢議員）

それは選んでいただいて結構です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、今いただきましたエリア災害情報システムという、そういうものがあるので、災害時はそちらで対応できるということで、わかりました。お困りのことは特になかったと、当日。はい、わかりました。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

そしたら、続けて質問にお答えさせていただきます。

消火栓の工事に伴う節がえの件なんです、この節がえを行ったのが平成30年度からということで、2つ原因がございまして、まず1つ目として、この水道事業が水道センター、広域センターに移動するというところで、全てその工事の見積もりであるとか、契約であるとかが広域センターのほうで行われるというところで、広域センターに変わることによって消防からは負担金で支出するのが適正ではないかということで、負担金にすることになりました。

もう1点、理由としましては、以前、29年度、広域センターに変わるまでなんです、忠岡町の水道事業所がこの工事を受け持ってまして、同様に契約であるとか見積もりといった件も水道事業所のほうでやっておられたことから、本町では、消防本部では契約であるとか見積もりに携わっていないということで、支出負担行為を起こすタイミングがなかなか難しいところがありまして、その辺も考えますと、最終的に負担金で支出するのが一番やりやすいのではないかと、財政のほうと相談させていただいて、最終的に負担金で支出するという形になったところでございます。

次のご質問なんです、消防団の現在の人数というところで、定数は45名で、現員が今33名です。入団促進等活動を行っているんですが、なかなか入団していただけてないというのが現状です。

質問のほうは以上ですか。

委員（是枝綾子議員）

もう1つ。

消防総務課（下川浩幸課長）

消防団の装備品ですね。

委員（是枝綾子議員）

法改正に伴って。

消防総務課（下川浩幸課長）

消防団の装備品のほうも、消防団を中核とした地域防災力の強化促進法に伴いまして、基準が定められているところです。その基準をもとに、本町も順次整備しているところでありまして、現在不足しているのが、これ個数なんですけど、携帯用無線機が4つ、トランシーバーが11、あとチェーンソー、ジャッキが各1、可搬ウインチが1、以上のような状況なんですけど、これも順次整備を計画しておりまして、特に消防団の装備品にありましては国の助成がございますので、これを利用しながら順次整備を検討していらっしゃるでございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一番最初の人員のところ、条例定数の39ですが、今現在は38、定年退職された方とか、いろいろ採用等の関係で、今38ということですけども、来年の4月1日の時点ということが、今のところどのようになる見通しなんでしょうか。

消防総務課（下川浩幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

消防総務課（下川浩幸課長）

現在38名で、今年度の3月末で1名定年退職される予定なんで、37名になるところなんですけど、現在、1名採用を秘書課のほうにお願いしながら進めているところなんですけど、まだ1名採用というようには確定してない状況です。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

消防の方、1名採用されても、消防学校のほうに行かれますね。ということで、最初のスタートの時点では、1名退職されてということで、37名の状態でスタートされて、学校へ行かれて卒業されて、修了されて戻ってこられるというのが、またその大分後になりはるかと思うんですけれども、火災があったとき、一応最悪の事態を想定した話ということで、当直時、火災があった際に、本来でしたら消防自動車に4人乗らないといけないのが、4人乗れないということになってしまうわけですか、1名足らなかつたら。どうなんでしょうということ。

委員長（三宅良矢議員）

下川課長。

消防総務課（下川浩幸課長）

一応その各日の当務員が最低10名というのは絶対確保してまして、もし不足が、最悪風邪等でその日の当務の者が急遽仕事に行けないということになりますと、休みの者でかわりをカバーしているような状況で、常に1日10名というのはしっかり確保できてますので、消防車に4名乗らなあかんところを3名になるといったことはございません。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

39名の条例定数ということがありますので、人事のほう、採用される側のほうも、そのこともぜひ考慮していただいて、定足するようにぜひご努力いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

委員長（三宅良矢議員）

答弁求めますか。

委員（是枝綾子議員）

答弁は、人事のほうの公室長さんがいらっしゃるので、お聞きしたらいいでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

それは是枝さんの今の言い方が、どっちなんかなと思ひまして。

委員（是枝綾子議員）

いらっしゃるから答弁求めてもよろしいですか。

委員長（三宅良矢議員）

いいですよ。

委員（是枝綾子議員）

そのこともぜひご検討いただいて、人事採用のほうをよろしくお願いいたします。

町長公室（柏原憲一公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

町全体の職員数の状況もございますので、そのあたりも踏まえまして、消防のほうと検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

委員（是枝綾子議員）

お願ひいたします。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お昼になりましたので、都合により暫時休憩いたします。昼再開、1時10分からお願ひいたします。

（「午後0時13分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（「午後1時10分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

次に、103ページから132ページの第10款 教育費、及び第11款 公債費、第12款 予備費につきまして、担当課の説明を求めます。

（担当課：説明）

委員長（三宅良矢議員）

ご質疑をお受けいたします。ありませんか。

前川委員。



委員（前川和也議員）

よろしく申し上げます。決算書105ページでございます。実績報告書で言いましたら31ページなのですが、事業名が小学生の読書の推進事業なんですけれども、これは結果報告で、平成26年度から16冊程度で安定的に推移しているということなんですけれども、この16冊という数字はいい数字なんですか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

平成25年度から学校司書を配置することで、安定して1人当たり平均年16冊程度の貸し出し冊数があることにつきましては評価しております。また今年度、全国学力学習状況調査の結果からも、学校の授業時間以外に平日読書をする時間が10分未満の割合が、小学校が大阪府の平均より低く、改善傾向であることがうかがえますので、この点を含め評価のほうはしております。

委員（前川和也議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

いい数字ということで、ありがとうございます。本当に小さいうちの読書活動というのはその後の成長にも大きく影響してくるものだと思いますので、本当にいいことだと思うんですけども、ちなみにその読書の推進活動に関連して、課長、こんなものをご存じですかね。子どもの読書活動の推進等に関する調査研究というものは配布されていますでしょうか。これは昨年度末、31年3月ですね。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

把握はしておりますが、少し勉強不足で、詳しくは把握していない分も少しございます。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。すごくおもしろい中身になっていますので、こういうものも反映していただくようお願いしたいなというふうに思っております。

委員長（三宅良矢議員）

他に。前川委員。

委員（前川和也議員）

引き続き、よろしくお願いします。

決算書の106ページのあすなろ未来塾事業ですね。これも本当にいい事業だと思うんですけども、これ、実績報告では29年度と比べて、アンケート結果で児童・生徒の回答結果が載ってないんですけども、その理由をお答えください。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご指摘いただきましたとおり、平成29年度は児童・生徒と保護者それぞれに同じ内容のアンケートを実施いたしましたが、平成30年度につきましてはまとめて保護者に記入していただく形で実施いただきました。今年度につきましては児童・生徒と保護者、それぞれでアンケートを実施する予定でございます。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

まとめて保護者の方から回答をいただいたということなんですけども、その中で実際の児童・生徒の感想というのは、割合で言うとどんなものでしたか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

項目のほうは児童と保護者のほうがほぼ同じ内容になっておりまして、平成30年度につきましては保護者の方からお子さんに聞いていただいて、例えばこの塾に通うようになって学校の勉強がよくわかるようになったということにつきましては、61.5%ということで挙げさせていただいております。

委員（前川和也議員）

昨年度の調査でもいい回答が得られたということですね。

委員長（三宅良矢議員）

いいですか。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

小島副委員長。

委員（小島みゆき議員）

すみません、105ページに載っているスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーなんですけども、相談件数とかはどれぐらいあるんでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

スクールカウンセラーの相談件数につきましては、延べ448件となっております。すみません、スクールソーシャルワーカーにつきましてはちょっと相談件数のほうは把握のほうはできておりませんので、また確認のほうをさせていただきます。申しわけございません。

委員（小島みゆき議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（小島みゆき議員）

それは相談はやっぱりご本人様から、生徒さんから直接来られるのか、また保護者さんから直接来られるとか、そういうのとかは掌握とかはできているんですか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

スクールソーシャルワーカーにつきましては実際に相談件数という形では挙げてないんですが、例えば訪問活動ということで、学校に対して何件、あるいは家庭に対して何件等、そのような数字で把握のほうをさせていただいております。ちなみに、学校のほうには中学校14件で、家庭のほうは1件という形で把握のほうをさせていただいております。

委員（小島みゆき議員）

ありがとうございます。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

基本的に親からの相談がありまして、すみません、失礼しました。スクールカウンセラーにつきましては、生徒の相談件数が142件、親からが80件ということで把握しております。

委員（小島みゆき議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（小島みゆき議員）

それで延べで448。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

延べにつきましては、スクールカウンセラーにつきましては、例えば教職員が相談する場合等もございますので、その回数等も合わせたものということとなっております。

委員（小島みゆき議員）

ありがとうございます。その内容というか相談されて、それがちゃんと改善できているとか、そういうこともちゃんと掌握できているんですか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

内容につきましては学校のほう、教育委員会と連携をして、そのあたりの確認のほうをさせていただいております。それで引き続き継続してかかわっていただく場合は、そのあたりはこちらからも連絡等をとってという形でしております。

委員（小島みゆき議員）

ありがとうございます。しっかりと相談された方がちゃんとうまくいくようにというか、そういうふうに最後まで見ていただけるというのはありがたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

105ページのところの賃金のところで、支援学級介助員賃金に関してですが、多分5名分であろうかと思えますけれども、近年、支援学級在籍児童がふえている、さまざまな特性は多岐にいろいろあるということで、介助員の増員が必要であろうかと思えますが、

その点についてはいかがお考えでしょうかという点が1点と。改めて幾つか先に申し上げたほうが準備の答弁が、準備もいいのかと思いますので、すみません。

もう1点は、先ほどからも出ているスクールカウンセラーの賃金やスクールソーシャルワーカーに関してですが、これは不登校の児童・生徒のところにもかかっているところだと思いますが、不登校児童・生徒の人数ですね。30年度の3末でしたらもう多分出るかと思うので、小学校、中学校それぞれどのようになっていっちゃうか。それは増加傾向にあるのか減少傾向にあるのかということもお聞かせいただきたいんですが。

3つ目は、106ページのところの委託料のあすなろ未来塾の委託料に関して、これは日本何とか、塾の協会のところに委託して、来ていただいている、通っていらっしゃる方、お子さんについてはすごくいいということで評判をいただいているかと思いますが、実際ちょっとその中で聞いたお話なので、中に入れませんが、私たち。どのようになっているかというのはね。そのやっている現場には。なのですが、聞いた話なのでご確認いただきたいんですけども、到達別のクラスに2つに分けている。ある学年については、教科についてはということなんですが、到達別やからどちらかの教室に、どっちかと言うたらちょっとあれなんで、片方、2クラス到達別に分けて、片方は生徒・児童がいないというところが続いていて、片方だけしかいない。でも、先生はお1人ずついらっしゃる、いない時間帯に先生、ずっとそのままの状態ということになっている。お手伝いしてあげたらどうやらかとは思いますが、それもないというらしいので、実際の運営に当たっての状況について、やはり1人でたくさんのお子さんを先生が見るよりも、お2人を見たほうが良いような場合もあるでしょうし、ちょっとそのあたりの実態と調整をつかんでいただいて、子どもたちがちゃんと、より勉強に意欲的に取り組めるようにしていただきたいという点が1つです。

あと、続けて言いますが、107ページの小学校費に関してなんですけれども、修繕料ではないんですが、実は工事請負費に関してなんですけれども、直接この年度のじゃなく、忠岡小学校に、旧館のほうですね、トイレが校舎内にない、トイレのない校舎がありまして、そこは留守家庭児童学級も使っているところなんですけれども、外のトイレに行かなければいけない。その建物は1年生、2年生という低学年の子どもがまた使っているところだということなので、やはり校舎の中にトイレはつけるべきで、今いろいろな不審者とかいろいろ、そんな潜んでいたら怖いなど、外のトイレにと思いますので、そういう学校の中に、校舎の中にトイレを設置するお考えはないでしょうかという点ですね。

それと、あと就学援助に関して、110ページの扶助費のところと、あと中学校費のほうも扶助費で就学援助が出ておりますけれども、小学校、中学校それぞれで人数を出すと、またちょっとあれかと思いますが、受給率というんですかね、申請されて受けていらっしゃる率、パーセントですね。大阪府下で出ていると思うんです、各市町村ごとに、忠岡町は何%ですかということと、それは多いのか少ないのか、高いか低いかという

ところもわかれば教えていただきたいということで、就学援助の生活保護費に1.2ですか、生活保護基準の1.2という分についての、それを引き上げるお考えはないのかということですね。

あとたくさん、すみません、その就学援助ともう一つ同じように特別支援教育の就学奨励費というのを、この30年度から忠岡町、実施していただきました。これについて、なかなか制度がスタートしたばかりなので、周知徹底というんでしょうか、お知らせがまだ行き届かなかった分もあるとちょっとお聞きしておりますので、これについて該当する方にきちんとその情報がいくようにということはどうにお考えになっているのでしょうかという点。

とりあえず、いっぱい言いましたけど、まとめてよろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

今の質問はある程度まとまってお聞きいただきましたから、順次その辺を回答いただきますので、回答をお願いします。

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

まず、支援学級介助員につきまして、本町では配置につきましては支援学級在籍の全ての子ども、お子さんにかかわれるよう、支援学級に対して配置のほうをさせていただいております。支援学級の人数等がふえた場合は、新しくその支援学級を設置することで支援学級の担任のほうにふえますので、そのあたりで対応のほうをさせていただいております。

2点目の不登校の人数でございますが、平成30年度につきましては小学校が7名、中学校が11名でございます。平成29年度と比べまして、小学校は人数のほうが変わっておりませんが、中学校のほうは、平成29年度が24名でしたので、その点、半分以下のほうに減っております。

3点目のあすなろ未来塾につきましてでございますが、今年度につきまして小学校のほうに習熟度で3クラス、中学校のほうは学年によって2クラスで分けております。先ほどの特に2つのクラスで、少人数にして、できるだけ子どもたちに丁寧ということ考えておりますので、場合によっては人数が非常に少ないクラスがございます。その日たまたま欠席等があった場合、確かにそのクラス、生徒がいないという形になるんですが、そういう場合は例えばその先生のほうにはもう片方のほうで補助をしていただくなり、あるいはちょっと全体のほうを見ていただくという場合もございますので、そのあたりにつきましては塾のほうと調整のほうはさせていただいております。

私のほうからは以上でございます。

教育みらい課（二重幸生課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

続きまして、忠岡小学校のトイレのない校舎の件ですけれども、確かにトイレのない校舎がございます。ただ、今の時点でその校舎の中にトイレを設置するということはちょっとできませんので、引き続き外のトイレのほうを使用していただくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、就学援助の認定率でございますが、30年度において小学校では94.4%、中学校で93.8%となっておりますが、府内の状況はちょっと今手元にございませんで、申しわけないですが、ちょっとまた後ほどお答えします。

特別支援の30年度から始まった部分でございますけれども、基本的には全ての保護者様に対して、周知のほうはしておると理解をしております。実際、30年度については小・中合わせて18名の方が受給されているんですけれども、全申請者、全て全員認定ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの就援の率はまた後ほどお答えします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

まず1点目の支援学級の介助員については、5名の状態からふやすということは今のところ考えていないということですか。ないということ。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介助員と学校の支援学級の担任の先生、クラスで言うたら担任の先生が配置されますので、その役割というものはやはり少し違うと思うんですけれども、今現在介助員の方が、その子どもが普通学級のほうに戻る際に、介助が必要なお子さんがいた場合には、教室のほうまでついて行って、ずっとそばについていただくということはできるんでしょうか。この人数でやってはるんでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

お子さん1人1人の状態に応じて介助員の方が、例えば教室についたりとか支援学級等、教室のほうに行くという場合もございますが、そこにつきましては、基本は支援学級の担任がおりますので、そこは必ず連携してという形で、場合によっては支援学級担任が入ってという場合もございますので、そこはチームというんですか、そういう形でやっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介助員は教室まで入って行って介助することができるということで、実際に必要なお子さんであるか、そこは現場の判断かと思えますけれども、もし忠岡小学校、東小学校、中学校で5人ということなので、中学校は今1名ですね。忠小も1名で、東のほうに3人ということになってはいますが、実際には東のほうが大変人数が多いと。35人ぐらいいらっしゃるって、5クラスでしたかね、ぐらいあるということで、そのお子さんが、いろいろ介助の必要なお子さんもいらっしゃるかと思うんですが、3人の介助員で、先生は、35人のクラスの分け方いろいろありますけど、そのところにいらっしゃったら、ついていくとなったら介助さんという形になることが多いかと思えますが、人数、足りていらっしゃるのかというと、なかなか保護者の方のご要望にちょっと添えてないときもあつたりとかいうことも時々お聞きしますので、その子どもに応じた、保護者のご要望にも応えて、介助員が必要な場合はやっぱり増員するというのもぜひ検討いただきたいと思うんですが、新年度また新しく子どもが入ってきますね。その際にそういった方が必要であればふやすということはお考えでしょうか。介助の必要なお子さんが入ってきたと、今まで以上に介助が必要なお子さんが入ってきた場合は増員ということもお考え、対応していただけるのでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

また、新年度、そのお子さんの状況に応じて、もちろん対応していかないといけないと思うんですが、基本はメインは現在、支援学級担任で、介助員のほうが連携しながらというのをしておりますので、そのあたりはまた状況を踏まえてということで。ただ、今のところは予算等もございますので、5名ということで考えさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）



委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この介助員については、国の補助はないと思います。大阪府の補助もないと思いますが、実際のところ補助制度というのはどうなっているのでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

特に国の補助等はありません。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

義務教育で介助の必要なお子さんにはやはり国とか大阪府等で、やはり財政措置ですね、そういうものは必要であると思うんですけども、忠岡町のほうとしては大阪府や国のほうにこの点については要望とかは上げていらっしゃるのでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

現在は特に上げてはおりません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町単費でされているということですし、これからそういう特別支援学級の在籍児童というのはふえる傾向ということも、今ふえてきておりますので、やはりその点については補助制度も国や府に要望していただきたいと思いますので、その点については教育長のほうにお聞きしたいと思います。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

ただいま理事が申しましたとおり、介助員に限定した要望はしていませんけれども、やっぱり支援教育の充実という部分では我々、町村教育長会と府・国に上げているところですので、やはり市町村によって受ける教育の部分が、差異が出てくるということは、義務教育という部分ではあまり望ましいことではないというふうな思いは持っていますので、今後も引き続き、その辺は要望してまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願いいたします。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

不登校についてですけれども、中学生については少し減少されたということを知りまして、ああ、よかったなと思いますが、小学校についてはそのままということで、小学生のときに不登校になりますとなかなか、そのまま中学校にも引きずってというお子さんもやっぱりいらっしゃるかと思うので、小学校の子どもたちに対して忠岡町も適応指導教室をぜひ設置をしていただきたいと。他市は、市でしたら教育センターとか持っていらっしゃる、適応指導教室を実施されているんです。なので小学生もそこに通うことができますし、小学校の中に持っていらっしゃる場所もありますけれども、忠岡は小学生の子どもが通う適応指導教室がないので、泉大津市の適応指導教室に通わしてと言っても、だめですと言われているので、これもやっぱり義務教育で同じ、住んでいるところによってそういう受けられる教育に差があるというのもやっぱり、先ほど教育長さんもおっしゃっておられましたので、やはりその点も小学校の不登校児童・生徒の居場所ですね。そういった適応指導教室の設置をぜひ考えていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

今議員ご指摘のように、小学校につきましては現在、基本的には担任のほうを中心にかかわっております。スクールカウンセラーの指導教諭と連携のもと、きめ細やかな対応を行っております。また今後、その適応指導教室につきましてはまた検討等してまいりたいと考えております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

学校の先生が訪ねてこられて、スクールカウンセラーの方々、いろんなそういう支援なり相談機関というのは必要だと思います。ですが、やっぱり適応指導教室、その子の居場所を、そういった場所については訪ねてきてもらうことではカバーできない。かわることができないことでもありますし、担任の先生とうまくいかないお子さんともありますので、担任の先生が来てもらったら困りますね、そんな場合ということもありますし、実際に担任と合わなくて、小学校の段階でもう不登校になって、そして泉大津のそんなところに、「適応指導教室に通わせてくれ」と言っても「だめ」と言われて、結局フリースクール、高いお金をかけて、大阪にあまりないので、兵庫県のほうまで子どもをね。で、寄宿舎に入ってという、そういったことが以前、15年ほど前に聞いたことがありますので、実際に。ですので、やっぱり適応指導教室があればその子はそんな遠くに、寮に入らなくてもよかったのにとということもありますので、やはりそういったことも考えていただくということが必要ではないかと思っておりますので、小学校の段階できちんと子どもが学校に行けるようにしていくという体制は小学校のほうでもとっていただきたいということで、その点は今から考えないとなかなか、そんなんすぐにできるものではありません。ということですので、その点についてはどうのお考えをお持ちでしょうか。教育長さんのほうに、課題としては含めていただいているので。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

先ほども申し上げましたとおり、この点につきましてもやはり市町村の単独という形の持ち出しというふうな部分でございまして、財政規模によってそういうような部分の、やっぱり荷が重い。なかなか、よさはわかっているけれども実現しづらい、そういうふうな差異は確かにございます。現実、町村で適応指導教室を持っておられるところというのは非常に少ない状況であります。そういう実態も踏まえまして、議員お示しの意義というのはもう我々十二分にわかっているわけですが、その辺も含めながら、財政的などころも含めながら、トータルに勘案しながら、今後研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国のほうでも問題であると。文部科学省が毎年のように不登校児童・生徒数、何万人を超えたとか、13万人を超えたとかいろいろね。文科省自身がもうそのことは問題だというふうに考えているというところですので、何らかのそれに対しての措置というのは、遅いですが、今後考えていっていただかないといけないということですが、そういう制度ができたときにすぐちゃんと活用してスタートできるように、忠岡町も計画をしていく、構想を練っていくというかね、そういったことも必要ではないかと思います。全く何も考えないということではすぐ対応できないと。子どもの1年、2年というのは大変大きいですので、ぜひその点は財政的にどのぐらい要るのかというところ、人の確保、いろいろあると思いますので、今からでもぜひ考えていただいて、忠岡幼稚園の跡地利用ということもいろいろと今後出てくるということですので、そういう計画もぜひ検討を始めていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。教育長さん。

委員長（三宅良矢議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

先ほども申し上げましたとおり、その辺も含めながら研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

お願いいたします。あと。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あすなろ塾については調整されているということですので、ということなので、そのような先生、子どもがいてないけど、ずっと何もしてないという、そんなことはないということで、そういう答弁ということですね。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

再度、委託している塾のほうにはその点、確認のほうをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ、せっかく来ていただいている先生、本当に活用するというんですかね、お仕事をさせていただきたいなど、子どもたちのためにもぜひよろしくお願いたします。

あと、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

トイレのない校舎の問題についてですけれども、あそこの忠岡小学校の旧館は、建てかえたり何かしたり大規模改修したり、何か予定があるでしょうか。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

年次的にやっていますので、旧館につきましても今後、検討はしてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後ということで、かなり古いのですが、近々そういった計画があるにもかかわらず、校舎の中に今工事しなさいというのはちょっと現実的ではないかなと思いますので、当面、近い将来ないのであれば校舎の中にトイレをつくるということ、忠岡中学校ではしていただいたと思いますね。給食室をつくるのに、していただいたですね。どうですかね。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

すみません、ちょっとそこまで私、把握できておりません。申しわけないです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡中学校の中に、空き教室を利用して1階と2階に女子、男子のトイレを、教室をつぶしてつくっていただきました。それは給食室をつくる時に、外にあったトイレのところも給食室の調理室で使うので、そういうふうにしたということがありました。思い出していただけたでしょうか。ということもありますので、空き教室もあると聞いておりますので、児童・生徒数が減ってクラスも減っているのも、ぜひトイレのない校舎にトイレをつくっていくということも、子どもたちの安全や心の不安のないようにということで検討もしていただきたいし、どのぐらいかかるかとか、そういった検討をね。お幾らかかるのかということと補助があるのかどうかとか、いろいろとその辺も検討して。検討するぐらいはしていただきたいなと思うんですが、その点どうでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

その旧館のほうにトイレを設置できるかどうかを含めまして、今後研究してまいりたいというふうに考えておりますので。

委員（是枝綾子議員）

財政的な、あるかどうか。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ぜひよろしく願いいたします。

あと、就学援助に関してですけれども、年々保護費が下がっていったるんです、低く下げられていると。忠岡町はずっと従来から受けていらっしゃるお子さんが継続されて、またされる場合は、古い制度のときの基準で計算していただけたということになっておりますけれども、新しく申請される際のお子さんについては、今の現在の保護費ということでの計算になるということで、1.2なんですけれども、生活保護基準の、忠岡町ね。泉佐野市は1.4というところでありまして。保護費そのものが下がっているんで、以前は受けられたけど、今現在の生活保護基準に合わせると受けられない、そういう方、世帯が出てくるかと思えます。やはり1.2のままでは、以前と比べてどのぐらい下がっているのかがちょっと私わかりませんが、生活保護基準をやはり以前と同じような基準の方が

受けられるようになるとしたら、1. 2のままでは計算上合いませんので、それを引き上げていくということが必要だと思いますけれども、いかがお考えでしょうか、再度お聞きしたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

今のところは、そこにつきましては見直す予定はございませんので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

それと、すみません、先ほど受給率をちょっと勘違いしていた分ですけれども、小学校で15.4%、中学校で19.5%になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

受給率と言わずに何とか率というんですね。何か、私が言葉がわからなかったので、すみません。15.4%と、中学が19.5%というのは、大阪府下の市町村の中では多いんでしょうか少ないんでしょうか、その比較はできますでしょうか。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

すみません、ちょっと府内の状況が今手元にございませんで、また後ほど調べさせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町は住民税の大阪府下のランキングとかいうのでも低いほうに位置していますので、所得の少ない方が多いということになってくるので、当然またこの就学援助を受ける方というの也比较的多いのではないかと思います。他市のところがちょっとわかりませんが、またそれも見ていただいて、低いようであればもう少し高く引き上げていただくということもぜひお願いしたいと思います。その辺はまたご検討ください。よろ

しくお願いいたします。あと、もう1点。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

特別支援教育の就学奨励費ですが、忠岡町、30年度からスタートしていただいて、全保護者の方には周知していただいたと、お知らせいただいたということですね。それで、時期の問題なんですけれども、これはやっぱり修学旅行費とか出るんですか。特別支援教育就学奨励費は修学旅行は出ないですかね。どうなんでしょう。校外学習は出ているけど、修学旅行に関しては出ますか。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

出ます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

修学旅行費、小学校は秋の時期なんですけれども、中学生は1学期中に3年生、行きますね。なので1学期、7月の修学旅行費、間に合うように何とか出してあげたいなと思いますけど。それはいいんですけど、何を言いたいかというと、時期が就学援助と特別支援教育のこの就学奨励費の期間がちよっと違うんですね。同じにはできないものなんだろうかという、それが質問なんですけど。7月なんですね。就学援助は4月なんですね。なので、もらうのが大分後になるわけですね。受けるのが。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

私も今回初めてなものであれなんですけど、就学援助がまずあって、そこで所得の関係とかで受けられなかった方が、そのお子さんが障がい等があれば、その特別支援のほうで救ってあげるといような制度になっているはずですので、同時期に両方ともとなるとちよっと難しいのではないのかなというふうには思いますが、そこは担当とまた調整はさせていただきますけど、可能であればできるだけ早い時期にとは考えますけども、今すぐできるかどうかはお答えできませんけど、できるだけ検討はしたいというふうに考えており



ます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

所得の基準が少し違うので、特別支援教育のほうは初めてということで、担当課も初めてで、申請する側もそんなになれていないというところもありまして、どのぐらいの所得の方が受けられるのかというところがよくわからないというところで、これは市町村によっても、これもまた基準が違うので、それをわかりやすく就学援助のように、こういった方が対象ですというような、そのような、もっとわかりやすく、就学援助と同様にこちらの特別支援教育のほうも、どのぐらいの所得水準の方までが受けられるのかというのをわかりやすく、募集要項というんですか、申請書のとくにつけていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

教育みらい課（二重幸生課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

そこにつきましても、ちょっと担当と相談した上で考えていきたいというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

自分が該当するかどうかわからんから、もうやめとこうということにならないように、その辺お知らせしていただきたいと思います。よろしく願いします。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますか。

委員（松井匡仁議員）

1点だけ。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

110ページと115ページ、小・中学校の扶助費の件でお伺いしたいんです。これは予算額に比べまして不用額の割合というのがかなり大きいんですけれども、特に小学校。これはこれだけ不用額というのが出てきた要因というのとは何かあるんでしょうか。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

教育みらい課（二重幸生課長）

扶助費という性格上、予算を立てる場合は前年度等の状況を勘案しながら予算は立てるんですけど、最終的な認定者数がどうなるかという部分がなかなか予算の時点では把握できませんので、当然多目に予算は組まさせていただきますので、実際30年度においては、29年度と比べて12人ぐらいでしたか、たしか人数的には少なくなっていたと思うんですけれども、その辺のかけんがございますので、不用額については一定出るのかなというふうには考えております。

委員（松井匡仁議員）

説明は大体わかるんです。ですが、これ方々とは言いませんが、小学校に限っては見積もりが倍やというところで、来年、変な意味、もっと出せとかそういうのじゃなくて、ここまで必要なのかという話をまたさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今度は社会教育のほうをちょっとお聞きしたいと思います。

その前に、すみません、これはお礼なんですけれども、118ページの東忠岡幼稚園遊戯室の空調、エアコンをつけていただいて、どうも課長さん、ありがとうございました。皆さん喜んでいらっしゃると思いますので、どうもありがとうございました。

社会教育のほうでは、121ページの留守家庭児童学級費のところですか。留守家庭児童学級の支援員の賃金に関してなんですけれども、今現在何名、忠小の校区のほうと東の校区とで支援員さんは何名ずついらっしゃるのでしょうか。そして、その資格というんですかね、教員と幼稚園教諭、保育士、看護師とか、あと就学前の教育の免許というんですかね、免許をお持ちの方と、あと免許は持ってないけれども、支援員の資格を取りに行きは

って持っていらっしゃる方、そしてまだまだこれからの方と、そういう内訳を教えてくださいたいんですけども、それが1点です。

あと、123ページの文化会館費のところの、この年度は工事、エレベーターをしていただいたんですけども、その工事に関して別のところで、文化会館の駐車場側の出入り口のところのスロープが急勾配過ぎて、危なくて使えなくてということで、そのスロープをもう少しならかに、普通に使えるようにしていただきたいという点が1点。2つ目ですね。

3つ目が、125ページの図書館費に関してですが、臨時職員賃金ということで出ておりますけれども、図書館、臨時職員の方ばかりでされているので、司書の方でも臨時職員ということなので、1人ぐらいは司書を正職員にしておくことが必要ではないかという点ですが。

それとあと、127ページのスポーツセンター費に関してですが、スポーツセンター、指定管理にして事業者運営していただくということで、今皆さん利用されているということですが、しかし、水泳教室の授業数が減ってしまったということをちょっと聞いているんですけども、水泳の授業がそのスポーツセンターの前、今の形態の前と、今この4月から以降とで、この夏、水泳の授業数はどの程度変化があったのかということをお願いしたいと思います。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

まず、学童の指導員の数なんですけれども、東小学校、7名お持ちして、そのうちの3名が教員免許を持っております。保育士免許を持っている者が2名お持ちして、資格をお持ちの方で支援の講習を受けた方が3名、資格のない方で支援員の資格の講習を受けられた方が1名いらっしゃいます。忠岡小学校につきましては5名お持ちして、教員免許をお持ちの方が1名。この方は支援の資格はございません。資格のない方で支援員の資格のある方が1名お持ちして。

次に、文化会館のほうなんですけれども、現場のほうは確認させていただきまして、段差解消という形で道路との据えつけ部分という形ではございました。今後また大規模改修等する際には、その辺、福祉のまちづくり条例等に基準が合っているかどうかということも勘案しまして改修できたらしてまいりたいと思います。

図書館につきましては、今現在、臨時職員のみで対応させていただいております。1名再任用職員がおりますので、ただ、今すぐ正職員の配置というのはちょっと難しいのかなと思っておりますけれども、今後、人事当局とも相談しながら検討してまいりたいと思

ます。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

水泳の授業につきましては、授業数についてはほぼ同じということで聞いております。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

教育部（立花武彦部長）

回数は同じなんですけれども、インストラクターのほうを拡充しております。指導のほうは充実という形になっておりますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、1点目の留守家庭児童学級のことですけれども、東のほうがちよっと人数が多いので、そちらのほうでお聞きしたいと思います。7名のうち3名が教員で、2名が保育士でということは、あと2名の方が免許はないけれども、資格だけを持っている方が1名で、何も持っていない方がそしたら残り1名ということになるんですね。引き算しますとそういうことですね。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

何も持っていない方が1名と、支援員のみの方が1名という形です。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

留守家庭児童学級の条例化するときに、資格を持っている方のみでやりますと、免許を持っている方でできるだけしますということでされたんですが、免許も資格もない方は資

格を取りに行かないといけないんじゃないでしょうかということなんですけど、その点は  
どうなんでしょうか。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

秋月課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

順番に支援員の講習を受けに行く段取りで年次計画を立てておりますので、よろしくお  
願いします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたらこの全員が資格、免許、どちらかを持っているということに、31年度中はも  
うなるということ、順次取りに行っているということなので。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

秋月課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

まず、2年間ですね。資格も何もない方につきましては2年間勤務した後に支援員の講  
習に行けるという流れになりますので、ちょっと今年度すぐには整いませんけれども、今  
後順番に支援員の資格を取りますので、まだ1名勤務して今年度から勤務という形になっ  
ておりますので、2年後整うかなという流れになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

できるだけ早くに取っていただいて、留守家庭児童学級でのいろいろなトラブルとか対  
応が次の日の学校のほうにも、子どもたちね、いろいろとそれを引きずるといふか持ち込  
むといふか、いろいろあるということをお聞きすることもありますので、対応がちゃんと  
できるようにということで、ぜひ指導員さん、支援員さんの資格を早く取りに行ってい  
ただけるようにとお願いしたいと思います。

もう1点は、すみません、皆さん非正規の臨時職員の方ばかりでやっておられますので、これはやはり正職員の方が誰もいてない。管理職になる係長のような方もいないというところでされているということですので、そこはやっぱり何かそういう全体をまとめてきちっとされる職員さんが必要ではないかというふうに常々ずっと思っているんですけども、そういうことで社会教育というか生涯学習課のほうの職員さんがそちらに行ってお仕事をすると。支援員というかね、行ってするということが一番理想ではないかなというふうに思います。中でどういうことが起こっているか、報告書は多分誰かが書いて出してはると思いますけど、やはり管理できていらっしゃるかどうかと、内容の点とかですね。こういうふうにちょっといろんな、今、職場でのいろいろな、人権やらいろいろな、そういったことがちゃんと守られているかどうかとか、そういった管理がきちんとできるよというということで、そういう意味で、そういった内容を向上していくと、カリキュラムもきちんと組んでしっかりやっていくと。子どもたちのやっぱり、これも放課後の子どもたちの発達を保障しているようなところでありますので、単なる子守りではありませんので、だから支援員の資格をやっぱり取らないといけないという話になっているわけなので、そういったこともぜひ今後考えていただいて、正職員化で、職員を1人配置していただくということをお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

秋月課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

現在のところ正職員の配置というところは考えてはおりません。責任者というものもおりませんが、一応、勤続年数の長い指導員が連絡窓口となりまして、指導員同士も情報の共有はしておりますので、その方たちと生涯学習課と連絡調整はできているかなというところと、定例会、実施しておりますので、そこに担当を派遣もしておりますので、その辺はちゃんと連絡調整はできているのかなと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

留守家庭児童学級の施設長というんですかね、その長という方はどなた。文化会館やったら文化会館の館長とかいますが、ここの留守家庭児童学級という施設がありますけれども、その長というか責任者というのはどなたになるのでしょうか。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

生涯学習課長になろうかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

生涯学習課長、いっぱいいろんなところの館長をね、図書館長と文化会館の館長とか、いろいろ館長をいっぱいされていると思えますけれども、児童館もですか。すみません、たくさんいろんな館の館長を兼ねていらっしゃるけど、その全部、1日、毎日回ってられないと思えます、きっと。留守家庭児童学級は場所も離れているので、実態とか状態とか毎日そんな見に行くことがなかなかないと。そこにまた責任者も決まっていなくて、状況も報告を受けるだけとなりますと、やはりその体制は、正職員をきちんと置いていくということでやっていただきたいと思えますので、ぜひそれも、どういうふうにごうまく運営していくための管理ができるかという観点からもぜひ考えていただきたいと思えます。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

教育長。

教育部（立花武彦部長）

カリキュラムにつきましては、うちの生涯学習課のほうに報告していただいて、課のほうで把握しております。随時、報告を受けるだけじゃなしに、頻度的には頻繁にうちの職員が学童のほうを訪問しまして、様子を伺っておりますので、十分に連携はとれていると思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

訪問されて、様子は見ていただいているかと思えますが、1週間のうち1日でもずっといらっしゃるということは多分ないと思えますので、やはり正職員化していただけたらと

いうところで、ちょっとご要望申し上げておきます。またご検討ください。よろしくお願  
いします。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

文化会館のスロープについては大規模改修時ということですが、大規模改修があるとし  
たらタイルを張りかえる、そんなときぐらいですか。大規模改修時というとなんな予定  
が、多分ここ聞いたことないですけども、やっぱり今すぐ対応していただかないといけ  
ないようなことではないかと思えます。福祉のまちづくり条例、大阪府でしたかね、福祉  
のまちづくり、府の条例に適用しているのかどうかということが、いや、適用してるん  
でしようというふうに言わないと、適用していますと言ってもらわないと困るんですけ  
ど。すみません。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

秋月課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

ちょっと私のほうで現場のほうは確認はいたしました、勾配の基準等については  
ちょっと確認できておりませんので、また専門の者に基準のほう等を見ていただきた  
いと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

専門の方ということ、高さが10センチぐらいですけども、30～40センチの  
幅でそれを上がり切るとい、大変、10センチを30～40センチの長さで上がるには  
かなり急勾配で、実際に自走式の自分で車椅子をする人がそこを登れないですね。降り  
るとこけるということ、実は正面の駅下がりの、そっちまでいつも車椅子の車で行っ  
て、そしてぐるっと回っていると、雨の日もぐるっと回っているということで大変不  
便されているということで、そういう訴えがありましたので。職員さんにもお願いしま  
したと、その方はおっしゃっておられたので、福祉のまちづくり条例の基準に適合  
していなければ、ぜひちゃんと改修工事をしていただいて、その方が普通にすつと  
入れるようにしていただきたいと思えますので、その点よろしくお願います。

あと、すみません、図書館の司書の正職員化についてはぜひよろしく。再任用の  
方は司



書の方ではないので、ぜひ司書の方の正職員化をお願いしたいということで、ご要望いたします。

あと、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

スポーツセンターが今の形に指定管理になりまして、水泳の授業はほぼ同じという、変わっていないということではありますが、変わったといえれば、今まで沸かさないうプールだったので、9月までにはもう寒いから終わっていましたが、今もまだ10月に入ってから授業をされるということで、非常にちょっと寒いのではないかなというところの心配がありますので、もう少し、授業が減ってないということ、減っているんじゃないかというお声は聞いたんですけど、減ってないですかね。時間数が減っているということなんですか。時間数ですね。

委員長（三宅良矢議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

時間数は減っておりませんので、時期がちょっと変わっているということで、ご理解ください。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

時期についてももう少し、寒くなる前に、採暖室もなくなって、取っ払われてしまっていないので、体を温めるジャグジーもそんなたくさん入れませんので、10人入ったらいっぱいになりますので、とても寒いのではないかということで、ちょっとことしは様子を見ていただいて日程を組んでいただきたいなというふうに思います。その点よろしく願いしますということと。

もう1点は、授業時間数が非常に少ない。忠岡町はこの近隣に比べても学校にプールがないので少ないということなので、それをできるだけもう少し増やしていただいて、小学校卒業までにはみんなが泳げるようにとか目標を持って取り組んでいただけたらというふうに思いますので、時間数もぜひふやしてくださいということでご要望いたします。よろしく願いします。

委員長（三宅良矢議員）

ほかに、ご質疑はございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

ほかにどなたか、ないですか。

委員長（三宅良矢議員）

是枝さんだけ。どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

もう一つ大事なんで、すみません、この年度に支出されているんですけども、ちょっと私がよう見つけなかったものがありまして、子どもの読書計画をこの30年度でつくられたかと思えますけれども、それはどこの支出で出てましたか、教えていただきたいんですけど。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

教育部（立花武彦部長）

経費自体は発生しておりませんので。

委員（是枝綾子議員）

そうなんですか。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、経費が発生していないので載ってなかったということで、何か委員会とか開かれていらっしゃったんですけど、一切それも費用がかかっていないということですかね。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

教育部（立花武彦部長）

委員自体は、うちの幼稚園、保育所、それで職員で構成しておりますので、費用は発生しておりません。大阪府立の図書館長は入っていないです。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

コンサルタント会社に頼まずに、教育委員会が頑張ってくついでにいただいているということで、わかりました。子どもの読書計画のそれをつくる、国のほうからもいろいろ言われていらっしやるというところもありましようが、その1回目に私、傍聴に行ったときに、忠岡町の子どもの読書の比率が低いということで、大阪府下でも平均よりも不読率、読まない率が高いというところが問題だという指摘をされていたのを聞いてちょっとびっくりしたんですけど、それで、そういったことで努力していかれるということなんですけど、具体的にそんなにたくさんじゃなくていいんですけど、どのようにして子どもの読書を推進していこうかというところの大まかな、重立った方策がどんなふうに出されたんでしょうか。すみません。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

保健センターで健診時に子どもさんに絵本を配布して、乳幼児期から本に親しむというブックスタート、サカンド、サード事業ですね。それと就学前施設につきましては、保護者さんに対しまして子どもが好きな絵本を伝え、絵本への興味、関心を高め、またボランティアによる読み聞かせを行っているというところと、小・中学校では図書だより等でおすすめ本の紹介をしております。また、児童館におきましては児童書の貸し出しを行っております。また、図書館におきましては、出張の貸し出しを中学校、小学校、幼稚園で実施しまして、今後も一応予定はしております。また、図書館におきましても、おすすめ本の紹介を行いまして、ホームページでも実施しております。それぐらいですかね。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

健診のときのセカンド、サード、ブックスタートに続いてのということが新たにされるということとかなんですけど、具体的に今まで忠岡町は、小学校には非正規ですけれども司書の方を配置していただいて、学校図書の充実ということで、それはもう既に取り組みいただいているところなんですけど、それをさらにどのようにとかいうふうなところについてちょっときょうはお聞きしたかったんですけども、図書の費用の予算化とか司書の方の時間数をふやすとか、そういった取り組みとか、あと文化会館の子どもの図書の蔵をふやしていくとか、そのような何か予算措置が必要な、そういった取り組みもあるのかな

と思ったんですけれども、そのあたりは考えていらっしゃるでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

教育部（立花武彦部長）

予算的な分としましては考えておりません。このある部分ですね、ある部分をもって事業を継続していくと。小学校では朝の朝読とか、あと学校のほうに図書がなければ図書館の者が本を持っていくとか、そういった連携をしながら子どもたちに読書活動をさせていきたいと、そういうふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

小学校についてはすごく学校も力を入れているなって、ちょっと見学に行ったとき思ったんですけど、今度、中学校についての、中学生の不読率がこれまたちょっと高いと。70%近くが本を1冊も読まない、1カ月の間にという大変ショッキングな結果でしたので、中学生の読書ということについては、就学前とか小学校についてはものすごく取り組みはされているが、中学生に関しては具体的にはお知らせとかいうことでしたけど、もう少し何か頑張ってください分、予算的な、読みたい本というのがまたいろいろと、絵本とかそういうレベルではないので、またちょっと違ってくるのではないかと。学校図書の予算措置とかどうとかもぜひ考えていただけたらと。中学生の興味、いろいろ関心が湧くようにということで、ぜひよろしく願いいたします。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

教育部（立花武彦部長）

中学生になりますとクラブ活動とか塾に通ったりしますので、なかなか難しい面があると思います。ただ、動機づけですね。本を読む楽しさとか、そういった動機づけが一番大事かなと思っていますので、その辺に重点を置きながら進めていきたいと思っています。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。わかりました。動機づけが大事だと今おっしゃったように、きのうノーベル賞を受賞された方が、担任の先生が勧められた本がきっかけでということもありました

ので、いろいろとまたそういった学校図書の充実にと、ぜひお願いしたいと思います。

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

図書に今申し上げたので、図書のことで、図書館の図書費、図書の購入費というのがだんだん、以前と比べまして財政健全化のあおりを受けましてごっつい減らされているというところで、この年度は図書の購入費というものについては、図書購入費、新たに購入された分というのが、これ施設備品等購入費に入れ込まれているので、実際に図書の購入費ということになったのはお幾らだったんでしょうかというのが、中身を教えていただきたいんです。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

実際、図書としましては約323万1,000円で、ほかがCD等になりまして約30万4,000円の支出となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の図書の費用というのは、ものすごく以前から力を入れていただいていたけど、ちょっとお金の、一般会計が大変だということで減らされてしまっているんですが、少し戻って、323万にちょっと戻っているということですが、これ1カ月にしたら30万ないんですけどね。20数万円というところで。本もいろんな買いたい本、図書のほうもあるでしょうから、もう少しふやしていただいて。新しい本がないとなかなか図書館に足が向かないというのもあるかと思いますので、ぜひ図書の蔵書というんですかね、新しく買う分というんですか、購入費をもう少しふやしていただきたいと思いますが。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

秋月課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

現場のほうの声も聞きながら検討してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。子どもの読書推進計画をつくられたので、その関連もありますし、今度全体の図書計画ですか、そういったことも今後必要になってくるかと思しますので、ぜひその点もよろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

以上ですか。他に、ございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

すみません、私のほうからもさせていただきたいので、交代させていただきます。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。三宅委員長、質疑をお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

すみません、あすなろの件なんですけど、ちょっとお聞きしたいのが、eライブラリーというオンデマンドソフトを利用して、全小・中学生、児童・生徒に配布されて、使える状況とはお聞きしています。

何が言いたいかというと、あすなろ等に関してはやっぱり2教科という教科数なので、できたら全教科と。ただそれを全部、人と紙ベースの教え方でやるとすれば、今の2倍から3倍以上はコストがかかるので、今の状況では現実的じゃないと思うんですけど、例えば実習時間とかそういうのを設けて、そういうことを子どもたちについて上げるとか、そういう活用とかはできないものなんでしょうか。

副委員長（小島みゆき議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

eライブラリーにつきましては、過去導入のほうをしているんですが、契約上、校内のみでの使用という形になっておりまして、校外ではちょっと使用できないということは確認しております。

あすなろ未来塾につきましては、現在、小学生のほうは算数、中学生のほうは数学と英語となっておりますが、こちらにつきましてはやはり基礎・基本の定着不足から課題が顕著に見られる教科ということで、また使用教室数、委託しております塾の講師数の面から

もこのような対象教科ということとさせていただきます。

委員（三宅良矢議員）

副委員長、すみません。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

校内でのみの使用可ということなんですけれど、それは、要はもう学校内のパソコンか何かのみでしか使えないということではないですか。例えばアクセスパスワードとログインですね。ナンバーを入れたら例えば自宅の自分のタブレットからもできるとか、そういうわけではないですか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

あくまでも校内で、例えばコンピューター室のほうに子どもたちが行って、コンピューター室で、先生方が例えばタブレット等で画面を教室で映したりというのはできますが、特に家庭でとなりますと、またオプション的なものでそういうコードというのがありますので、その点については特に契約はしてないということを確認しております。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

それを拡大していくということは考えてられないですか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

今のところ予算範囲内とさせていただきますので、現状では今のところは考えておりません。

委員（三宅良矢議員）

副委員長、すみません。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

その予算というのはどこに出てくるんですか。何ページの何の項目で取られているんでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

今年度、コンピューターのほうに入れかえがございまして、昨年度までのほうにつきましてもeライブラリーというのは使ってたんですが、それにつきましてもずっと校内でのみということで、今年度の入れかえにつきましてもeライブラリーにつきましてはという形になっております。

委員（三宅良矢議員）

だから、何項の何がその契約料、それを使う利用料なんですかということをお聞きしているんですけど。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

小学校費でございましたら108ページの教育用コンピューターリース料という形で、108ページのほうの小学校費の下の部分の教育用コンピューターリース料ということになっております。

委員（三宅良矢議員）

中学校は。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

中学校につきましては、113ページと同じく教育用コンピューターリース料という形になっております。すみません、その下に使用料ということで、パソコンソフト使用料という形になっております。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

純粹に要は業者に、eライブラリーの会社に払っている金額というのは幾らなんですか。その契約金額で言うと。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

副委員長。



副委員長（小島みゆき議員）

はい。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

すみません、ちょっと今手元のほうに資料がございませんので。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

はい。

委員（三宅良矢議員）

何が言いたいかという、じゃあそれを持ち出して、校外でも使えるようにするにはどれぐらいの金額をアップしないといけないのかという、実際問題それは幾らなんですかというのがあると思うんです。周辺市でもこれ導入してるとこ多いと思うんですけど、自宅ですることができるようにもしていますという市町さんあるじゃないですか。ただ、どこの市町村に聞いても、やる子はやるけど、やれへん子はやれへんと、それはどこでもそやろ。だからやっぱり大人なり人なり何なりがついてないとあかんやろなと思ってのるんです。だから、それはあすなろでもええと思ってますし、実際問題、じゃあ、例えば泉大津では寺子屋みたいなとこやっているとこあるじゃないですか。そういう一種ボランティア的なとこですよ、のとこに活用してもらっても僕は全然ええことやと思うんですよ。

それはこの前、ちょっとeライブラリーの教育展のときにしゃべったら「あ、そんな全然いいんじゃない」、「それは問題ないです」って言われたんですね。そういう活用で、よそでされることに関しては。それは言われました、はっきりと。そこの担当で、もと忠岡に、それ入れたときに動いてはった方が、大谷先生か誰かがたしかそのときの担当やったと思うんですけど、「懐かしいです」と言ってくれましたです。

ですので、そういった活用の方向にも、ちょっと検討じゃないですけど、それをするにはじゃあ幾らぐらい要るのかというところはまた教えていただきたいと思います。

副委員長、すみません。

副委員長（小島みゆき議員）

はい、委員長。

委員（三宅良矢議員）

あと、次ですが、あともう1点、前回、特殊建築物定期検査調査の予算がされてて、忠岡町内にあるそういう建物を全部、定期検査いたしますって、耐震性等ですね、するためということでお伺いいただいてたんですけど、その結果というのは、今途中経過なんですか。結果もう出ているんでしょうか。

教育みらい課（二重幸生課長）

副委員長。

委員長（三宅良矢議員）

お願いします。

教育みらい課（二重幸生課長）

今現在、調査中ございまして、10月中には最終報告書として出てくるかなというふうに思っております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。

結構です。ありがとうございます。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたします。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

公債費も一緒に今審議するというので、公債費も入っておりましたので、よろしいでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

歳入のところいろいろ聞きましたので、ここではこの歳出に関してというところでの公債費をちょっとお聞きしたいと思います。

シビックセンターの返済が終わったというところで、かなり長期債の償還元金が減りましたということなのですが、しかし、まだ起債、新たにこの年度、発行されてすぐには返さなくてもいいものはあるかと思いますが、この年度で発行した起債ですね。8件ぐらいあるんですかね。その利率と借り入れ先をちょっとお教えいただきたいということと。

それとあと、この年度から元金の償還が始まりましたというものが何があるのか、そして、利子についての分が始まりましたというのが何件、これは口頭で聞くよりも資料としてちょっといただいていた方がいいでしょうか。ちょっとたくさんありますしね。

財政課（村田健次課長）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

そしたら、お出しをさしていただきたいと思うんですけども。

委員長（三宅良矢議員）

では、総括質疑に入る前ぐらいにとかは。いつまでに出してほしいですか。

委員（是枝綾子議員）

あしたもあるのかな。あしたもあるんやったら、あしたでいいですよと言っていいんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

あした、あるというても質疑ができる時間があるのかということ、どちらになりますけど。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと時間的に可能でしょうかね。

委員長（三宅良矢議員）

どのタイミングまでに、もしよろしければ出してほしいのかということをお願いできないかと。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。総括質疑が終わるまでというか。

委員長（三宅良矢議員）

始まるまでぐらいに。

委員（是枝綾子議員）

始まるまでぐらいに出せそうですか。

委員長（三宅良矢議員）

課長、できますか。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと無理ですか。

財政課（村田健次課長）

ざっくりしたものは現状、きょうございますので、大まかには言う準備は当然してあるんでございます。ただ。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ言っていて、あとまた、もうこの決算委員会が終わってから、また資料をいただけたらということにしましょうか、きちったやつを。

委員長（三宅良矢議員）

ざっくりしたものを今説明していただいて、細かいことはまた後日、資料として提示していただけるということでもいいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長、それで今から説明は願えますか。村田課長。

財政課（村田健次課長）

すみません。大きくことし起債したものについての部分ということで、起債の発行額等を申し上げさせていただきます。そちらのほうが、認定こども園整備事業ということで、財政融資資金のほうから7,460万円。こちらは20年、据え置き3年、0.2%でございます。

大阪府のほうから2,160万円。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと待ってください、すみません。もう一遍言ってください。今、認定こども園の整備事業の補助金の部分を言っはるんですかね。

財政課（村田健次課長）

いいえ、借入額。

委員（是枝綾子議員）

借入額やけど、忠岡町の補助金として出す分のということですか。

財政課（村田健次課長）

はい、そうでございます。その分で2,160万円、償還期間が20年、据置期間が2年、これが0.2%という形で借入れをしております。

それから、大きなものでスポーツセンター、こちら、緊防債が当たっているものが1億8,040万円。こちらは30年の償還期限、据え置き2年、0.4%でございます。

こちらは、あと防対債が当たっているものが1,580万円、償還期間15年、据置期間2年、そちらが0.6%でございます。

振興協会のほうからお借りしているのが1,520万、15年償還で、据置期間が2年。こちらが0.09%。

大阪府から借入れているものが1,030万円、償還期間が20年、据置期間が2年、こちらのほうが0.2%。

あと、それらのほかに臨財債とか、あと災害復旧事業債とかいう形での分では、申し上げるような形での資料は持っておるんですけども、こちらの分という形のものは、おっしゃっていただいているように、今すぐにでもお出しできるような形になっておるんでございますけれども、ことし、何がふえたかというのは、それについてはもう大ざっぱにしか見ておりませんので、そちらのほうは予算書のほうでちょっと今、現状を見比べて出しておりますので、申しわけございません。お出ししようと思ったら1からつくらないといけないということなんで、すみません、少々時間がかかるのでちょっとしんどいかなという状況になってまいります。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。また個別に、この委員会が終わってから細かいことはお聞きさせていただくということで、今ちょっとご報告いただいた分で、ちょっと質問させていただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

認定こども園の整備事業の分の借りる先というのは、どこから借りるって言ってましたか。すみません、借り入れ先は。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

7, 460万円、大きいほうなんですけれども、こちらのほう、借り入れ先が財務省になっています。

委員（是枝綾子議員）

財務省。

財政課（村田健次課長）

はい。それ以外に2, 160万円、小さいほうについては大阪府からお借りするという形になっております。

委員（是枝綾子議員）

すみません、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その利率ですね。年の利率は、財務省のほうは2%ですか。

財政課（村田健次課長）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

財政課（村田健次課長）

0. 2%でございます。

委員（是枝綾子議員）

0.2%、すみません。あと、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府のほうは何%ですか。

財政課（村田健次課長）

同じく0.2%でございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

最近の国、政府系金融機関のほうからは0.数%というところが多いですね。そういったところから今回大きなものについては借りていらっしゃると。全て利率をお聞きしたらそんな感じですね。わかりました。多分、市中銀行から借りた分というのはそんなにもう、今2%を切っている感じですかね、利率は。

財政課（村田健次課長）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

一般会計で今回、市中銀行からお借りしている分はございません。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。あと1点。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大した額ではないんですけども、一時借入金の利子が、わずかですけど、7,165円とついているんですけども、一時借入金はどんな場合に備えて借りはったんでしょうか。

財政課（村田健次課長）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

財政課（村田健次課長）

現状、財政調整基金、預金の残高がございます。こちらのほう、普通預金として今現状、通帳として持っておりますので、そちらの分から借り入れるという形で、普通預金の利子相当分という形で利子を補填するという形でございますので、どちらかという、うちのあるものをちょっと動かただけというような感じの認識をいたしております。

委員（是枝綾子議員）

何かわかったような。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

何かわかったようなわからんような。これは額的には全然、そんなに大きな問題ではないんですけども、それはしないといけないことなんですかね。その財政調整基金を。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

業者さんにお支払いというのは、工事が終了した時点で、検収とかが終われば請求が出てきてお支払いをします。ただ、補助金とかは当然当て込んでますので、そういった補助金とかが来るまでの間、どうしても、支払いはやってんやけど、入が後回しになるよという形になりますので、どうしても3月、4月、5月ぐらいの間の分ですね。そういったものが資金繰りがちょっとしんどくなるという部分がございますので、そういった形でお金を、要は運転資金ですね、ちょっと調整せんと出てこないという部分がございますので、そういうような運用をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら財政調整基金、基金を預けているものをおろさずに、現金だけを運用していくのにちょっと足りないときがあったので、ちょっと借りましたけど、補助金が国から入ってきたからそれで返しましたよという、そういった流れということですね。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

いいですか、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そういうふうに借りなくてもいいような財政運営ができればいいということなんですよけれども、現金が足りないということが起こったということですね。わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。15時5分まで休憩いたします。よろしくお願いいたします。

（「午後2時52分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

（「午後3時05分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

次に、132ページから135ページの第13款 災害復旧費につきまして、担当課のご説明をお願いいたします。

（担当課：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑お受けいたします。ご質疑ございませんか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

職員の皆さん、災害の対応、どうもご苦労さまでした。

133ページの公立学校等施設災害復旧費に関してで、ほかのところは大体書いていただいているんですが、公立学校施設災害復旧工事の815万9,400円の主な、大体こういうところをしましたという分をご説明いただきたいんですけども。



教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

815万9,400円の内訳でございますが、大きい部分でいいますと、中学校の空調機器が転倒しましたので、その辺の入れかえで約600万円程度、あとは武道場の屋根の復旧工事ということで230万円程度でございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

中学校の空調の機器の転倒は、全部機器、室外機、もう全部交換しちゃったというか取りかえてしまったわけですね。この600万円は。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

室外機以外に太陽光パネル、太陽光発電のパネルについても2カ所ほど破損しておりますので、それも含めての金額ということでご理解いただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。学校の分についてはわかりました。

あともう一つが、134ページの社会教育施設の分についても、主なものだけで構いませんので、190万円の、どんなところのだったのでしょうか。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

秋月課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

町民グラウンドの藤棚撤去工事、そしてスポーツセンターの窓ガラス修繕、それとゲートボール場のフェンスの修繕、町民グラウンドのトイレ窓ガラス修繕等でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、町民運動場は、上の修繕料のところに1万4,040円出ていますが、それとはまた別で、町民のトイレのガラス。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

その分、すみません。ダブって言ってしまいました。申しわけないです。それは入っておりません。

委員（是枝綾子議員）

入っておりませんですね。はい。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

委員（杉原健士議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

杉原委員。

委員（杉原健士議員）

これは支出済額では出てるんですけども、保険対応、効いてる施設というのは全然ないということなんですか。

財政課（村田健次課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

保険につきましては、平成30年度のほうは工事のほうを優先をいたしております。あの当時かなり工事業者さん、てんやわんやして、我々のほうもなかなか工事ができなかったと。で、工事が終了してお金を払い切った後、保険金の申請という段取りになりました

ので、現状、一般会計の中で30年度につきましては保険金の入というものは計上されて  
おりません。ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

委員（杉原健士議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと見えていなかったんで、すみません。133ページのところの公立学校施設災  
害復旧修繕料も出ておまして、これの主なところというんですかね、修繕とまた工事と  
ちょっと違うみたいなので、主なものだけちょっと教えていただきたいんですけれど。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

忠岡小学校の本館のとゆですね、とゆの修繕で42万3,000円、東忠岡小学校の体  
育館の屋根修繕で80万円、中学校の校舎の屋上防水シートで100万円等々ですかね。  
あとは細かいものの積み上げになります。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。なしでよろしいでしょうか。是枝委員、いけますか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします、

以上をもちまして一般会計の決算の審査を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。25分から再開いたします。

（「午後3時15分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

（「午後3時25分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、各特別会計決算の審査に入りますが、質疑につきましては、担当課より提出の資料説明後にお受けいたします。

まず、138ページから155ページの国民健康保険事業勘定特別会計決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

（担当課：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この30年度から大阪府の統一保険料を採用するというところで、都道府県化、実質ね、そちらのほうに忠岡は統合というんですかね、入っていったというところなので、昨年との比較が非常にちょっとにくいし、制度自体が全国的にこれなので、ちょっと見方がわからない部分もございます。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、保険料がこの30年度、どうだったのかということで、大阪府の統一保険料を採用して、上がったと言う人と下がったと言う人といろいろなんですけれども、平均保険料は結果としてはどうであったのか、統一保険料採用前と採用後という、その1人当たりの保険料の部分と、あとケース別で、6つほどいつも出しているケース別で、どういう所得層で何人家族でという、そういうケース別で上がった方はどういった方で、下がった方はどういった方かというところをちょっとご説明いただきたいんですけれども。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

結果から申し上げますと、低所得者の方については若干上昇いたしております。大体月額に直すと、月100円程度上昇していたと思います。ある程度所得のある方につきましては、所得割の部分が料率が下がったということもありますので、逆に月2,000円ぐらいの保険料が下がったというのが、平成29年度と30年度を単純に比べた際の違いといたしまして、保険料の変化でございます。

続きまして、1人当たりの保険料でございますが、平成29年度が8万8,320円、平成30年度が8万9,600円ということになっております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府の保険料ということになりますと、1人当たりの保険料でも、平成29年度は8万8,320円だったものが、平成30年度、この年度は8万9,600円ということで、引きますと、すみません、何ぼ上がったか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

もう一度説明いたします。平成29年度の1人当たりの保険料は……。

委員（是枝綾子議員）

差額だけ教えてください。すみません、何ぼ上がったか。

保険課（大谷貴利課長）

1,280円です。

委員（是枝綾子議員）

1,280円ということですね。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1人当たりで見ますと、1,280円というところですが、全体には上がっているということで、所得のある方が下がって、所得のない方が、低い人は保険料が上がったところでありましてけれども、だから影響がやっぱり、低所得の方々に保険料アップというところに影響が出たという結果が決算であるというところで、これは事実ですのでね、実際の数字ですので。

これによってさまざまな、やっぱりお困りの方、国保料、安くないんですよ、忠岡のね。安くない中で、その程度の上がりとか下がりとかいうことで、上がった。わずかな値上がりやけども、高い保険料がさらに上がったというところはやっぱり問題であろうというふうに思います。

低所得の保険料ということで、その所得割が、その原因ですね、その説明をなぜそういうことになったのかということでご説明いただきたいんですけど。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

国民健康保険料は、応益割と応能割と2つございます。応能割は、これは所得によって負担を求める部分、俗に言う所得割という部分がございます。応益割は、等しく加入されてる方に広く負担をお願いする部分でございます。中身といたしましては、均等割と平等割という部分がございます。こちらにつきましては、1人、1世帯当たり幾らというふう  
に金額が決められております。

で、平成30年度、国保都道府県化によって、本町は大阪府の決める保険料率をそのまま忠岡町の料率に用いるというふうに変更したところございまして、大阪府の平成30年度の標準保険料率は、忠岡町の29年度のそれと比べると、応益割の割合が高くなったと。逆に言いますと所得割、応能割の割合が低くなったということがありましたので、所得のある方については確かにちょっと保険料は若干下がったということになりますが、やはり所得のない方につきましては、その応益割の分が上がったことによりまして、負担が若干ふえたということになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

所得割が平成29年度と平成30年度とで、何%が何%になったというところでお答え  
いただけたら。あと、均等割、平等割も幾らが幾らになったというふうに、ちょっと比較  
のわかるようにお答えいただきたいんですが。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

ちょっとすみません、しばらく時間をいただきたいんですけども、まず単純に数字の積  
み上げで説明をさせていただきますと、平成29年度、所得割が13.89%でした。そ  
れに対しまして、均等割と平等割を2つ合算した金額が9万1,210円でありました。  
これが平成30年度になりますと、先ほどの所得割の13.89が12.99%で、均等  
割と平等割を足した分が9万3,189円ということになりました。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府の統一保険料にしたら、低所得の方により負担がかかってしまい、所得のある方が下がると。応益割が上がっているけれども、それを上回る額が所得割で下がったというところですね。説明はそういうことですね。

保険課（大谷貴利課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ということで、これは大変なことが起こっているわけでありまして。本来は、所得の少ない人に手厚くして安くしないといけないのに、逆の現象が起きるといって、そういう保険料にするということは問題ではないかと思えます。それで、大変な皆さん、苦しい思いをされているというところでありまして。

ということで、もう1つ、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国保、このように、統一保険料を採用しなければいけないということで、6年間で合わせていくと、全体にね、ということなんですけど、1年目にこのように合わせたというところで、ほんとは多分ほかの他市町村は、こうなることがわかっているんで、そこまでちょっと一気にできないわというところで、徐々にということをとられたところもあるかと思いますが、忠岡町はこういうことになるというのはわかって入っていったわけなんですけれども、それはこのようにこういう保険料の逆進、逆ですね、逆のようなそういったことが起こる保険料をなぜ1年目から入っていかれたんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成29年度の保険料率と30年度の統一後の保険料率と、今、単純に比較した場合、

全体、平均的な保険料、低所得から高い所得の方までの全体を含めた平均的な保険料の比較というもので検証をしましたところ、忠岡町の場合は、ほぼほぼ横ばい、そのままほとんどスライドするような形の結果が出ましたので、これにつきましては、他の市町村さんについては、本町のようにほとんどどんぐりの背比べだったというふうなところだけではなく、極端に上がるというところもあれば、少ないですけども、かなり下がるというところもあったと聞いております。

特に、かなり上げなければいけないというふうな市町村につきましては、やはり急に30年度から府の基準に持っていくということをやってしまうと、急激な住民負担になりますので、もちろんその辺は大阪府のほうとしましても、6年間の激変緩和期間を設けるという前提のもと、6年かけて大阪府の水準に合わせていくというふうなことでなっております。忠岡町については、先ほど言いましたように、これはあくまで結果論かもしれませんが、29年度と30年度の水準はほぼほぼ一緒だったということで、30年度から統一保険料に乗ったという次第でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。わずかな額であるというふうなところで見られたわけですね。上がるのは上がりましたよね、低所得の方がね。応益の均等割、平等割も上がったということですが、そこら辺の認識は。下がってるんですけど言いませんけど、上がってるわけですから、それについてはどのように認識をされていたんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

先ほども言いましたように、全体の平均という部分ですね。もう一度繰り返しますけども、低所得の方から所得のある方までの平均的な部分でとらえた結果、ほぼほぼ同水準だったということになります。おっしゃるとおり個々の所得階層で見れば、所得の低い方につきましては、先ほどの応益割の分が上がるという部分の影響というのはもちろんございましたので、その部分の上がり幅につきましては、これは制度の仕組み上、ある程度いたし方ないのかなというふうなことで我々のほうも考えざるを得ません。もちろん住民さんについては、たとえ月100円であっても保険料がふえるということは、もちろんそれは事実でございますけども、こちらとしましても全体的な部分で考えていくという必要がございますので、そういう決断に至ったわけでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）



是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

安い保険料が月100円上がるということであれば、まだ許容の範囲というふうに思われるでしょうけども、しかし、高い保険料がさらに上がるというところでは、やはり滞納している方がほんとに払っていきにくくなると、ますますね。所得の20%は国保料に持っていかれるというような状態だったので、大変厳しいです。この所得割が13.89が12.99になっても、応益のほうが上がっていますということで、それでやはり所得の2割近くがそのように保険料になってしまうという方にとっては、ほんとに大変なつらいものであると思いますので、こういったところに、もう1年待つとかいうふうな、よく検討する時期というところはあったと思うんですけども、平均で見られて、横ばいだからと言うけども、やっぱり所得の多い人の保険料を安くして、所得のない人、低い人から保険料を取って、所得の多い人に渡してるみたいな、そういう構図というふうに、平均で見ますとね、そういうことになるわけなんですよね。だから、これはちょっと、ほんとにすべきでなかった話ではないかなと思います。一気に全部そろえるのではなく、調整しながら段階的にそういうふうに統一保険料に合わせていくという方法もとれなかったんでしょうか。そのあたりですね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

先ほども言いましたように、極端にやはり上がる市町村さんが事実ございます。そういったところは、保険料を急に大阪府の水準まで一気に持っていくということは、これはものすごい、たしか月2万円ぐらい上がるようなケースもあったと思います。そういうケースはかなり、とてもじゃないですけども、一気に上げるようなことは普通に考えると不可能だと思いますので、そういったところは段階的に徐々に上げていくという方法をとらざるを得ないのかなというふうに思います。

何度も繰り返しにはなりますけども、忠岡町につきましては、6年後には必ず大阪府の水準に持っていくというのが最終ゴールとして決められておりますので、そのゴールにほぼほぼ30年の段階で近かったということになりますので、もちろんこれまた別の話にはなるんですけども、当時、財政状況がまだまだ赤字が残ってるような状況でございましたし、この水準に合わせるということによって、大阪府の特別調整交付金や、そういった赤字解消の一助にもなるということもございましたので、総合的に判断をして30年度から統一保険料に乗ったということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

6年後に統一保険料に合わせなければいけないということは法律上決まっているので、そういったことになっていると。それはわかります。けども、その、そんなに変わらないから乗ったということで、大変な思いをする人が出てきているということですよ。忠岡町は特別調整交付金、これもひどいんですけどね。大阪府がそれによって誘導していくというところをしているというので、これもいかんんですけど、特別調整交付金をもらいたいがためにそういうふうにしたというふうに、そういう答弁ですね。ということで、特別調整交付金というのほどのぐらいもらえるんですかね。1年目。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

この部分に関しましては、特別調整交付金は得点を積み上げていくような方式になっておりますので、ちょっとその中身的には、これはだから幾らぐらいの効果があつたかというのは、それはちょっと数字としてはあらわしがたいんですが、そういうところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

点数で何ポイント、何ポイントということで、ポイントの高くなったところからたくさんもらえるというふうなことになるので、それでされたということなんですが、金額はわからないということですから、いや、そんなんやったらもうちょっと様子を見てということも選択肢ではなかったかとは思いますが、これはもう入ってしまったということですので、これは金額はわからないということですね。

それとあと、累積赤字の解消になったというところでありますけれども、累積赤字は29年度の決算を見ますと、8,800万円ですね。これ、繰上充用金が8,838万5,000円と、この資料の4ページのところに出てますので、これが累積赤字であるというふうに思いますが、これが解消できたというのは、どうして解消できたんでしょう。この統一保険料にしたからですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

いろいろと複数要因がございます。29年度につきましては、昨年もちよつと説明はさせていただいたと思いますが、高額な医療を受ける方が複数おられたということがありましたので、それによって有利に働く共同事業のお金であったりとか、国から入ってくる療養給付費等の負担金がかかなり大きな金額が入ってきました。そういった部分で、29年度、一気に赤字が解消して、2,900万円を超す黒字決算が打てたということになっております。

ただ、これはこの後、30年度になってから、さらに今言いました療養給付費等負担金の精算というものが30年度にありまして、逆にそこで五千数百万円、返還金という請求が出てきました。これによってこの2,900万円の黒字は消えてしまったということになりますので、実質29年度決算は黒字ということになってはございますが、30年度の返還金まで含めて考えるのであれば、実質的にはまだ約2,000万ほどの赤字だったというふうな見方もできるかと思ひます。

それに対しまして、30年度につきましては、これは単純にそういった前の年の精算返還金というものは全くございませんでしたので、30年度の2,100万につきましては、これは純粹に本町としましては、国保都道府県化による公費の拡充、そういった分によって黒字になったというふうに考えております。必ずしも30年度の黒字というものは、何も保険料が高くなったから黒字になったというわけではございませんので、あくまで公費が拡充されたという部分の効果があらわれているというふうに分析をしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

都道府県化の公費の拡充というのは、全国的に国が1,700億円入れて、さらにそれでもごっつい上がるということで、これは批判がものすごく来るということで、さらに1,700億円入れてということで、大阪府の統一保険料を採用するというのと、採用しないというので、この公費の拡充という金額はそんなに大きく変わるんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

この公費も、先ほどの特別調整交付金と同じ考え方になるんですけども、忠岡町が取り組んでいる各取り組みですね、そういった部分のポイントの積み重ねになってきますので、もちろんポイントが高ければ、単純に考えればその分、配分がふえるというふうにはなると思うんですけども、もちろん3,400億円という大きな金額が、この30年度は公費が拡充されておりますので、もちろん入ってくる全体のお金もかなりふえておりますので、もちろんこれも都道府県化のおかげといいたいでしょうか、そういった部分はほんまに忠岡町にとってはすごくよかったというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

都道府県化は法律で国会で決まっているということで、それはわかった上での話で、都道府県化がよかったとか、そういうことを今お聞きしているのではなくて、統一保険料をなぜそそくさと、そんなに1年目からする必要があったのかと。特別調整交付金がかかなり1億ぐらいくれるということで、それに乗りましたと。8,800万の累積赤字の解消のためですというふうなことでもないんですね。そんなに入らないわけですよ。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと答弁いただきたいんで。

町長（和田吉衛町長）

うまいこと言いますね。そやから、放ってあったら、うち日本一と言うてる保険料がどないになりますねん。世界一になりまんがな。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長が手を挙げてますので、先にそちらの答弁を。

保険課（大谷貴利課長）

統一保険料、30年度から本町がそれに乗るかどうかという、そのタイミング、それを決めなければいけないタイミングという時期が昨年ありました。ちょうどそれを決めるような時期が、ちょうど累積赤字が今後どうなるかということも非常にデリケートな時期でもございました。結果としては、29年度で累積赤字は決算上は消えたということにはなってるんですけども、最初そこまで本当に29年度もまだやはり数千万程度の赤字は残る

んではないかというふうに見ている時期もございました。そういう非常に難しい時期でもございましたので、そこは赤字解消ということも総合的に考えて、この標準保険料率を採用すると。また、保険者努力支援制度や調整交付金といった分でのポイントも正直稼げるという部分もございましたので、ここは非常に微妙な判断にはなると思うんですけども、総合的にそういったことも考えて、忠岡町はその時点ではもう1年目から標準保険料率に乗っていくほうが、これも住民さんにとっても忠岡町にとってもお互いメリットがあるというふうに考えておりました。

もちろん低所得者の方については上がるという、そういう事実はございましたが、そこは何遍も繰り返しになりますけども、平均的に住民さんの負担を考えると、ほとんど違いがないというところもございますので、そういった財政面、住民さんの負担の面と両方考えて30年度から採用したということで、よろしくご理解のほどお願いいたします。

町長（和田吉衛町長）

是枝さんは国の制度が悪いと言うてるねん。うちのことを聞いているのと違うねん。

委員長（三宅良矢議員）

町長、発言としていいですか、今のは。

委員（是枝綾子議員）

不規則発言ですね。許可を取ってなくて言うていらっしゃるから。だから、質問を続けます。

だから、答弁を繰り返しいろいろ言っても同じだと思いますが、結論としては低所得者の保険料が上がるということはわかっていましたと。しかし、忠岡町のこの累積赤字を解消するために、それが特別調整交付金とか保険者努力制度というふうなポイントを稼ぐ。でも、ポイントが何ぼ上がったら、何ぼ調整交付金がふえるとか、そういう計算はできない。ポイントが高ければ、それをより多くもらえるという、そういったところで、金額ははっきりとは出せない、出ないと。それで、8,800万円ちゃらにできたというほどくれているかどうかはわからないですね。そうですね。それをしたから。総額幾らですかという。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

今おっしゃっている部分に関しましては、はっきりと金額は出すことができませんが、先ほど29年度の黒字の一番大きな要因といたしましては、当時ございました共同事業、高額な医療費がかかった保険者に対して有利に働くという、そういった共同事業という部分、または国の療養費負担金が、これもたくさんたん29年度中に入ってきたというふ

うな、そういった部分がありましたので、そういった分がこの2, 900万円の黒字になった一番大きな要因だというふうに考えております。

確かにもちろん保険者努力支援制度や特別調整交付金でポイントを稼ぐという部分も、もちろんこれも大事ではございます。これは恐らく金額に直しても、そんなに大きな赤字が解消できるような金額にはもちろんならなかったというふうには思っておりますが、それでもたとえ何百万でも赤字の軽減に寄与したのではないかというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今の答弁でも、都道府県化されたということで、共同事業の拠出金とか、そういった制度が大きく変わると。それは大阪府の統一保険料を採用してもしなくても、そのようになっていくものですよ。そこのところをちょっと確認したい。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

今言いました共同事業に関しましては、これは平成30年度から廃止されております。大阪府全体、府の支出の中での話になっておりますので。ただ、29年度までは、市町村単位で共同事業に係るお金の動きというものはございました。それが29年度という最後の年で、非常に本町にとっては有利に働いたということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

都道府県化をしたことによって、制度上、全体にそう変わる問題と、で、よくなったと、よかったという問題と、大阪府の統一保険料、低所得の人に上がるとわかってる、そこを採用して、その保険料をかけることによってたくさんもらえる分、余計目にももらえる分と、またちょっと話が違うと思うんです。なぜそんなに8, 800万の赤字が解消できるほどではないと今おっしゃいました、そんなに大きな額の調整交付金がふえるとは言えない大阪府の統一保険料をなぜ採用したのかというところのお答えというところでは、な

かなちよっとはっきりといただけてないと。忠岡町の財政のことを考えてと、たとえわずかでも調整交付金のポイントを上げて、少しでも多くもらってというところでしたというのが、今の答弁の受けとめで、それでよろしいでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

町長（和田吉衛町長）

ふえてほしいな。ふえてほしいよ。統一化してなかったら今ごろ破綻してますや。

委員（是枝綾子議員）

いやいや、統一化はもうなってるんです、制度的に。なってるんで、統一保険料を採用する時期のことを言うてるんで。

町長（和田吉衛町長）

10年越しやったんや。

保険課（大谷貴利課長）

よろしいでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ、大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

これも繰り返しの答弁になりますけども、あくまで平成29年度から30年度の保険料を単純に比較した場合、全体の平均で見れば、ほとんど料率はどんぐりの背比べみたいな状況でございましたので、これはもちろんそういった、このタイミングを逃してしまうと、ちょっと次はどうなるかわからないということもありましたので、これはもう今このタイミングで大阪府の標準保険料率に乗っていくということで、30年度から乗った次第でございます。

それに関係してということになってくるんですけども、先ほどから言ってますように、それをすることによりまして、まだ解消の見込みが当時立たなかった赤字も、将来的には少しでも減っていくように、もちろん公費がその分忠岡町に入ってきますから、解消するためにもそれをやっていくという、その両面の判断があったということでご理解お願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私、確認のためにちょっと答弁をこうですかというふうにお聞きしたんですが、ちょっと最後、曖昧なところが出ましたけど、都道府県化による公費の拡充は、大阪府の統一保

険料を採用したほうが少しでもポイントがあって、ちょっとでも、数百万でもアップしてというふうなところで言うておられるんですよねということで、だから1年目からそのタイミングで入ったということは、そういう低所得者の方の保険料は上がるけれども、そちらを取って、累積赤字の解消というところのために入ったわけではないんですよね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

これは、何回も同じことを言わせていただきますけども、あくまで29年度の本町の保険料率と30年度の標準保険料率を平均して比べた場合、ほとんど相違がなかったと。まずはこの1点に尽きます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府の統一保険料と忠岡町の保険料が1人当たりの平均で変わらないということは、かなり高かったと、忠岡町の保険料がということもあります。だから、他市はやっぱりちょっとちゅうちょしました。数万円上がるということでもちゅうちょしてというところがありました。ということで、確認しますが、都道府県化の公費の拡充は統一保険料を1年目から採用してもしなくても、入る分というのは決まっていますね。より多くちょっとでもポイントを稼いで、数百万でもちょっとというところで1年目から入ったというのが結論ではなかろうかと、そういう答弁でよろしいでしょうか。確認ですけど。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

そういった2つのメリットが見込めると、メリットと言いましょうか、そういった2つの効果が得られるというふうな判断でさせていただきました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これはこれで、そういうことであつたという見解は聞きました。



あと、その忠岡町の国保料というのが、高いのがよりどうなったのかというところで、上がってるわけですね。下がってる方と上がってる方といらっしゃるかと思いますが、これは比較のしようというところが、いつもモデル世帯の方での、所得が200万でしたか300万でしたか、4人家族のご夫婦が40歳を超えてる、介護保険料がかかるという方のその分の比較でしたほうがわかりやすいんじゃないか。いつもそうでしたね。忠岡町は上位何番目になっているのでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

保険課（大谷貴利課長）

まず、モデルケースの年間の保険料から言いますと、29年度が39万8,700円で、大阪府内で高いほうから数えて21番目でございます。平成30年度は、金額が39万2,500円で、すみません、これはちょっと決算がまだ各大阪府の市町村、出そろっておりませんので、参考にできる資料の中からの順位になるということで、そういう前提での順位になりますが、34市町村のうち今16番目ということになってございます。あと、この16位ということなんですけども、同率のところは複数ございますので、去年よりか順位は5つほど上がってはいるんですけども、同率のところは複数あつての16位ということをお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

上がってることには変わらないと。同率のところもあるけれども、16番目であるというところで、上がっている、順位も悪くなっているというところだということがわかりました。

そしたら、はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

保険料についてはそのようにお聞きしましたので、今度は減免制度についてです。減免制度も大阪府の減免制度に合わせました。統一保険料に合わせたけども、減免制度は市町村独自でやっていたところもあるかと思いますが、それとか横出しとか、ちょっといろいろ工夫されているところ、差があるんですよ。大阪府の統一した減免制度は、ちょっと救われる方と救われない方が出てくるというところで、どういった方々が救われるようになって、どういった方々が影響を受けると。影響を受けるところはどういったとこ

ろの方ですかというふうにお聞きします。

委員長（三宅良矢議員）

課長、答えられますか。回答できますか。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、答えやすいように質問を。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

減免制度につきましては、本町がもともと使っておりました減免の制度と、大阪府に移行することによって変わる部分につきましては、大阪府の減免制度は、とにかく前年の所得との減り幅によりまして減免額が変わってくるということになります。本町の以前使っておりました減免の制度につきましては、減り幅プラスその方がもともと所得がおありになる方は、割引率が低くなるというような制度を取り入れておりましたので、大阪府の制度に移行することによりまして、お得になった方と、あるいは損されてる方と両方出てきてる状態でございます。ただ、総トータルの金額で言いますと、やはり所得の減り幅によって減免額が出てくる大阪府のほうに行ったほうが、減免されてる額としてはふえてるという状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

前年所得が忠岡町、以前のね、これまでの忠岡町の減免制度では、前年の所得が400万円でしたかね、何か一定以上の方については対象外になってしまうというところがあったかと思います。その所得制限が今回なくなるというところで、所得が高額な方ですね、400万を超えるような方は、400万だったと思うんですけど、ちょっとはっきりとした数字を私も覚えてないんですが。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

それは段階が何段階かちょっとございまして。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。ですが、まあ最大ね。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

所得制限が撤廃されたというところで、所得の高い方については適用の可能性が広がったというところであるんですけども、減り幅ですね、減り幅の差が出てくると。忠岡町は、大阪府よりもそんなに減ってなくても減免の対象になったというところがありましたか。そうでしたかね。その差ですね、前年との。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

所得の低い方につきましては、その辺のところの一部出てくることになります。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、何ぼが何ぼでしたか、すみません。減免制度ね。委員長。

これまでの忠岡町の減免制度は、前年所得に比べて4分の3以下というふうな規定が、所得の低い方についてはあったと思います。これが大阪府の制度になると、4分の3ではなくて。

健康福祉部（東 祥子部長）

70%とか、それも段階がございます。

委員（是枝綾子議員）

それで、その差で漏れてしまうところの人が、所得階層の方が出てくるというのは、あったと思います。それは、その幅というんですか、その4分の3と70%がちょっと比べる数字が違うので、それを平たくしたらどうなんですか。よくなったんですか悪くなったんですかというふうに聞きます。

健康福祉部（東 祥子部長）

よくなったか悪くなったかという。

委員長（三宅良矢議員）

そういう細かい部分の質疑に関しては、これ以上何を求めて意見するのかを明確にさせていただいた上で質疑していただけますか。すみません、ちょっと今のこれ、これというのは、大きくある中の細かい部分やと思いますので。

委員（是枝綾子議員）

これ、大事なんですよ。

委員長（三宅良矢議員）

大事やと思います。だから僕、大事さは否定してません。すみません、そこだけは誤解

なく。だからその部分に関しては、もうちょっと明確に端的に答えられるように、また質問していただきたいと思います。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません、1つだけよろしいでしょうか。私の質問を間に入れても。

委員長（三宅良矢議員）

是枝さん、いけますか。

委員（是枝綾子議員）

関連してることですか。その減免制度のところ。

委員（松井匡仁議員）

減免でなく、国保に関連して。

委員長（三宅良矢議員）

ちょっとお待ちいただけますか。

委員（是枝綾子議員）

減免制度の話が済んでからのほうがいいですね。すみません。

健康福祉部（東 祥子部長）

すみません、ちょっと。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

健康福祉部（東 祥子部長）

その細かいことにつきましては、また後でお話しさせていただいてよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。4分の3というのは75%なんですね。大阪府は70だから、その75%より下がったらということやけど、70%まで下がらないと減免対象じゃないというところで、5%のところのそこが差になってると。よくなならない、それがちょっと悪い影響が出ますねというところを明らかにしたかったんですけど、そうですよねということで。5%の差があるというところで。

委員長（三宅良矢議員）

5%の差があるかどうかという回答ですか。あるんですか、ないんですかということで、端的にお願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

あるかないかということでしたら、あるということで。あと、大阪府の制度に、うちは

横出しの分を一部つくっておきまして、長期ご入院の方につきましては、まだ制度を残して、減免のほうは対応しておるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。長期入院の方にはということで、横出し制度もつけていただいているということですが、やはりそれはちょっと75が70に、よりハードルが厳しくなってしまったところをカバーするという点では、イコールではないのでね、ちょっとしんどい話になってくると思います。

制度としては、減免制度は所得のある方についてはちょっとよくなったけれども、減り幅とかいう点ではちょっと外れてしまう、今までやったら適用されてたけど、適用されないよという方も出てくるということがわかりました。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

もう一言よろしいでしょうか。本町の減免制度につきましては、あくまで予定額ということで減免の申告をしていただいております。大阪市などは、申告が終わった後に必ず申告書を添付して、ほんとにこの方が減免できる方かどうかというのを確認して減免のほうをしております。あくまで予定額でいたしますので、実際その方、翌年度、申告を見てみたら、上がってたじゃないかという場合もあったりとかしますので、その点はちょっとご理解のほういただきたい。本町のほうは緩くしているということをお伝えしたかったです。きちっと申告してからであったら、その所得のほんとに差異の少ない方といいますのは、意外と翌年にはそうではなかったというような場合もあったりとかしますので、実際、本町はあくまで予定額ということで申告のほうを受け付けて、減免のほうを対応させていただいておりますので、よその市よりもちょっと緩い感じでさせてはいただいている状況にあるかとは思っています。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

申告後ですと、1月1日以降になってしまうので、かなり年度の際にならなければ申請ができないという点では、その分、忠岡町は配慮しているところだということはわかりました。

委員長（三宅良矢議員）

そのほか、ありますか。

委員（是枝綾子議員）

何かあると。いいですかと言うてはるんで。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員、お願いします。

委員（松井匡仁議員）

すみません、私ちょっと勉強不足で申しわけないんですけど、こういうお話、入ったとか、去年に入った、大阪府へ入ったどうのというのは、これは勝手に保険課で入ったわけじゃないんですよね。そのときに議会にかけて賛成多数で入ってるんですよね。そのときにも説明してるんですよね、これ。それで、議員の皆さんの賛成の多数で入ってるんですよね。わかりました。それだけちょっと聞きたかったんです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

しかし、その予算と決算は違います。予算で本当にそうだったのかと。実際に1年間してみても、入る前の話と入ってからが違うやないかということがあるかもしれないので、それでどうだったんですかということでも検証する、それが決算の審査だというふうに思いますので、確認ということで、変わってませんよね、変わる場合もありますんで、変わってませんよねと。予算と決算は違いますので、金額が、それでちょっと確認をいたしました。で、やっぱり予算どおりの状態が起こっていたということがわかりましたということ。で、私は反対をしております、この案件については。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、158ページから181ページの介護保険特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（担当課：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上でございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この30年度は地域支援事業の中の総合事業が完全に、途中でとかいうのじゃなくて、完全に移行し終わってからの初めての年度ということで、数字が出ました。6,565万5,000円ということで、前年度と比べて3,554万円の増ということであります。

それで、その移行された分、保険給付費ですね、総合事業のほうに移行したので、それまでに支出されていた項目のほうの部分というのは一応減るということになるわけですね。減りませんか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そのとおりです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そちらのほうはどの程度減ったんでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

平成30年度の予防給付、移る前ですけども、から比べまして、訪問と通所合わせて2,169万9,000円ほどの減になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

支出のところの部分が、事業が変わったので、要支援の1と2の方は総合事業のほうに移られて、そこが6,565万5,000円にふえた。で、差は3,550万円の増やったけど、これも正確ではないんです、全然。29年度との比較なんで、もう既に移られている方がいらっしゃるということなんで。ですけど、その2,169万9,000円が介護サービスのどの部分でかな、保険給付費のほうで減った分というのは出しにくいけど、減ったのが2,169万9,000円ということですね。わかりました。

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町は、総合事業と言っても、緩和されたサービスのAというところの部分と、あと現行どおりというんですか、何と表現したらいいんでしょう。

高齢介護課（泉元喜則課長）

現行相当サービスです。

委員（是枝綾子議員）

現行相当サービスというところで、現行相当サービスも残して、そちらのほうもしているということ、そんなに大きくは変化はないということで見てもよろしいんでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そうですね。現行相当サービスを残しておりますので、以前と同じようなサービスを利用することも可能ですし、緩和型のサービスも利用は可能です。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今現在、緩和されたサービスのAというんですか、そちらのほうを選択されて行かれている方というのは、どこか出ているのでしょうか、資料として。何名ぐらいいらっしゃるって、要支援の1と2の方のサービス利用者の中で何%ぐらいと、現行相当サービスは何%という、ちょっとその内訳を教えてください。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。



委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

一応30年度末、平成31年の2月末現在の数字ですけれども、認定者で言いますと、要支援1の方が140名です。要支援2が134名で、別途事業対象者が、29名の方がございました。うちサービス利用者が26名いらっしゃいました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その事業対象者というのは、要支援の1、要支援の2というふうに認定を受けずに、そういうチェックリストでされた方が29名おったということですね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら、チェックリストの方は緩和されたサービスしか利用できませんね。でしたか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

いえ、現行相当サービスも利用できます。

委員（是枝綾子議員）

利用できるということで。委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

要支援の1、要支援の2、そしてチェックリストによる対象者ということで29名、合わせて303人ということで、そのうち緩和されたサービスを利用されている方というのが何名いらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

緩和型サービスを利用されている方は、訪問型で21名です。通所型の緩和が20名です。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは重なっていますか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

重なっています。

委員（是枝綾子議員）

実人数で。すみません。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

高齢介護課（泉元喜則課長）

実人数は、サービス利用者で26名ですね。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

303名のうち緩和型のサービスが26名ということで、約1割の方がそちらを選択されているということですね。それ以外の方は、現行相当サービスということで。わかりました。

あと、はい。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そのチェックリストを受ける際に、忠岡町では以前はチェックリストというよりも、ちゃんと受けてもらうということを推奨というか、お勧めしているということでありましたが、今現在、窓口に来られた方は全部チェックリストを受けるような、そういった受けてくださいというふうな形にはしてないですかね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

基本は認定申請を優先していますので、新規の方は認定申請していただいております。ただ、サービスを使ってる方で、訪問しか使ってないとか、通所を使ってないという方は、ケアマネジャーさんと相談して、チェックリストでいくんだったらチェックリストでいけますし、再度更新するんであれば更新という形をとっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、チェックリストでという方の多くは、ケアマネジャーさんと相談をして、そちらのほうでというふうにされているということですかね、今のお話では。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

それと、認定有効期限が切れた方で、すぐサービスを使いたいという方、訪問だけであるとか、通所型であるとかいう方はたまにいらっしゃいますので、その場合は、以前認定が出てましたので、ちょっとご相談させていただいて、早く使えますよという話をさせていただいて、チェックリストに移るという場合はございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

チェックリストによる対象者の方でも現行相当サービスは利用が可能であるというところで、利用されている方、また、認定まで待てないという方については、そのように対応していただいと、サービスが受けられるようにと対応しているということですね。わかりました。

あと。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、任意事業のことで、地域支援事業の任意事業、忠岡町は3つほど書いてあるんですけども、介護給付と費用適正化事業、そして家族介護支援事業、そしてその他の事業ということで、その他、よくわからないんですけど、任意事業は何をされているかというのをもう一度、これではちょっとわかりにくいのでお教えいただきたいんですけど。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

任意事業の中で、おむつの支給であるとか配食サービスを実施しております。30年度はケアマネ支援ということで、ケアプランチェック事業を実施しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

給食サービスと一般的に言われているこの配食サービスと、あとケアプランチェック事業と、そしておむつというか、介護用品の支給というんですかね、その事業のことですよ。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そうです。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

その介護用品のところ、これは河野議員がいつも質問させていただいてます家族に支給、ここに書いてある任意事業、家族介護支援事業と、家族に対して出るということなので、お1人の方、おひとり暮らしの方については出ないというところがあるということ、その生活の実態、所得の状況からしたら、やはり援助してほしいという方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、その介護用品の支給事業ということで、家族ではなく本人についても対象をぜひ検討していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

在宅で家族支援で頑張っておられる方については、支給はさせていただいておりますが、例えばサービスつき高齢者向け住宅であるとか、有料老人ホームで1人で入られている方につきましては、他市の方もたくさんいらっしゃいますので、その部分についてはちょっと対象外とさせていただいてるところでございますので、その部分は給付については、認定していきますと数が大きくなりますので、大分支出するほうで費用がかさみますので、その辺のところは対象外とさせていただいているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

対象者が多いと。サ高住も一応住居、在宅という扱いになるということで、そのようにされていると思いますが、では、本当の在宅ですね、サ高住とか高齢者専用住宅とか、そういうところではなく、自分の住みなれた家、在宅でお1人で、要介護度がかなり高いという方で、家族ではなくそのご本人に、そういった方ですね、についての検討というのはできないものなんでしょうか。どれだけ、そんなにいないと思いますけども、そういった方に対してはどうでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

在宅で生活されてる方は、近隣にご親族さんがいらっしゃると思いますので、そういう方であれば私どもは認めておりますので、まず在宅で頑張っている方について支援させていただいてるところです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

近所にご家族がいらっしゃれば、そのご家族の方がということで、今の制度の範囲内で活用できるということですが、いらっしゃらない方ですね。例えば障がい者の方も年を取ります。高齢者になっていきます。重度の障がい者の方も、ずっと1人で生活を、いろいろサービスを受けながら生活をしている方も、65歳を超えenと思います、年を取っていくと。そんな方というのは、対象にはならないですね。家族がいないといけないと。家族に対してという。そこを家族ではなく、そういうご本人さんにもするというは、お考えはいかがでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

できるだけ家族さんを探していきたいと思っておりますので、その辺は。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは家族ということで、任意事業の、やってもやらないでもいいという国のほうからメニューが示されているものだと思いますけど、それは家族介護支援事業という名目で国のほうがメニューとして、任意事業、こんなものがありますよということで出しているのでしょうか。それとも、忠岡町が家族介護支援事業と、ここで家族というふうなことでつけて出している任意事業なんのでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

一応、国のメニューで家族介護支援事業という中の1つになっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国のメニューでは、任意事業には本人にというふうなものはございますでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そこまでは明記されておりません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

任意事業というのは、メニューとして書いてあるもの以外を支出するということは可能でしょうか。国のメニューで任意事業に示されていない事業でも、介護に関するものということであれば可能なのでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

ちょっとその辺のところは、各市町村も大体同じようなメニューですので、全く違うというのは近隣では見たことがないので、国レベルではどうなっているかわかりません。

委員（是枝綾子議員）

メニューには書いてないけども、重度の方ですけども、例えば65歳で1人で暮らしている方についても、そういった任意事業として実施しても構わないということなのかどうかをちょっとお聞きしたかったんですけども、その辺はちょっとまた確認していただけたらということ。

もう1点、すみません、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ケアプランチェック事業ということ、多分、介護給付等費用適正化事業のことでしょうか。それとは違うものですか、ケアプランチェック事業というのは。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

適正化の部分でケアプラン点検業務委託料と、あと、介護給付費通知というのをしておりますので、任意事業の中でそういうようなこともしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なぜちょっとケアプランチェック事業をお聞きしたかという、去年の10月からケアプランですね、チェックすると、厳しくなると。在宅事業、訪問事業ですね、その給付の分で、平均よりも多い回数、それを利用しているところについては、ケアマネジャーさん呼び出してというか、呼んで事情を聞くという、ケアマネたたきをするというふうにか言われて、そういうのが始まったと聞いてるんです、去年の10月からですかね。忠岡町はそういったことをされているのでしょうか。ケアプランチェック事業というのがそれかなというふうにちょっと思ったんですが。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

その件とはまた別でございます、今、委員おっしゃった訪問介護の生活援助が多い方ですよね、についてですけれども、一応国が定めておりますので、本町も町内の居宅の事業所に、そういうケースがあればケアプランを訂正してくださいねということでお知らせしました。で、数件出てまいりました。

中身を見させていただきますと、在宅で頑張っている方ございましたので、特に我々その内容について地域ケア会議にかけるであるとか、そういったところまでは至っておりません。必要部分ですね、支援していただいていると感じておりましたので、特にそれ以上のことはいたしておりません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。まだ具体的にはそういったケアプランのチェックというところについては、地域ケア会議を開いて、そこで云々というふうなところまでは、まだちょっとしていないというところですね、今のところ、今現段階では。



高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そのケアプランチェック事業は、ケアマネジャーさんの支援事業として、ケアマネ事業所で1人ケアマネの方については、今立てているケアプラン自身が正しいといえますか、きちっと書けているかどうかはわからないかも知りませんので、大阪府の介護支援専門員協会に委託して、その内容について見ていただいて、助言をしていただくような形のをさせていただきます。それがケアプランチェック事業ということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。あと、すみません、そしたら介護保険の保険料についてなんですけれども、今回、この30年度からは第7期介護保険事業計画が3年間ということで、これは3年間を見越しての事業計画に基づいての保険料が設定されて、一応24%ほどの値上げということになったということで、それについてはほぼ年金から皆さん天引きなので、払えないというよりも、先に引かれているから、支払われて、受給を皆さんするという事なんですが、普通徴収の方で滞納というところで、滞納はふえているのでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

ちょっと待ってください。すみません、お諮りします。もう5時を迎えますのでお諮りいたします。

本日は、議事進行の都合上、総括質疑まで進みたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

まあまあ、構いませんけど、終わりの時間というのが何時ぐらいまでになるでしょうね、そうするとということで。

委員長（三宅良矢議員）

基本的には、理事にはその形で事前に伝えてますし、皆様にもお伝えさせていただいてますので、基本はその形で行きたいと思えます。あまりにも遅くなるということであれば、そのときにまた意見として上げていただければと思えます。よろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい、お願いします。

では、続けて。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

滞納者数ですけども、平成30年度は134名の方がいらっしゃいました。平成29年度は147名、平成28年度は164名ということで、減少傾向にはあるということになります。これは多分、年金受給者がふえてきている影響で、先に特徴が始まってしまいうからかなというふうには感じております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

平成30年度の134名という方は、普通徴収の方がほとんど、なかなか年金の方でもさまざまな事情で、ちょっと引き落としができない期間とかいろいろあったりで、滞納があったりとかすると思いますが、それはそんなにたくさんないと思いますので、普通徴収の方に対して、この134名というのは何%に相当するのでしょうか。わかりますかね。特徴の方はどこか出てませんか。特徴と違う。普通徴収の方。

委員長（三宅良矢議員）

お答えできますか。泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

すみません、手元に普通徴収の全体の人数が出てませんので、ちょっと割合はわかりません。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、滞納率ということで、その数字だったら出ますでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

課長、すぐ出ますか。いけますか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

滞納率。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

滞納繰越分の収納額が124万8,000円で、その調定が608万3,000円ですので、それが収納率になると思うんですけども。

委員（是枝綾子議員）

後で構いません。あしたでも。

委員長（三宅良矢議員）

あしたはないです。

委員（是枝綾子議員）

総括までにね。

委員長（三宅良矢議員）

総括のときまでに間に合いますか、この後の。

高齢介護課（泉元喜則課長）

滞納率。

委員（是枝綾子議員）

すみません、滞納率のちょっと、どういう分母で、どういう分子というのを後でまた言います。

委員長（三宅良矢議員）

その質問の意見がまだ続くのであれば、していただいて。お願いします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、この滞納されている方が、全体の人数の中でどの程度の方が滞納、10%の人がされているのか、4%の人がされているのかという、そういう滞納されている方の率というところをちょっとお聞きしたかったんです。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

滞納者数の率は2.8%になります。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。この2. 8%の134名の方で、そんなに長い期間滞納されてなかったらいいんですけども、長い期間、複数年にわたって滞納されると、ペナルティーとして介護を受ける際に1割負担ではないと、3割とか5割とか、ほとんど払ってない方は10割ということになっていくかと思うので、そういったペナルティーを受けていながら利用されている方というのはいらっしゃるのでしょうか、忠岡で。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

今、給付制限なんですけども、2名いらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

給付制限を受けておられる方が2名ということで、それでもどうしても受けなければいけないからということで、保険料を払えないのに、3割負担なりとか5割負担なりとかいうのは、使わざるを得ないから払ってるけど、大変しんどいと思います。そういった方で、その方がたくさん預貯金があったりとか、裕福な方であればいいんですけども、そうでない方で必要なサービスを負担ができないからということで制限されているということであれば、実態を見て、その制限についても減額というかね、減免というか、そういった対応というのは忠岡町はしていただいているのでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

基本、我々はその保険料納付に関しましては、督促もし、催告もさせていただいて、窓口に来られた方については納付相談をさせていただいているところがございます。それで、なおかつ納めてない方がいらっしゃいますので、ただ、納めてる方との比較で、こういう給付制限の制度がございますので、それ以上の給付制限を緩和するようなことは、今のところは考えておりません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これ、国保、税じゃないので保険料なんで、2年過ぎると、もう払えないということになっているわけですかね。ですね。

で、2年以前の分を払えないと。何とか払って、その負担割合を1割に戻したいと思っても、払う方法がもうないんですね。一たんペナルティーを受けたら、もう。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そのとおりです。払う方法はないです。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なかなかそれはちょっと大変厳しいなど。国保でもそこまではしないと思うんです。ということで、ちょっとこれは2年以前の、2年ってあつという間ですけどね。それがちょっと残っていると、たまっているということで、給付制限がされると。それも何とかさかのぼって払うことができれば、まだ何とかどうにか工面してということが出来るんですけど、それもできないと。ということは、かなり必要なサービスを本当に受けられないと。

3割負担なり、今3割ですか、大体。5割もありますか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

4割です。

委員（是枝綾子議員）

4割になったんですか。4割ですか。3割と違うんや。4割負担ですか。大変ですね、4割負担ってね、大きいですね。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そういった方については、何とか忠岡町で救済するというのもぜひ考えていただきたいと思いますので、国の法律というか、制度との絡みもあるかと思いますが、ぜひその辺はちょっと研究していただいて、救済する方法も考えていただけたらと思います。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

納付相談につきましてはきちっと受けておりますので、納付につきましては、ほったらかしにせず、家計が苦しいのであれば、その分、お教えいただいたら、きちっと納付相談させていただきますので、その時点で何らかの反応はいただきたいところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

その反応をすることがいろいろな事情でできなかった場合とか、いろいろその場合があるかと思えます。長期入院されてたり、いろいろなケースがあると思うので、そういう実態を見て対応もしていただけたらと思えますので、ぜひその辺は実態を見て対応していただきたいと思えますが、よろしくをお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

他に。ありますか。大丈夫ですか。

委員（是枝綾子議員）

総括でします。

委員長（三宅良矢議員）

わかりました。すみません、私からも質問したいことがございますので、委員長の職をかわらせていただきます。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。三宅委員長、質疑をお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

すみません、2点、端的に質問させてもらいます。

1点目です。認定調査の期間が長いという、申請から決定するまでちょっと長過ぎじゃないかということで、僕のほうで相談を何度も受けております。複数のケアマネさんと利用者さんからも受けております。これを短くするような方策、検討等の来年度以降に向けての予算措置等をご検討いただけないでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

高齢介護課（泉元喜則課長）

その認定までの期間ですね、長くなっているというのはちょっと私も感じているところで、委託もしていきたいんですが、なかなか地域のケアマネさんも多忙の状況で、我々の委託を受けてくれるのはなかなか余裕がない状況でございます。となると、本町で新たな認定調査員を雇用するののかというようなところでございますので、その辺は我々もいろいろどういった方法がいいのか、認定調査期間の短縮に向けてどういった方法がいいのか、いろいろ研究してまいりたいと思っております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

1つ確認したいんですけど、おくれてる原因の大きなところは、調査員が不足しているのか、認定審査会のタイミングが、要は回数とかが不足しているのか、どちらが大きいんですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

高齢介護課（泉元喜則課長）

まず、休日が多かったものがありまして、5月の連休がありますとなかなか動けなくて、その分、調査ができてなかったというのが実態です。

委員（三宅良矢議員）

すみません、その相談を受けたのは、連休よりも前のもありますので。

高齢介護課（泉元喜則課長）

その以前となりますと、認定調査員さんが交代、やめて、新しい方が入ったりとかするケースで、なかなか慣れてない部分がありますので、それで認定調査の件数がこなせてなかったというのがあります。

委員（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、答えとしては、調査員のほうが不足しているということでもいいんですね、今の

回答で言うと。

高齢介護課（泉元喜則課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

高齢介護課（泉元喜則課長）

調査員の人数は、以前とは変わらないです。

委員（三宅良矢議員）

不足というか、調査できるキャパシティがオーバーしていると、そっちのほうがおくれている大きな要因だということによろしいんですね。要は、認定審査会の人ที่そろえへんから、なかなか開催でけへんから、そっちがおくれているのが原因なのか、調査員のほうで不足していて、調査に行くキャパが、来てくれという人が多いから不足して、どっちなのかということ、今の回答ですと調査員やということいいんですね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そうですね。

委員（三宅良矢議員）

はい、わかりました。

2点目です。すみません、委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

いいんですね、今の回答で。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい。

委員（三宅良矢議員）

では、すみません、2点目です。配食サービスなんですけど、今、たしかピープルさんに委託か何かですよ。配食サービスで、地域で行う民間の会社も出てきてるんで、これは前もちょっと軽くご相談はさせてもらいましたけど、やはりこういうのってクオリティを上げていくためには、競合他社と競争していただくことも必要かと思うんです。1社参入じゃなく、ここありきではなくで、やりたいというところに関しては門戸を開いていくべきやと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。



高齢介護課（泉元喜則課長）

今、ピープルさんをお願いしている分は、ただ単なる配食だけじゃなくて、介護専門職が一緒に行って、その状態を伺いながら対面で話をさせていただいて、お弁当をお渡ししている状況でございます。宅配で、ただ弁当を配るだけというものではなくて、そういった付随したサービスもつけている状況でございます。

民間にやったところも他市でございまして、なかなか採算に合わないであるとか、そういうような部分で撤退したところも聞いておりますので、実際に配食にかかわってくれる業者がいてはるんかどうかは、ちょっとまた調査、もしご存じであれば教えていただきたいんですけど。

委員（三宅良矢議員）

すみません、副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

はい。

委員（三宅良矢議員）

前にも一度相談は投げかけはさせてもらって、結局そこやからということしか回答が来なかったんで、ただ、今の言う対面でどうのこうのと言うんですけど、やはりそれは僕、ちょっと何人かから、いや、家の前に、おれへんかったから、結局弁当が置かれてたとか、そんなんも聞いたことあるんで、それはどういう経緯でなったかわからないですよ、どういう形で受けたか。それはそれで置いといて、ただある一定の仕様の部分で、それを確保できるのであれば、それは民間であろうとやれるというんやったら、そこは市場原理としては参入を広げていくべきやと思うんです。それに関しては可能ということでもいいんですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

高齢介護課（泉元喜則課長）

今ですね、配食できなかったからとなりますと、我々に連絡が入りまして、まず実際にいてない方について連絡をとるようしております。そういったこと、ただ置いていくというのは、ちょっと我々もそんなん聞いたことございませんので、そういったことはなくて、必ず対面でお金のやりとりがあって、で、会話もさせていただいての話になってますので、そういった事業者さんがしてくれるのであれば、そういったことを含めてしてくれる事業者があれば我々も考える点はあるんですけど、ただ単なる配食だけをもってですね。

委員長（三宅良矢議員）

いや、わかっています。そこはわかっています。だから、そういう相談を受けてるので、そういう民間の業者さんから、そういうのはどうなんだと投げさせていただいているんです。そこはわかっています。ただ、弁当屋に弁当を配っていけと言うてるわけじゃないです。そこはわかっています。重々承知です。だから、そこに関してクオリティーが確保できるということであれば、それは民間としての参入で競争、要はそのことあいみつきなり何らかの形で、例えば弁当のクオリティーがよくできるとか、そういったところも担保できるのであれば、可能ということではいいんですよ。

高齢介護課（泉元喜則課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そうですね。その辺につきまして、またご提案いただければと思います。

委員長（三宅良矢議員）

わかりました。以上です。ありがとうございました。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたします。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

他にご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、184ページから191ページの後期高齢者医療特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

なお、説明終了後、休憩いたしますので、よろしく願いいたします。

（担当課：説明）

委員長（三宅良矢議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。5時半に再開いたします。

（「午後5時19分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（「午後5時30分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

後期高齢者の保険料についてお聞きいたします。この2年に一度の保険料の見直しというところの、30年度は見直しがあった年でありましたでしょうか。ありましたら前年度に比べてどの程度値上がり、変化があったのかという、保険料についてお教えいただきたいと思います。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成30年度の保険料についてでございますが、平成30年度と31年度、令和元年度ですけれども、この2カ年につきましては同率でございます。金額で申し上げますと、均等割が年額5万1,491円、所得割が9.90%、年間限度額が62万円となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

29年度と30年度とで差がありましたかということ。

保険課（大谷貴利課長）

すみません。29年度と30年度の差でございますが、ございました。もう一度金額で説明をさせていただきます。28、29年度が均等割、年間5万1,649円、所得割率が10.41%、年間限度額が57万円、平成30年度、令和元年度が均等割年額5万1,491円、所得割率が9.90%、年間限度額が62万円となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝議員。

委員（是枝綾子議員）

限度額が、57万円であったのが62万円に上がったというところが上がったところで、あとは、保険料率は10.41%が9.90%に、所得割が下がったということで、全体としてはこれは限度額がかかっている方は上がったけれども、保険料全体としては下がっているということでしたか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

はい、そうでございます。おっしゃるとおり限度額にかかっている方につきましては上がっているということになりますが、それ以外の方につきましては下がっているということになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

限度額にかかっているという、その影響額というのはどのくらいあったでしょうか。わからなければ、また後で構いません。

委員長（三宅良矢議員）

回答できますか、

保険課（大谷貴利課長）

はい、確認します。

委員長（三宅良矢議員）

総括の前ぐらいでもまたできたら答えていただければ。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら全体に下がったというところですが、平均どのくらい下がったというんでしょうか。国保でもどれだけ、何%どうでしたかというふうに、1人当たりのを聞きましたけど。本当に下がったのかがわからないので聞いています。すみません。それもまた総括の前までに。

委員長（三宅良矢議員）

総括の前までにまとめて回答いただけますか。はい、じゃあ是枝委員、他に。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

30年度、31年度のこの保険料のときから後期高齢者制度が始まる時に、健康保険、社会保険の健康保険の扶養家族に入っていた方も全部、そこからこちらの後期高齢者に強制的に加入ということで、そのかわり保険料は9割軽減だったと思うんです。ですけれども、それがだんだんと廃止になっていくということで、それが30年度から始まったのでしょうか。すみません、ちょっといつから。始まる、始まるということで、だんだん軽減率がなくなっていくというふうに言われていますが、影響、出ましたでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

被扶養者の9割軽減でございますが、平成29年度から段階的に見直しが始まってございます。平成31年度から本来制度の軽減ということで5割軽減に戻るということになっております。ただし、後期高齢者医療の対象となってから2年間は5割軽減で、これを過ぎると本来その人に適用される割合がかかるということになってきますので、所得のある方であればもう軽減がかからないということになってきます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その影響を受ける方の人数というのはわかりますでしょうか。9割軽減の方。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

保険課（大谷貴利課長）

まず、平成30年度の時点で239名、もと扶養者だった方がおられまして、そのうち9割軽減の対象者が94人、7割軽減の対象者が72人、5割軽減の対象者が7人となっ

ておりました。すみません、あと被扶養者軽減で5割という方が66人おられまして、実質影響を受ける方につきましては、この66人の方が本則どおりの賦課に今後戻るとい  
う、影響を受ける方になりますので、66名ということになっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら9割軽減の方については、しばらくは9割軽減でいくと、7割の方もと。5割  
軽減のこの方々は本来ということでは軽減がかからないということになるわけですか。何  
割かの軽減には残れるんですか。ちょっとその辺だけ。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

保険課（大谷貴利課長）

例えば、本来であれば軽減のかからないような方であっても、元被扶養者であったとい  
うことで9割の軽減がかかっていたというのが28年度までのやり方だったんですけれど  
も、これが今言いましたように段階的に本来のその方の所得や世帯に応じた区分に持って  
いくということになりますので、例えばもともと被扶養者の方でも所得が全くないよう  
な方であれば9割、8.5割というふうな区分が適用されますので、所得がある程度ある  
方で、今までだったら無条件で9割になっていたような方が、本来の7割であり5割に  
なるというふうに変わっていってございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

本来、後期高齢者の医療制度ができるまでは、扶養家族に入って老人医療でということ  
で、そういうふうに助かっていた方々が強制的にこの制度に、導入ということで加入させ  
られてしまったという経緯があるから、国も悪いなと思ってそんな軽減をしていたけど、  
そんなどこ吹く風で、そんなことはございませんでしたみたいに、ちょっとそういう非  
常に冷たい対応が国のほうでされているなということ、わかりました。一応、その66  
名の方については今後どうなるか、大変気の毒な方々やなどは思います。わかりました。  
そういうことが、29とか30年度からそういうふうになんてなっているということ

で、わかりました。

保険課（大谷貴利課長）

委員長、すみません。先ほどの限度額の影響を受けている方の人数なんですけども、一応、令和元年度の本算定の時点で25名の方が限度額の影響を受けている方ということになります。

委員（是枝綾子議員）

額は出ますか、影響額。

保険課（大谷貴利課長）

額は5万円、限度額で上がっておりますので、25人ということで125万。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。限度額も下がったとはいえ、限度額にかかっている方が上がったということになると、5万円ね。わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

他に、いらっしゃいますか。

（なし）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、194ページから206ページの下水道事業特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（川崎下水道課長：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のとおりです。

質疑をお受けいたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

まずこの事業、黒になんか、なるわけないんですけれども、これ負担金の部分なんかを、最終的に忠岡の浜に全部集まっているものですから、ほかの市に交渉というのはでけへんものではないでしょうか。もちろん管なんかも忠岡に来りゃあようけ使うわけですから、太いものも入れらなあきませんし、これ人数案分でやってると思うんですけれども、今後この先、交渉というのはでけへんのでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

交渉につきましては、負担率が、流域の関連してます市町で決めておりますので、交渉でと申しますか。

委員長（三宅良矢議員）

部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

負担金につきましては、現在でも地元軽減ということで忠岡町の負担額はかなり安くなっておりますので、ちょっとまたそれ以上のことについては今後の課題ということになってきますけれども、今でも忠岡町は軽減されている状況でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ほかの課の話になるんですけども、ごみなんかの場合にはプラスチックを持ち出すのに、大栄環境に入れるのに和泉市から余計に金取られてるわけですよ。ことしからね。そんなもあるんですから、もうパンと言えるところは言うたらええん違うかなと、ちょっと思っているんですけども、またご検討のほどよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ご質疑ありませんか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今、ちょっと関連で、流域下水道の事業費の負担金ということで、その計算式がいろいろあるかと思えますけれども、迷惑施設が忠岡に、流域下水の今の形ができるときの経緯というところが、今もちゃんと守られているんでしょうかというところをちょっと確認したいんですけども、やっぱりそういう迷惑施設をつくる際は、やっぱり忠岡町さんということで、今そういった方も大分入れかわって、そういうことはお話はほごにされて、地元やから安くしたってますよというふうに、何かそんなふうに言われているけれども、本来もっと安くても済んだという、そんな話はないんでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）



藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

軽減率につきましてはふえたりはしてません。お話し合いで決めた一定の負担率というのは現在でも守られております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

当初の一番最初にできたときからの負担率、そのままということ。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それは、それ以外に安くしていただいていると言うけど、本来やったらどのぐらいやけど、どのぐらい安くしていただいているというのは、効果というのはわかりますか。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長、わかりますか。川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

申しわけありません。ちょっと資料を持ち合わせておらないので、また調べましてご返答させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。また、急がないですけど、計算しにくいと思います、それね。きっと出ないかもしれないと思います。そんな計算なんてしてないのでね。どれだけ、9割ね、先ほどみたいに9割軽減ですとか何かそういうのがあればいいけど、そうじゃないと思いますので。

新浜グラウンドでいろいろ、子どもたちの試合とか、そこで行事があった際に、やはりその水みらいセンターのところに搬入ね、汚泥を搬入するとかいろいろしたときにちょっと、ごっついにおいがすごいするという、そういう苦情とかも以前はありましたということで、迷惑施設というのはやっぱりそういったことであつたり、そういう汚泥とかを車で運ぶというんですかね。運んで通っていく車もたくさんあるでしょうしということなので、ぜひその点では頑張っておの引き下げね、松井議員も言うてはりましたけど。

監査委員もそのことを書いていらっやいませんでしたかね。財政課長、監査委員さんの意見書を見たとき、何かそんなふうに書いていたのは下水道やったかな。水道でしたかね。あつたかと思しますので、そうですか。ぜひ努力して引き下げのために頑張ってくださいと思います。

続けて。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。下水道の分ですけども、ここ資料をいただいているんですけども、下水道料金についてはこの9市4町の、これですね、資料の5ページのところね。9市4町の中では安いほうだということになっているということですね、この順位では。

下水道課（川崎秀幸課長）

はい、8番目でございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。引き続き、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員長（三宅良矢議員）

この大阪府下のところで比べると、忠岡はやっぱりでも高いほうに入っているような気がするんですが、府下では何番目ぐらいになっているか、わかりますでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

申しわけありません。府下では15番目となっております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府下では真ん中よりも上の、ちょっと高いほうに位置しているということですね。わかりました。

次、はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この会計の制度、すみません、201ページのところですけども、総務費のところでは公営企業会計システムを導入するということで、30年度からもう導入のための準備が

されていると思うんですけれども、これについて何年度からでしたか、スタートが。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

令和2年4月からスタートでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。令和2年の4月から公営企業会計になってしまうということで、これについては決算書自体はもう1年この形になると思うんですが、水道のような、そういう決算書に変わっていくということですか、決算書そのもの。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

水道と下水道はちょっと違うと思うんですけれども、どんな形で出るのか、ちょっと私もよくわかりませんが、この繰上充用金というのがちょっと気になっているんですけれども、特別会計なので繰上充用金という、こういった形で出していらっしゃると思うんですが、もう来年の4月からいよいよということで、まあ言ったら、入ってくるのと出ていくのとでちょっと赤になってるわけですね、これね。足りないから先食いしていらっしゃるけれども、これっていうことの影響というのは、公営企業会計になったら、これってどんなふうに出てくるのでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

そこのところはまだちょっと勉強不足なんです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっとどうなるかは、これからその準備をされているということですが、半年後から一応予算を組みはるのですね。なのでちょっと心配しているところなんですけれども、赤字になってるということで、現金主義じゃなくて、複式帳簿になってというので私たち見にくくなって、わからなくなるんですけれども、赤字になったということで、すぐにはそんな値上げとかはしませんと、努力しますと、そういう答弁も9月議会でいただいておりますので、この繰上充用金の約3,000万というのは、ずっと30年度、31年度の会計でも影響が出てくるわけですね。先に使っちゃうというわけですから。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

企業会計化されますと、繰上充用金という制度というんですか、それはなくなりますので、一般会計からの繰り入れについて、その部分についても今後財政課と協議してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

スタート時点から赤でスタートということではなく、やはりそれは一般会計のほうからの繰り入れということで、直接下水道料金にはね返る形でないように、ぜひ対応していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他にないようでしたら。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

工事のところですけど、202ページのところの雨水ポンプ場の長寿命化工事というところではありますが、この年度は4,800万円ということで、どのような工事をされましたでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

30年度のポンプ場の工事箇所といたしましては、細目除じん機を2台、粗目除じん機を2台、冷却用ポンプ1台の工事をいたしました。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今、いろいろ除じん機のところと何でしたっけ、すみません。3つぐらい言ってはりましたね。

下水道課（川崎秀幸課長）

冷却水ポンプ。

委員（是枝綾子議員）

冷却。もう一つ。

下水道課（川崎秀幸課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

すみません、もう一度申します。粗目除じん機を2台、細目除じん機を2台、それで冷却水ポンプを1台、長寿命化を図りました。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

これは入札でされましたでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

ポンプ場の長寿命化工事の分につきましては、下水道事業団に委託をしております。その工事に係る入札については、下水道事業団のほうが行いまして、工事を施工するという形になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。それで委託料に出ているんですね。委託をして、入札はそこが、下水道事業団がしてということで、それで一応、入札の差金というのはどうなるんでしょうかというところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

差金が出ますと、変更契約を行う形になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いろいろ契約ということになってくるので、委託で。4, 800万円ということで、委託契約は最初は幾らで結ばれたんでしょうか。そして、差金が出て幾らで結んだと、そういう形になるんでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

すみません、今回の委託につきましては変更の契約はいたしておりません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということは、入札し終わって落札金額、消費税も入れてということで、確定してから契約を結ぶということになるわけですか。すみません。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

工事の額を積算しまして、それプラス下水道事業団の事務費の負担金額を合計しまして、年度当初、額が決まり次第契約をいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そこで、委託ですから、事務手続のそういう委託については、委託料はもう最初に決まった分で、別に入札はされていないので、その額なんですけど、入札を委託するということであれば、入札の差金というのが出てくる分はどうなるんでしょう。返ってくるんでしょうかというところなんです。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

すみません、もちろんその差金というのは出ますけども、入札した金額と下水道事業団の事務費等を合わせまして契約します。30年度については、その工事をやった結果、差金が出なかったということです。ちゃんと決まった入札の金額で契約をして、差金が出れば変更契約をするわけですけども、30年度についてはそういう差金が出なかったということです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、入札したら大概、1円、2円、差金は出ますわね。というところの差金の行き先が、この下水道事業団が事務費として手数料として取っていますということですね。ということなんですわね。差金は大概出るわな。出るけど、その行き先。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

町の、例えば下水道課の工事でもそうですけども、一応落札金額で契約はいたします。ただ、ちょっと工事、追加が必要になってきたり、少なくて済んだ場合はもちろん変更契約をかけるわけですけども、今回も同じような形で、入札の金額と諸経費を合わせて契約して、それで工事を実施した結果、差金は出なかったということになります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その差金が出なかったというのは、差金というのは入札をするんですよね。入札を委託したんですよね。入札。すみません。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

すみません、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ですから、予算上は差金が出ていますけども。

委員（是枝綾子議員）

予算上は出ているけど、返してもらわない。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

いや、予算、決まった金額でしか契約はいたしませんので、差金というのは工事をやった結果、増減があれば、減があれば返して、変更契約をするという形になります。



委員（是枝綾子議員）

ちょっと。

委員長（三宅良矢議員）

そこに関しての、片つきますか。そこが重要なところで。

委員（是枝綾子議員）

そうです。ちょっと。

委員長（三宅良矢議員）

堂々巡りですと。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたら最後、確認いたしますけれども、今回これは何を委託したかという、入札から全部の一括ですね、工事のね。監督とかいろいろ全部を、いろんな手続、書類もいろいろ、そういったものを全部委託すると、セットで丸めてね。そして、それはもう決まった、最初に契約しないと、そこから入札が行われて、時系列でいうと契約をして入札をします。そして入札したら、普通は競争入札ですから、ちょっと予定価格よりも少しはね。100%ぴったりということが出れば差金出ませんけれども、じゃないということだったら、1円とか何ぼか、それ出るだろうと素人は思います。その分は普通は、じゃあ変更契約でまた返してもらうというのが、普通の一般市民はそう思いますけれども、そうじゃないという説明が、下水道事業団がそれはもう納めておくものということで持っていらっしゃると、委託料とセットやということ。足らなくても余っても返さなくてもいいという、そういう委託料になるということですか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

おっしゃられることは重々わかるんです。わかります。それで、設備工事につきましては、最初おっしゃってはったように工事全体を下水道事業団に、書類の作成から工事箇所等のあれまでやってもらうというのはおっしゃるとおりで、それで下水道事業団で入札していただいて、変更が出ればその部分については……。

委員長（三宅良矢議員）

変更が出たんですか、出てないんですか。出ればという話なんですけど、出たんですか出てないんですか。出てないんですよね。その説明はちょっと不要やと思うんですけど。要は丸めで4,800万でおさまったんですかという多分是枝委員の質問で、なぜそこに差金が出えへんのかということだけのシンプルな質問やと思うんですよ。

下水道課（川崎秀幸課長）

申しわけありません。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

下水道課（川崎秀幸課長）

4, 800万円の範囲で工事は完了しております。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

全部丸めということで、包括的な感じの委託の仕方だというふうに理解をしたらよろしいのでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

おっしゃるとおりです。全て下水道事業団で委託料でしていただいて。

委員（是枝綾子議員）

委員長

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

こういった形をとられたのは、いつごろからこういった形をとっていらっしゃるのでしょう。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

ポンプ場の工事に関しましては、専門の技術を持った者が本町におきましてはちょっといないというのが現状なんで、長寿命化工事が始まる時点から下水道事業団のほうに委託しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

委託というか、工事請負費でずっと出ていたものが、いつごろからかは委託料というところに移っていったというふうなことはございませんでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

下水道課（川崎秀幸課長）

委託の工事請負費ではなく、委託料で支出、契約を行っております。

委員（是枝綾子議員）

それはいつからですかということ。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

この長寿命化工事につきましては平成24年度から開始をしております、その当初から委託料で計上はさせていただいています。

委員長（三宅良矢議員）

いいですか。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。平成24年度からこのような形態をとっていたというところだということですね。委託料として丸めて、包括的に渡しているということでもあります。それはそういうことにしているというのはわかりました。説明はね。

で、この金額の4,800万円というところを決めるのはどういう決め方をして、忠岡町はどのような判断をしてこの委託料を設定されたのでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

計画にのっとりまして、次年度の工事箇所の部分について下水道事業団に積算等を依頼して、工事費や委託料の決定の見積もりをいただいて、予算計上を行っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

随意契約ですね。これは下水道事業団に委託というのは。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

下水道事業団に随意契約ということであれば、その随意契約についての町の規定としては、幾らかその積算、事業団から上がってきた積算見積もりがどうかという判断は誰がするのかと。大体相見積もり、2社、3社、複数から取らなければいけないということがあるけど、こんなことできるところは数少ないというところやと思います。で、その際にどういう判断でこの4, 800万円という委託料を決定されたのかというところをちょっとお聞きしたいんですけど。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

下水道事業団につきましては、設立の経緯から、市町村、地方公共団体の。

委員長（三宅良矢議員）

是枝さん。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと違う。時間をあれしていただいて。すみません、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

下水道事業団のどういう団体でとかいう、それはよくわかります。そこがだめだと言っていることではなくて、そこに、その1社で、1社というかその事業団の積算が上がってきた分をどのようにして、それがその価格でいいと判断をするのは、どうやって忠岡町は判断されたんですかというところをお聞きしてるんです。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

判断につきましては、下水道事業団の公益法人を信用させていただいて、額等については信用して。

委員長（三宅良矢議員）

要は、言うてきたままということですね。その金額で出してますということですね。今の。

下水道課（川崎秀幸課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、端的にお答えいただきますよう、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

言ってきた言い値で、公益社団法人か何かということで信用して、そのままということですが、一応忠岡のほうでチェックをするということは不可能だったのかどうか、可能だったのかというところをちょっと。

下水道課（川崎秀幸課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

下水道課（川崎秀幸課長）

それに係る技術員が不在なので、確認についてはもう下水道事業団を信用して、その額で信用して進めてまいっている状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、もう結果で、そういうものを使ってしまわれて、そうしているので、元に戻すことはできませんけれども、やはりこれはその言い値でね、それが本当にそれで適正であるというふうに思いたいけど、違った場合とか何かいろいろあるかもしれないので、そのチェックというところをやはりどこかに相談するなり、相談料のほうが高いというよう

なものを相談してとは言っていないです。4, 800万円というのはかなり大きな支出です、忠岡町にとっては、この小さい。大きな市にとっては4, 800万、そうではないかもしれないけど、忠岡町にとっては4, 800万、大きな工事ですってということなので、それをちゃんとチェックをね、どこかに相談する、大変高いかもしれん、無駄かもしれないけれども、10万円ぐらいかかってでも見てもらうということをする。そしたら、いや、ちょっとこれはとか、いろいろそういう相談、アドバイスをいただけるということもあるかと思うので、やはりそれは見ていただくということも今後検討していただきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いただきたいと思いますということで。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

また、それに係るチェック機能につきましてはまた勉強させていただきます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

この4, 800万円という数字が、私、気になって余計聞いたのですけれども、忠岡町の本会議での議決が必要な金額というのが、工事ね、何でもやけど、5, 000万円なんです。5, 000万円よりも少しだけ下げて出しているということで、これは議決が要らないということで非常に、予算のときにしっかりと審議していらっしゃると思いますけれども、やはりそういったところをちょっとすり抜けた感がする金額だなあというところはちょっと思いましたので、そういうことではないということにはちょっと願いたいんですが、チェックというところをすればそういうこともないでしょうから、ぜひよろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。いいですか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

町長、何かご意見ありますか。いけますか。

すみません、1点だけ、僕、質問したいことがありますので、進行をかわっていただきます。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。三宅委員長、質疑をお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

副委員長、すみません。以前も質問させていただいたんですけど、雨水ポンプ場の洪水等の対策ですね。周囲を見渡しても、網柵、網の柵ですよ。網状の柵とかの部分とかで、あそこ、ハザードマップを見たら洪水でも1メートル、2メートルのエリアでもあると思います。で、ポンプ場自体、塩害にも弱い、設備自体が塩害にも弱いし、洪水でなだれ込んできた場合、その機械の保証に関して、放っておくわけにはいかないものですよ。もし万一あってもずっと放っておくわけにはいかないと思うから、そこにまたコストがかかっていくということを見越せば、多少のそういう対策をとっていくべきであると思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

下水道課（川崎秀幸課長）

雨水ポンプ場の洪水の対策につきましては、ご指摘のとおり、ハザードマップにおきまして確認いたしました。今公表させていただいています忠岡町の洪水のハザードマップにつきましては、1時間当たり降水量が104ミリの降雨で、200年に一度の大雨があったときの確率で想定されております。破堤による洪水の可能性については極めて低いものと考えられますが、ポンプ場の建物に係る部分については、網かけの部分におきましては、建物に係る部分については周囲の道路より1メートル近く、約1メートル高くなっておりますので、想定されている網かけの0.5メートル未満の浸水が発生するというハザードマップの色つけについては、建物内に水が浸入しないよう土嚢等による対策をして備えておきたいと思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

副委員長。

委員（三宅良矢議員）

とどのつまり聞きたいんですけど、何メートルまでやったら入ってこないんですか。洪水高。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

下水道課（川崎秀幸課長）

1メートルです。約1メートル。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

はい。

委員（三宅良矢議員）

先ほど申しました200年に一度の大雨なんですけど、忠岡町でそのような雨の、わからないですよ。この数年に何回起こったとか。200年に一度と言われて、それが10年に一度に起こる時代やないですか。そこが一番ネックで、104ミリが1時間当たりですけど、例えばそれが90ミリが5時間とか4時間でも、それは計算上入っていくと違うかなと思ってしまうんです。とどのつまり、やっぱりそこは対策はしっかりと練っていただかないと困ると思ってますので。1メートルって保証も何か僕もようわからんです、あそこは高いのか低いのか。外から見たら普通に中が見えてしまうので。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

はい、お願いします。

下水道課（川崎秀幸課長）

周辺道路からはかりますと、あの建物部分については、あの付近の部分、ポンプ場の付近の部分については1メートル。

委員（三宅良矢議員）

全て1メートルあるということによろしいですか。

下水道課（川崎秀幸課長）



あの建物部分です。

委員長（三宅良矢議員）

また見させてもらいます。すみません。ありがとうございます。

結構です。ありがとうございます。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたします。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

以上で特別会計の決算の審査を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、企業会計決算に移ります。水道事業会計決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

（橋本課長：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

3つほどあります。

まず、企業債なんですけれども、これは令和3年度を境に4年度から上がっていったるんですけれども、要因は何でしょうか。

もう1件、いつまでこの上昇は続くんでしょうか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

産業振興課（橋本珍彦課長）

これから工事が進んでいきますので、原則的には上がっていく可能性が非常に高いもの

やと考えてございます。

委員（松井匡仁議員）

いつまでぐらいです。

産業振興課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

産業振興課（橋本珍彦課長）

それは当然、工事量と比例いたしますので、今この場で、これからさらに企業団のシミュレーション等変わっていきますので、申しわけありませんが、その辺はつかんでおりませんけれども。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません、続きまして。

先ほど課長からもちよっとお話ありましたんですが、漏水ですね。総配水量に比べて総受水量もかなり少ないんで、これは100%漏水なんです。でも、15万立米というのはすごい量なんです。この辺の漏水調査に対しまして大阪府との協定は向こうがやってくれるんでしょうけれども、企業団のほうが。その辺のお話し合いというのはできてるんでしょうか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今、実際これだけ大きな漏水が出ておりますので、今実際、4月1日から、企業団のほうでも十分把握しておりますので。漏水調査を緊急にでもしようというふうな準備はしておるところでございます。

委員（松井匡仁議員）

そうですか。じゃあもう今年度中に行われるぐらいの予定で。わかりました。

すみません、もう1件だけ。企業団の今ちよっとお話ししました協定なんかの中で、災害時、もし給水なんかが出てきた場合ですね。もう忠岡町の役場から人を出すことがなくなってしまうと思うんですけれども、給水なんかは全部、企業団のほうから判断をして、ここの給水をせなあかんというのは全てやっていただけることになっているんでしょうか。何か忠岡町との協定があつて、一緒にお手伝いをしてできることがあるんでしょうか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

原則、企業団のほうの対応となっております。

委員（松井匡仁議員）

全てですか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

委員（松井匡仁議員）

わかりました。ありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ご質疑ありませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、最後の忠岡町の水道の決算ということになるんですね。最後ということで、ちょっとお聞きしておかなあかんかなと思いますが、すみません。

忠岡町の30年度の損益計算書で、12ページなんですけれども、いつもはそんなに損失とかは出ないんですけれども、今回損失が出ていまして、純利益ではなく純損失というところであったんです。お金の流れのところでは、で、8,240万6千何がしというところが損失になってるんですけれども、その主な要因というのは、先ほどちょっとこの財政状況のところでおっしゃられた職員、企業団に移るので、退職金のそれをもう先に渡さなあかんからその分とか、何かいろいろ言うてはったんですけど、ちょっと主な要因を教えてください。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今、議員おっしゃっていただきましたように、統合に伴いまして、今言ったように退職金のまず精算が1つありましたと。それと、身分移管するときには水道課に1年前からそこに在籍してなあかんというルールがありましたので、今まで退職金の積み立てをしていなかった職員が1人やってまいりましたので、その1人の分を積んだというのが、退職金の中では大きな分がございます。退職金に関しましては退職給付金と退職の精算分と、二本

立てというのがあるということは1つ頭に入れておいていただきまして、次のときに今度は企業団との統合をするときに資産の整理をいたしましたので、除却し切れてない資産を除却するという作業が1つ。それと、減価償却費の計算の仕方が企業団と我々で少し違いましたんで、それを修正したというのが、その他の特別損失のところへ上げさせていただいてるんですけども、過年度分といたしまして過去の分を一気に上げたというのがあると。大きく言いますとこの4つの項目で、今回8,200万円ほどの純損失の大きな要因となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1つ目の理由の退職金の精算の部分というところで、忠岡町のルール、庁内のルールとしては、水道課に在籍した年数で案分して退職金を、その方が退職する際はというふうなことに、一般会計のほうとか企業会計はそういうルールがあるんですけど、それはもう適用されずに、その方の今まで全部、1年しかいないけども、全部全額水道でというふうな形での精算の仕方をされたのですか。じゃないですか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今、おっしゃっていただいたように、退職給付費というのを1回積むんですけども、それまでに新しいとか、今まで26年度から公会計のルールが変わりましたんで、そこから我々も退職給付費というのを積んでいるんです。積み立てしているんですけどね。そこに該当してなかった人間が新しく水道課に来たとしますよね。そしたらその人、退職する分を、今までこの人の分を積まなあかんのですよね。それを積んだということになるので、この分がほぼほぼ1,400万円ほど上げているということでございます。これが1点。

委員（是枝綾子議員）

1点ね。

産業振興課（橋本珍彦課長）

あと、今ほど議員おっしゃったように、水道課にいた人間が今一般におけるパターンと、その逆のパターンもありますので、これを精算しなあかんというのが、会費及び負担金の中で上げさせてもろてる280万円ほどの金額ということになってございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、その退職金を積み立てるということはわかりました。そして、その精算も、お1人の方ね、その方については一たんは積むけれども、水道企業会計で積むけれども、忠岡町としては、後でその方が退職される場合は入れて返してもらう、何かそういう精算はされるんでしょうかということ。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

されるんですね。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら一たんは忠岡町、財政的に余裕があれば忠岡町で出すよう、他会計の補助か何かで入れるけれども、ちょっとそれようせんから、ここで立てかえといてという感じで、そういう判断でそうされたらと、そういうことですか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

すみません、立てかえる意味がちょっと、もう1回だけお願いできますか。

委員（是枝綾子議員）

すみません。ちょっと舌足らずで、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、その方が定年退職で退職されるときに、その積んだ分については忠岡町の一般会計にいらっしゃった期間、水道でやめる期間、そうか、1年間だけ。1年間の分だけしか積んでないと。わかった。意味がわかりました。

委員長（三宅良矢議員）

いけますか。

委員（是枝綾子議員）

意味がわかりました。で、一応積んだというところで。それは忠岡町の会計からは別に、おった期間の分ということで、一般会計から入れるということはあるんですか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

ですから最終的に精算いたしまして、うちが逆に一般会計のほうに280万円ほどお支払いさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

その方も含めて。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい、そうです。

委員（是枝綾子議員）

全員、1年間だけの方も、今まで在籍していて、今一般会計のほうにいらっしゃる方も全部含めて精算はしましたということなので、問題なくしましたということで、わかりました。

もう一つ。もう一つの資産の精算のところでなんですけれども、減価償却の考え方、仕方というか、ちょっとそういうのが企業団と違うというところで、企業団に合わせたというところで精算をしたというところで、出ていく分が多かったということなんですか。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

産業振興課（橋本珍彦課長）

言い方がちょっと悪かったかもしれませんが、原則的に減価償却するときに、最終、例えばどこまで落とすかというのがあるんです。それが限度額になるんですけども、本町を含めまして今度統合する7団体のうち、ほぼほぼの団体が90どまりやったんですけども、企業団は95まで落とさなあかん。実際、それは正しいんですけども、だからその残りの5%の分の減価償却費を費用計上しておりませんでしたので、今回その分を一気というか、ここに計上させていただいたのがこの数字やということでございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

引き継ぐためにそうせざるを得ないというところで、その額がすごく大きかったですよね。過年度分ずっとということで、幾らでしたか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今回、それにかかわる分が5,950万円ほどに上がってございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。5,950万円、わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。その他の特別損失のこの金額がほぼほぼそうだとということですね。それで、8,200万ほどの純損失ということなんですね。わかりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう1点、すみません。貸借対照表のところで、こちらの説明のところでも今、流動資産においては不良債務はございませんということですね。わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、水道料金のちょっと説明が先ほど資料のところでありました。水道料金、忠岡町は10立米のところでは第3位と。大阪府下でですか、それともこの近隣の堺市以南の中でということでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

これは、ここから書いてございますけれども、この、何というんですか。

委員（是枝綾子議員）

堺市以南の。

産業振興課（橋本珍彦課長）

そうです。以南の中で。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この地域でも高いほうであると。大阪府下でも多分高いほうになるんじゃないかなと思いますが、大阪府下での順位というのはわかりますでしょうか。10立米、20立米ぐらいまでしか出ないと思うんですけど。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

産業振興課（橋本珍彦課長）

29年度時点の順位になるんですけども、大阪府下でいいますと37団体中7位、20立米では12位ということになってございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。37団体中、10立米では7位、20立米では12位ということで、やっぱり府下でも高いほうに位置しているというところですね。わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そこで、ちょっとお聞きいたします。今までこの水道料金、高いので引き下げてほしいということで、基本料金については若干、60円か、1回下げていただきました。府営水とか企業団水が下がったというところでしたんですけど、それ以降は引き下げていただいております。私は、剰余金がやっぱり3億円ほど出ていたということで、「その一部を使って少しでも引き下げてほしい」と言ったんですけども、なかなかそれはできませんということなんですが、もう忠岡ね、予算も決算ももう今後ありません。ないんですけども、引き下げというところについては今後、議会がないので引き下げとかいろいろそういうお話ができないので、今後どのようにして水道料金について引き下げる、値上げをしないということで、忠岡町、どう頑張れるんでしょうかということなんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

今後、要は水道料金とかを引き下げるために、私たちはどのように誰に意見を言ってい



けばいいのでしょうかという質問やと思います。どのような場で。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そもそもこの統合のシミュレーションというんですか、協議している段階では、値下げということではなくて、値上げを先送りできる、その値上げ幅も抑えることができるということで統合をいたしたわけでありまして、企業団もそのときの状況で、忠岡町の収益がすごくふえるということであれば、それも考えていくんだとは思っておりますが、あくまでも統合をしたという理由につきましては値上げを先送りできるということでございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

手の届かないところに行ってしまうということなので、こういう議論がもうできなくなってしまいますので、忠岡町の水道料金は高いので、引き下げていただきたいということをお願いして、それは企業団に言っても町長、あと事業部長は執行機関の側として、何か加わられるんですね。企業団の中で。違うんですか。何かかかわることはないでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

私自身は、企業団の運営協議会の総会というのには出席はします。

委員（是枝綾子議員）

町長については。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町長については理事者側ということになるんでしょうかね。企業団の。

委員長（三宅良矢議員）

町長がお答えですか。誰に回答を求めるんですか。

委員（是枝綾子議員）

組織のところで。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

町長につきましても、企業団の首長会議というのがありますので、そこで企業団にかかわるいろんな説明を受けるということになっています。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

企業団の話に移ってしまっているところなんですけれども、その水道料金の上げ下げとか、水道料金に関してのいろいろな提案というのは、忠岡町長にその権限というのは残っているんでしょうかということを確認したいんですけれども。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

まず、統合後の本町の水道料金、改定しなければならぬ必要性が出てきた場合ですね、企業団が料金改定につきまして、まず町長へ説明を行います。さらに、本町の理事者側が議会へ説明をさせていただくということ。そこで、住民を代表する議員の皆様からご意見を、議会から料金改定の際にはご意見を伺うことができるということで、そこで料金改定に対する意見がまとめられまして、町長が意見を企業団へ言える場面も出てくるということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町長が鍵が握っているというところになるわけですね。議会の意思というところを尊重していただけるというところで、そのあたりはちょっと今後のことなので、今現在、町長として議会、住民の声、議会のそういう意見とかを聞いていただいて反映していただくという、そういうお立場に立っていただいているんでしょうかというような確認なんですけど、町長。

委員長（三宅良矢議員）

だから住民の代表として自覚されているんですかということですよ。違いますか。何か今の、僕も聞いても質問の答えをどう取ったらいいか、わからなかったんですけど、部長もよくわからんというような、うんとされたんで。

委員（是枝綾子議員）

町長に対してお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

町長、今のことについて。

町長（和田吉衛町長）

料金を下げてほしいということですか。

委員（是枝綾子議員）

もちろん。

町長（和田吉衛町長）

あるいは、そんなときが来たらお知らせくださいということですか。どういうことですか。

委員（是枝綾子議員）

水道料金の値上げというところが企業団から、「値上げの必要が出てきます」と言ったときに、首長のほうにそういう話があって、それを町長は住民の声を聞く。あと、議会にも聞くということで、議決の場はないので、忠岡町内で。町長がその声を聞いた上でどう判断されるかというところで、そういうことなんです。で、ちゃんと住民の声、議会と、そういったところの声を聞いていただいて反映していただけるのでしょうかというところなんですけど。

町長（和田吉衛町長）

企業団から言うてきたら、黙って認めたりするようなことはしませんよ。何かきょうはずっとそういうように、随意契約等も下水道も言うてましたけど、そんな隠したこと、しませんよ。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長、ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（是枝綾子議員）

もう1点、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、企業団のほうに移っているんですけども、以前、去年度30年度と変わらない内容ですと、今年度は令和元年はということで、そういうお話だったと思います。30年度は工事を2件されたりとかされてるんですけども、今回は工事のほうで、入札が10月に入ってからつい最近されたということで、なかなか工事の、もう1件この時期にする

というのは大変期間的に難しい。大体前期とかで工期でしてというふうなことでされているんですが、今回はおくられているということで、お聞きすると、何か書類がかなりたくさん、忠岡でやっていたときと違って書類がたくさんになっているということで、かなり事務量がふえるということでおくられているようにちょっとお聞きしたんですけれども、おくられている理由というのは、どうしてそんなにおくられたんでしょうかというところなんです。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

是枝委員おっしゃっていただきましたように、町の方式から企業団方式に変わりました初めてのことでありますので、作成する書類等について企業団へその都度確認し事務を進めているということも聞いております。1年目でございますので、不慣れなため手続や書類の確認作業と、それに多くの時間を費やす結果となって、第1四半期に予定しておいた工事も第2四半期までずれ込んだというのは聞いております。

ただ、この更新工事が1カ所しかできなくなった理由としましては、忠岡水道センターに確認をとったところ、先ほどおっしゃったように今年度については2カ所を予定していたということですが、先ほど松井議員の質問にもありましたように、あまりにも漏水が多いということで、急遽ちょっと町全体の漏水調査を今年度優先して実施することになったので、1カ所に変更したと。ただ、来年度は1カ所の予定であったものを、今年度できなかった部分も含めて2カ所を工事実施する予定であるということは聞いております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。漏水の調査のほうを先行したということで、そのかわりに来年度は1カ所のところを2カ所にするということになっているということですね。わかりました。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで技術者、そもそも忠岡町が企業団に経営統合する理由の1つが、技術者の確保ができないと、このような忠岡町では、で、今1人しかいないということで、その技術者の確保という点をおっしゃられていました。工事もこれから進めていくのに、1人で

はなかなか対応し切れないというところもあるということで、技術者は今年度は昨年と同じということですが、技術者の方というのはふえるわけですね。来年、2件されるということですけど。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

企業団との統合に伴う人員体制というんですかね、我々が30年度、企業団と協議してきた内容については、人数については現状の体制のままということで、今年度1年間状況を見て、来年度はどういうふうにしていくかというのは、今後企業団が判断していくものと思われませんが、技術者につきましては新しく来られたセンター長さんも技術者になっていきますので、技術者でいうたら1名ふえているということになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。その現状の体制ということで、30年度と現在の令和元年とは同じ人員体制で、人数的にですね。非常勤、非正規の方も含めてされているということですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ただし、臨時職員の1名の方が3月末をもって退職をしておりますので、ちょっとその1名の補充が今現在できていない状況が続いているというのを聞いております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、その1名の方の事務量というのがほかの方に負担がかかっているということになっておるのでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そのように聞いております。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

事務量かかなりふえて煩雑になっているという中で、そういう事務の方がいらっしゃらないということは、移行された職員の方も大変だと思いますので、その点については残業時間がふえたとか労働が大変になったということにならないようには、ぜひ体制を確保していただくということをお願いしたいと思いますが。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そのことについても企業団に確認をいたしました。現在、予算編成等を通じて検討中であるということは聞いております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3億ほどのお金が余っていて、水道料金も下がらないと。で、工事をやっぱり進めていくということで、そういうことになっていましたので、きちんと忠岡町の水道の耐震化率というのが5%まだいってないかと思います。4.何%ぐらいやというふうに聞いておりましたので、今現在やっぱり耐震ね、地震が一番怖いです。地震が来たら漏水だらけということになりますし、そういった耐震化の工事を進めるためだと言っていたのに、なかなかそういう進める体制にまだまだなっていないというところもありますので、適宜きちんと耐震化が進んでいくようにということの目的ですね。忠岡町が提唱された目的ということがちゃんと実行されるように要望していただきたいと思いますが。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ただいまのご質問につきまして、町といたしましても今後も水道センターの状況というのを注視してまいりたいというふうに考えております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう最後ですので、もう言うところありませんので、来年以降の決算委員会でこんな言っても、もうなかなか届かないと思いますので、最後の決算委員会ということなので申し上げます。要望はきちんと伝えていただいて、あと防災の件でもやはり連携をきちっととっていただくということは、またよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、水道事業会計決算の審査を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

以上で、各会計決算の審査が全て終了いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。7時15分再開でお願いいたします。

（「午後7時00分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続きまして審議を再開いたします。

（「午後7時15分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

総括質疑に入る前に、理事者側より、これまで本決算委員会でこちらのほうから質問を投げかけていて、まだ回答いただけてない部分に対して回答をいただけるということですので、順次ご回答ください。お願いいたします。どなたからいついただけますか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

先ほど是枝委員より、平成30年度の後期高齢者医療保険料率が平成29年度より下がったことによりまして、1人当たりどれくらい保険料が下がったかという質問がございました。それにつきましてお答えをさせていただきます。

平成29年度の1人当たりの保険料は6万2,563円、これに対しまして平成30年度の1人当たりの保険料は6万2,538円でありました。平成30年度は平成29年度と比較いたしまして25円安くなってございます。

あともう1点、すみません、続きまして国民健康保険料の件につきましてなんですけども、これも先ほど是枝議員さんのほうから1人当たりの平成30年度の国民健康保険料が平成29年度より幾らふえたかという質問がございまして、私のほうから1,280円ふえたというふうに説明をいたしました。この件につきまして、ここで訂正をさせていただきます。

平成30年度の1人当たりの保険料の金額でございすけども、先ほど8万9,600円というふうに私、答えたんですけども、これを8万8,500円に訂正をさせていただきます。したがって、差額につきましては、1,280円から180円ということになりますので、180円に訂正をさせていただきます。

以上でございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

是枝議員からご質問いただいておりました法人税上位10社分の合計額が法人税総額に占める割合、平成30年度分はお示ししたんですけども、29年度分をお知りになりたいというところでございます。平成29年の上位10社の額が7,578万2,300円、法人税総額が1億3,910万700円、この10社分の占める割合が54.5%ということです。

それと、もう1点なんですけど、平成26年度の法人税額と平成30年度の法人税額がどれくらい向上しているのかというご質問でした。平成26年度が、大ざっぱで申しわけないんですが、1億5,600万円。平成30年度も同額と出ております。ただ、この平成26年度に消費税が8%になってる。そのことを是枝委員、法人税にどれだけあらわれたのかというところをお知りになりたかったのかなと思ってんですけども、すぐに結果が法人税額に跳ね上がるというところでもございまして、この同年に10月に法人税の



標準税率が12.3%から9.7%に変わっておりますので、その翌年、平成27年にはちょっと下がっております。そういった流れがあるということでお考えください。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

ほかにございますでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

三宅委員よりeライブラリに関するご質問への私の回答の中で、契約上、校内のみでの使用とお答えさせていただきましたが、業者のほうに確認いたしましたところ、今現在は使えませんが、学校で作業等を行えば追加料金等なしで家庭で使えるとのことでした。申しわけございませんが、訂正のほうをさせていただきます。家庭学習で使用となりますと、ネット環境と端末が必要になってきますので、現状は学校のコンピューター室で活用しております。

よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

ほかにございませんでしょうか。二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

是枝議員からご質問がありました就学援助の率ですね。ちょっと府内の平均ということでおっしゃられましたので、データの古くなるんですけども、平成28年度という形でお願いたします。28年度で忠岡町が小学校で16.1%、中学校が19.9%、府内の平均が小学校が18.5%、中学校が22.1%となっており、高い順で言いますと、忠岡町が府内で小学校が20番目、中学校でいいますと19番目ということになります。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

ほかに。以上でよろしいでしょうか。

では、ただいまより総括質疑に入ります。総括質疑につきましては、これまでの審議との重複はさせていただきます、大局的な観点からの質疑をお願いいたします。

質問される方、挙手お願いいたします。

委員（杉原健士議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

杉原委員。

委員（杉原健士議員）

皆さん、遅くまでご苦労さんでございます。30個ぐらい言いたいところですけども、3つぐらいに抑えておきまして。

秋祭りも終わりますと、秋の町民体育祭という中で、町民体育祭が終わったら、また商工カーニバル、場所は当然町民グラウンドということになってるんですが、以前から出てる町民グラウンドの水はけですね、これをちょっとやっぱりほんとに考えらんと、池みたいになってるんでね。これも何年か前から絶えず言われてる懸案事項やと思うんでね、これをどないか解消できるんか、新浜の緑地の公園なんか、かなり水はけがいいもので、それと比較した場合に雲泥の差があるという、その辺のこともひとつ考えてほしいというのがまず1点。

それと、クリーンセンターの今後の広域に対するところの進捗状況ですけども、ことしに入ってから、我々総務事業のほうで向こうの泉北環境のほうにも視察させていただきました。受け入れ態勢というのは、向こうはウエルカムやと思ってるんですけども、それに対する弊害になってるものというのを取り除くに当たっては、我々考えてる、行って肌で感じたというのは、かなり向こうは整理できてると。あとは、こちらの考え1個で、いつでも来いよというように感じるんですけど、数字的なものなのか技術的なものなのか、前から環境アセスの問題とか言うてるんやけども、その環境アセスというのは僕はいつもあれはナンセンスやなと思ってるんですけども、その辺全て踏まえて、スピード感あるようにどないか、前から言うてる6年後とかね、そういうのじゃなしに、ことしももう秋が終わったらじきに正月が来ますんでね、言うてる間に新年度となるもので、その辺の進捗状況等々はどないなってるのかということも、また1つ。

それと、今回新たになりました認定こども園ですけども、最初はバラ色の園ができるんやと。3社プレゼンして1社が押さえたと、取ったという中で、自分とこから連れてきた職員は5名で、残りはうちのアルバイトで賄ってるというような状況でやってるといのは、最初からこれは想定内やったんですか。そもそもどういう感じでやってたんかと。

それと今、昨今、それは小学校の先生も職員不足、全国的にもえらいささやかれてるし、また今回もこないじめ事件とか起こって、なりたくない病の人が多いんじゃないかなという中で、その中には当然、保育士さんの不足、近隣でこの前、泉大津ですか、急遽14名ほど採るといの中で、採用に来た人が7名、なおかつ7名じゃ足らんもので、プラスアルバイトの職員を3名上げて10名。まだマイナス4名という、予算上では14名というような中で、そういう厳しい中ですけども、で、なおかつこれ忠岡でも東と2つで、建物はええものできましたと。これでまた待機児童がふえるとかいうようなことになりかねないと思いますので、その辺も踏まえて、最初からこういう状態やったのかというのがちょっと思うところなんですけども、もっともっとそれを指導監督するに当たって、町のほうはどのぐらいの関与をしていくのかということのをひとつ伺いたいところでございます。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

1点ずつの回答か、まとめた回答、どちらでも。

委員（杉原健士議員）

1点ずつで。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、1点ずつ回答をお願いいたします。まず、グラウンドの水はけだと思います。秋月課長。

生涯学習課（秋月貴彦課長）

グラウンドの水はけにつきましては、従前からご指摘いただいております。平成28年度に側溝の掃除のほうはいたしております。根本的に直すとなりますと、かなり膨大な費用が必要となりますので、今後、優先順位を考えながら、また検討していきたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

杉原委員、よろしいでしょうか。いいですか。では次に、クリーンセンター。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

クリーンセンターというよりも広域の状況をということでよろしいですね。令和に入って、広域の検討会議のスピードを上げさせていただきまして、交渉に日々取り組んでいるわけなんですけど、受け入れ開始及び委託金額につきまして、一定出てきております。受け入れ開始については、早くても令和6年以降になるということで、理由としましては泉北環境のほう、焼却炉が16年経過しており、老朽化しており、令和3年から令和5年、この3カ年で基幹改良工事をしていくと。基幹改良工事をして機能回復に努めていくということで聞いております。また、委託料の金額につきましては、概算ではあります。平成31年度ベースで約3億7,000万円と伺っております。この金額についても引き続き交渉していき、下げていきたいなというところでございます。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

ピープルの職員配置についてでございますが、昨日も申し上げましたけども、町のほうから20名の臨時職員の方が光生会のほうに行っているというところでございます。我々も当初はそ

こまで行っていただけるとは思っておりませんでして、数名程度かなと思っておりましたが、最終20名の方が行っていただけたということで、こちらについては光生会のほうもかなり喜んでおられまして、そういうことで今はその20人がメインという形で日々、保育のほうをしていただいております。

先ほど言われてました大津さんのほうの募集のことですけども、それはうちのほうでも全く同じような状況でございます。例年、ここ最近ですけど、臨時職員の方でずっと何とか頑張ってきましたけど、ことしに関しては、臨時職員の募集自体がほとんどないというような状況で、公立のほうでも慢性的に人手不足というような状況になっておるところでございます。で、それに加えて、保育士さん、若い方がいらっしゃいますので、おめでたというような形で何人か抜けられたりというようなこともございますので、そのあたり、今後、人事当局とも協議している中で、できるだけ正規職員での採用ということで計画的に進めていけたらなというふうには考えておりますが、現状、町のほうの職員についてもかなり厳しい状態が続いておるということでご理解いただきたいと思っております。

委員長（三宅良矢議員）

杉原委員。

委員（杉原健士議員）

グラウンドが28年に側溝をしたと。何か違う方法というのはないんかな。真ん中から十文字にユンボを入れてするとか、何やちょっと方法はないんかなと思ってね。いつも端っこだけやってもどないもならんから、真ん中からガサッとするとか、もともと池やったから、最初に下のしゅんせつの部分で泥が残ってるさかい抜けが悪いんか、何かそのやり方1個でね。もう一回地層を調べて、どこかが悪い。それ悪かったら諦めるというような形もあるんやけど、最初に下のヘドロ部分というんかな、土の部分と言うたらええんか、その部分があるんかもわかりませんけどね。何かそういうちょっと違う方法で。端っこは、もうどないしても砂がたまるでしょう。そやからちょっと方法を変えて、別に安価で何かする方法があったらありがたいなと思ってるんですけど、ひとつよろしく願いしときます。答弁はよろしいです。

それと、クリーンセンターは、どない考えても6年以降、それとも令和6年。それと、これは3億7,000万というのは委託料やな、当然、それに対する。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

金額につきましては委託料でございます。令和6年以降と言いますのも、あくまで向こうの計画の中で、令和3、4、5の中で基幹改良をしていきたいということですので、早

くて令和6年というふう聞いております。

以上です。

委員（杉原健士議員）

そしたら、今後うちのクリーンセンターをどのように運転管理やっていくんかという問題は積み残されていくわけやけども、その辺はどういうふうに。何かスムーズに、スリムに考えてますか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

今、コンサルのほうに依頼しておりまして、その辺、12月議会にどの程度で出てくるのかという形で思っております。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

こども園はよろしいでしょうか。

委員（杉原健士議員）

よろしいです。

委員長（三宅良矢議員）

他にご質疑ありますか。前川委員。

委員（前川和也議員）

遅くまでありがとうございます。私は30年度の施政方針からちょっと取り上げて、質問を2点させていただきたいと思うんですけども、まず1点目が、町長の施政方針にもございました財政健全化、さらなる健全化策を盛り込んだ忠岡町みらい計画が、この1年間実施されて、30年度の決算書の中で一番反映されたと思われる場所について教えてください。これが1点目です。

2点目が、同じく施政方針なんですけども、広域行政のさらなる推進を行いますというふうにございました。去年、昨年度1年間です、どのような広域化に取り組んだのか。例えば、施政方針では観光事業の広域化の検討というふうにありましたけど、これは忠岡発、スタートというよりは、泉州地域がそのような全体の流れになっていた中で達成できたのかなというふうにも思うんですけども、その観光、そして消防以外で、その結果は存じ上げてますんで、それ以外で何か広域化に向けて取り組んだというものがあれば教えてください。

委員長（三宅良矢議員）

1点ずつまとめて回答でいいですか。

委員（前川和也議員）

2点一緒に。

委員長（三宅良矢議員）

町長。

委員（前川和也議員）

別に担当部局の方でもいいです。

委員長（三宅良矢議員）

どなたが。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

みらい計画の中で一番反映されたものは何ですかということでご質問なんでございますけれども、そちらのほう、金額と我々の効果額というふうな観点から見ますと、やはりふるさと納税というものが一番額的にも、当初予想していたよりも大きかったというふうな考え方をしております。

以上でございます。

委員長（三宅良矢議員）

広域の回答もあわせてお願いいたします。

町長公室（柏原憲一公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

広域行政につきましては、クリーンセンターであるとか消防については鋭意進めているというところでございます。それ以外に、先ほど出ましたツーリズムビューローであるとか、今年4月から大阪府の大阪水道企業団のほうに統合されましたいわゆる水道事業ですね。そういったことについても30年度一定取り組んだ結果、4月からも取り組めたのかなというように考えているところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。ふるさと納税のほうなんですけども、これは忠岡含めて、この近隣市でも全国的にも言えることやと思うんですけども、ほんとにふるさと納税が浸透し

て、泉佐野なんかもすごいですよね。全国的に分捕り合戦というんですかね、額がふえてる自治体が多いと思うんですけども、そのみらい計画が最も反映したのがそこということであれば、ふるさと納税の、これは町外の方に対して忠岡のPRが行き届くようなPRは積極的に展開されておったのかどうかというところが追加質問です。

広域の追加質問なんですけども、これはじゃあ、それ以外には昨年度1年間では取り組みというか、検討がなかったのかどうかを教えてください。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

ふるさと納税でございますけども、町外に対して特に大きなPRというものはございません。そのかわり、30年度におきましてはポータルサイト「さとふる」というものを1つ利用させていただきました。やはりふるさと納税、どこまで行ってもインターネットの世界で皆さん納税のほうを進めていただきますので、この「さとふる」を開設したことは非常に大きかったのかなというふうに思っております。

あと、小さい広告・宣伝といたしましては、関東地方から非常に多く寄附のほうをいただいておりますので、関東地区で走る路線バスに本町の広告を1つ掲載したという実績はございます。

以上でございます。

委員長（三宅良矢議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

広域につきましては、水道企業団、先ほど申し上げたとおりでございます。あと、消防ですとかクリーンセンターについては、引き続き重点項目ということで取り組んでおるところでございます。それから、ツーリズムビューローについては、この決算委員会でもいろいろご意見いただいたところでございますが、我々もマラソン以外に、本町の場合、それほど大きな観光スポットというものはありませんが、やっぱり9市4町の一員として積極的にそういうのを活用して、少しでもインバウンド効果が我々のところにも取り入れられるように、引き続き頑張っていきたいというところでございますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

すみません、ちょっと私、口下手で質問がうまくできてなかったのかなと思うんですけど、室長に追加質問なんですけど、それ以外の分野では取り組みはなかったのかどうかですね。消防、ごみ、観光、水道以外。

委員長（三宅良矢議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

今お話しできるといいますか、これこれ進んでますというようなものについては、特に  
はございません。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。他に。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、合計で8問ございます。

委員長（三宅良矢議員）

お願いします。

委員（是枝綾子議員）

一遍に言うとおちょっとまたややこしくなるので、一つ一つ言わせていただきます。2日  
間どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

大きな問題として、1つ目がクリーンセンターの長期包括運転管理事業の10年間の評  
価ということについて、見解をお聞かせいただきたいと思います。それはこちらでまとめ  
て簡潔に言って、そうだということかどうかというのを確認したほうが早く、議事の進行  
に協力できるかと思しますので。

忠岡町は、この10年間の長期包括はよかったという判断をして、非常に安くついたと  
は言うてないですけども、そういう一括ですることによって、毎年の予算を取るのが、  
まあ言えば取りやすかったということで、よかったということをおっしゃっておられるん  
ですけども、それ以外に、長期包括のこれのよかったというのは、本当にこれは忠岡町  
にとって、町民にとって、これは安くついたというか、かえって私は高くなったんじゃない  
のかなというふうに思う分、損をした部分がたくさんあったのではないかと思います  
が、それについて見解はどのようにお持ちでしょうかという点が1点です。

委員長（三宅良矢議員）

これを質問で。

委員（是枝綾子議員）

一個一個行きます。長期包括に関してはこの1つです。それは担当のところでも。

委員長（三宅良矢議員）

担当で答えてもらいますか。



委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

担当からお願いします。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

去年のクリーンセンターの整備運営委員会の委員さんの中からでもいろいろ出まして、資料として提供させていただきました。いろんな前提条件を加味して、金額だけを比較していくと、長期包括の前10年とその後の10年ですね。運転管理、修理工事で大体36億円かかりました。一方、長期包括では34億円となり、包括のほうが経費だけ見ても低減できているのではないかという結果に至りました。

包括以前まで実施していた運転管理や工事設備のところを見ますと、単年度による契約手法と長期包括整備運営管理事業とでは、コストの削減、運転業務の質に差があったのではないかと考えられております。単年度契約では、修繕が業務の範囲外であったり、その都度、財政状況などについても点検や修繕で間引きして、行き過ぎたコストの削減になるというところから、運營業務の質の低下につながったのではないかという可能性もあります。その点、長期包括ではそういったことがなく、効率よく最適にコスト運営できたのではないかという判断で思っております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今、幾つか理由をおっしゃっていただいたんですけど、まずわかりやすいところで、長期包括のこの10年間のほうがこれまでの10年間よりも安かったというふうなことをおっしゃられているんですけども、それはこの資料ですね、前課長が一生懸命つくって、環境技術研究所につくらせて、課長がつくった資料ということで、それに基づいてなんで、私が勝手に言うてるのではなく、これは出していただいた町の資料に基づいて申し上げますと、この比較する10年間は、大変忠岡町の以前の炉は昭和61年に稼働した炉で、平成10年から20年の間を、ですから10年以上経過している大規模改修がされていない炉のところの修理代がかなりかさんでいる。後半のですね、20年もつとしたら、前段

の10年ではなく後半の10年と比較してということで比較されて、修理代が大変高くついている。修理代が、これは19年度では1億4,900万円ほどこのときについていたという、炉内のそうですね、いうところの修理代のところでした。

今回、長期包括のこちらのほうのところでは、新しい炉にしているということで、修理代だけでも全然違うと思います。それは大規模改修のところでは相殺されるというふうな考え方ももしれないですけども、やはりこれは包括というところと単年度契約の違いというところがありまして、長期包括だと渡し切りで、返してもらわないというところがあります。余っても足らなくてもそれでやってねということなので、得をするか損をするかというところのどちらかなんですが、企業側としては、やはりメリットがあるということがあったので参入してきたということで、競争原理が働けばまたこれ違ったんでしょうけど、1社だけだったということで、競争原理が働かなかったというところが、一番の最初のスタートでの忠岡町のもくろみが外れたというところでもあります。

簡潔に申し上げますと、企業側がコストダウンをしたり、いろいろ努力して、利益を上げるだけ上げていただいて構いませんというのが長期包括なんです。これは国のさまざまなホームページでも、そのように長期包括のメリットとしてそういうふうにも書かれてありますので、そのかわり渡し切りですから、リスクもあるかと思いますが、もうける要素というところがあるというところでもあります。その一番のもうけたところというところが、本会議でも申し上げましたけれども、焼却炉の炉の大規模改修というところでなんですけれども、大規模改修については一応予定価格いっぱい近い金額での契約ということですので、予定価格であれば大規模改修費は16億円ということで、その16億のうち1億円が金利というふうなことで、それで15億の炉をつくるという、そういうことでありましたが、実際に前課長が出してきていただいた分というのは11億ぐらいですね。いろんな数字のものがありまして、ちょっと私わからないんですけども。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、すみません、どのような質問をされるんですか。あまりにも質問の前置きが長過ぎて、何を一体聞かれるのかが、誰が聞くのか全然わかりません。

委員（是枝綾子議員）

見解についてを聞いておりましたので、私はそうではありませんよと、そういうことでどうですかということで、それについての意見をいただくということで、見解をただすという。

委員長（三宅良矢議員）

ただしたいということで、今のお話ですね。

委員（是枝綾子議員）

見解をただすというタイトルで、そしたら質問させていただいたら、そういう目的でということ。

委員長（三宅良矢議員）

見解をただしてるという認識でいいんですね、今は。

委員（是枝綾子議員）

ということ。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

委員（是枝綾子議員）

いやいや、それでちょっとまとめます。あとちょっと20秒だけ言わせていただいて、お声をいただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ、20秒。

委員（是枝綾子議員）

これは大規模改修工事費についてが10億円ちょっと、11億円ぐらいということですので、その差というのはコストダウンされたというふうなところで、それだけが企業側が手にできた分ではないかというところと、補修費についても余ったというところもありますということで、そういった状況になっているので、渡し切りというところの問題点と。先ほども下水道のところでも渡し切りで返してもらってないというふうなこともありましたけど、渡し切りというのは、住民の側にとっては、本来差金として返ってくる差というものがないというところで、大変もったいないという感覚なんです、住民の。職員側からはそうではないかもしれないですけども、住民の側からすれば、やはり必要なかったものは返していただくというのが、それが町民の感覚なんですけど、返していただかないというところが非常に問題ではないかと。それは企業側のほうが取られたというふうなものであるということなので、忠岡町は損をしたのではないかとこのところをちょっと、そういうふうに私は思っておりますが、だから競争原理が働いていない長期包括というものは、随意契約でいく分は非常に町民にとって、町にとっては不利であると、損をするというものではないかというふうに考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

再三、以前からの議会で答弁させていただいておるんですが、ちょっと言われる部分について、14億ですか15億ですかというような部分と、企業さん、11億で済んでると

というようなことを言われておられるんですが、あくまで忠岡町が予定価格を試算するに当たっての金額が14億ないし15億ですか、その部分で出させていただいてると。11億何がしの金額というのは、提案されてきた企業さんの金額がそれであるという形の内訳です。総トータルの金額は予定価格以下の金額で出されてきておりますので、その配分が修繕のほうに重きを金額を置かれている形の部分と、こちらが予定価格を算出するに当たっての内訳が違っていたというだけの話でございます。結果的にはその予定価格以下の金額で入れてこられてるということでございますので、そこをもって4億ないし差額をポケットに入れてるような、企業さんのほうに有利であったというのは当てはまらないと考えてございます。

また、そういうことであれば、一応プロポーザルでこれもやってるように聞いておりますので、プロポーザルというのはイコール随意契約でございますので、その中で1社しかなかったという形になってございます。

それと、入札自身、これ入札になったとしても、仕様その他の部分が変わらない限り、その差額分が返ってくるというような入札はございませんので、この辺についてもちょっと認識が我々と違うのではないかなというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この予定価格というのは、もちろん持っておらないと交渉ができないので、持っていて、事後に私たちもいただいたというものでありますので、これについて、その内訳がどういう内訳かということは、企業がどういう内訳でそれをされたのかというのは、状況ですね、その収支の内訳、収支の状況を忠岡町に報告するようになってないので、契約的に制度がね。そうですね。これがどうだったのかという本当のところはやはりわからないわけですね。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

是枝先生が言われてる部分については、要は企業さんのほうからの提案書の金額がその金額であるというだけで、どの部分であっても、それがどれだけ企業さんの利益に上がっているんかというような形の部分は、一般の入札であっても我々にはわからないところであるということとは全く同じであると。あくまで比較されてるのは、提案書に出ている金

額と我々の予定価格を算出する内訳の金額を比べられてるだけの話でありますので、その辺、若干見解が違うというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

実際のところの収支については、報告する義務というのがないのでわからないわけですよ。だから、予定価格で言われてると言うけど、実際、忠岡のこのクリーンセンターの10年間での収支がどうであったのかと、何ぼの炉をつくったのかとかいうことについては、忠岡町は把握されていらっしゃるでしょうかね。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

そのとおりでございますが、先ほどから何遍も言わせていただいているように、この案件だけじゃなしに、忠岡町が出す入札について、どれだけの金額が企業さんの利益であるかというような形の部分はわかりませんので、何らふだんの入札と変わりはないと考えてございますが。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

利益が何ぼ出たかということではなく、その提案金額というのは原価じゃないですよ。やっぱりそれは利益も含めた金額で、このぐらいの炉でというふうなことで出してきたということですから、それをつくっていきますよというふうなことでされてるけども、実際にどのぐらいその炉にかかったかというのは、公表する、しない、それはやっぱりできないというか、それは企業の秘密であるということで、しないで別に構いませんけども、実際の数字をご存じなのかどうかというところなのですよ。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

すみません、その辺は当然わかってございません。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。

住民部（軒野成司部長）

はい。ただ、忠岡町として試算している予定価格は、こちらで試算した金額ですので、それ以下であれば要は入札は契約が実行できるというような形でございますので、これは何らほかの入札と変わるところはございませんということでございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1社しかなかったということで、競争原理が働かなかったの、予定価格に近い金額でプロポーザルで応募してきたということでもあります。そこで、プロポーザルというのは何を定めるかということなんですが、そこで入札業者を決めるわけではないんですよ。交渉優先権者を決めるというだけのことで、そこで交渉優先権者を決めると、1社しかなかった。交渉優先権者は自動的に、まあいろいろ中身を見て問題がなければ、そこにすることになるかと思えます。

そして、その額で応募して、応札というか、プロポーザルで提案してきた金額で契約しなければならないということではなく、交渉するわけですよ。交渉してですね、だから優先的に交渉するところはそこだと、1社で、そこにすると。そして、交渉するというときに、金額を見てね、こちらは予定価格を15億ぐらいと持ってはったんやと思えます。しかし、企画提案書じゃないな、何かその提案のところを私も取りまして見ましたら11億4,000万ぐらいの数字の炉をつくりますという提案が出てるんです。そしたら、いや、それならそんなに安うできるんやったら、もう少し全体の額を安くしましょうかという交渉とかいうのはできなかったのかというところを問題にしてるんです。それはされたんでしょうかというところで、それは気がついてはると思うんです。11億4,000万と15億はちょっと大きな開きやから、もうちょっとじゃあその全体の、債務負担行為は37億ですよ。だけど、そこをもう少し下げて、交渉して下げるというところは、そういう努力はされたのかどうかというところです。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

平成20年の部分でございますので、我々といたしましても、残ってる資料から見ると、そういう交渉はあったような形の部分は確認しておりませんので、してたんか、してなかったかという、してなかったんではないかなとは思いますが。ただ、先ほどから申し

上げるように、確かに先生言われるように、交渉する相手を選定するのがプロポーザルであると。ただ、そこで決まり事でそこというわけではないであろうとは思いますが、何分その辺の部分については、その当時、当事者ではございませんでしたので、確認できないというところがございますが、要は予定価格より以下であったから、優先交渉権をそちらに出させていただいて、金額だけじゃなしに、その内容等も加味して、その業者さんを選ばせていただいたという形になっていると思いますので、ここでどうというような形の部分は私は答えようがないので、申しわけございませんが、そういう形でその業者さんと契約を結んでるといふふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この企画提案書の提案金額、炉については忠岡町は知っていたわけです。あと、そして交渉したかどうかはちょっと記録に残ってない、担当がかわってますのでわからないということではありますが、交渉した結果というのは、会議録とか多分とっていらっしやらない。あれば、そういうふうな交渉をしたかどうかというのは見てみたいと思いますけれども、今はわからないということでもあります。

この点だけでも、やはり交渉してもう少し引き下げると。そしたら、毎年3億5,000万ずつ払わなくても、もう少し下がったかもしれないということがあったということは申し上げておきます。受託者のほうがその分を自分のものにされたということで思われても仕方ないだろうなと思います。

あと、すみません、もうこれで再質問を終わりますけど、ほかの点検補修とか運転管理とかいろいろな点でも、やっぱりこの予定価格、10年間のこのそれぞれの予定価格の中でこれはおさまっているという資料ですので、実際のどれだけかかったかということとはわからないと言われておりますが、大体それでいってはるはずですよ。それ以上かかるとね、赤字が出たら、そんなものやってられないということだと思いますので、赤字が出ないようにちゃんとするのが普通の企業ですので、大分取りはったなというふうに、ちょっと私たちはそのように思います。

その収支をちゃんと、公表はしないが、行政としてそれを持っておく、報告しておくということをとっていなかったということは、大変この契約の問題でもあったらうとは思っています。その点についてはどうお考えでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

多分忠岡町だけじゃなしに、ほかの市町村においても、そういうふうな形の部分はとっておられないと思います。ただ、契約書が肝でございますので、平成20年のときに契約した金額という形、また、契約内容が変わらん限り、その金額でお支払いしていくというのは約束事でございますので、当然その平成20年のときの契約が生きてるとというのが常でございますので、これはほかの契約についても同じであるという形ですね。そやから、予定価格より以下であったから契約いたしました。何らその中の条件が変わらない限り、その金額を途中で変えるというような形の部分はありませぬので、町といたしましては当初の契約金額以上の金額を払ってないというのが、そういう形になっておりますので、この長期包括という形の部分については、悪い契約ではなかったと、悪いやり方ではなかったと考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

答弁の中でちょっと違っていることがありましたので、それはちょっとこちらで申し上げておきますけれども、この長期包括とかで委託契約する際に、収支の報告をさせるというところは、やってるところはあるんですよ。それは公表しないと、企業のやっぱり収支の状況というのは公表すべきものでないという立場から、行政としては持っているけれども、報告させているけれども、公表の対象ではないということで、それで、なぜ見るかという、そこがちゃんと赤字を出してたら、そのうち逃げていくというかね、できなくなってしまうという、そういったことがあるかもしれないからチェックをするために、だからどれだけもうけているかを見るということではなく、きちんとそれが収支がとれているか、安定的にそこが仕事ができる保証が見込めるかというところを見るために、普通求めているんです。ということで、それをしていなかったということが後でわかりましたので、だからそういったことで収支の状況がわからないということですから、もうこれはこの出していただいた資料も、一応当時の企画提案書に基づいてですとかいうことでありますので、どれだけ取ったかというのはわかりませんということになると、平行線になるということで、一応契約以上のお金を払っていないということで、忠岡町は損をされていないという見解だということです。

しかし、そこでちょっと、契約以上に払っているというのは皆さんご存じやと思います。契約外のことということで、労働者の賃金が上がったということで、上げてくださいということで言ってきたということで、毎年600万なり、平成24年度からずっと払っていらっしゃいます。あと、煙突とかいうのは別ですので、煙突の塗りかえということで、競争入札でもかければよかったけれども、かけずに、その長期包括の受託者にされ



たというところで、それも払っております。あと、さまざまな契約外のものが出てきたら、やっぱり払わないといけないということで、契約以上には払っているということは、それが悪いとかいいとか、そういうことではなくて、契約以外にもやはり払っているものがありましたよねということで、それは確認ということで。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

そういうご質問であれば、確かにございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、一たん契約してしまったら、なかなかそれを、合意に基づいて変えるということができればいいけど、なかなか変えてもらえないということで、プラスで出していかないといけないものがたくさん出てくるというものが、後からね、だからリスク分担が難しいと、ちゃんと読み込むのがということがありますので、やはりリスクがどれだけあるかというのが、どういう分担をするのかということで、そこで失敗すると、このように大変いっぱい出さなあかんということがね、見込みができない分もあります。ですから、やはり長期に包括するというものについては危険性が大変あるということが、この10年ではなかったかと。

電気代がこんなに上がるなんて思っていなかったし、こんなことになる、人件費を上げてくれなんていうふうなことを言うてこられるなんていうのも想定してなかったと思います。ということで、やはり想定外のことがたくさん10年の間に起こっていくということはやはりあるので、これはちょっと長期に包括的に契約するということはすべきではないなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

確かに10年間の長期というのは、その時点で見えてない部分がたくさんあるというのは認識しております。ただ、これ単年度契約でも同じような形で金額は上がっていきますので、労務単価にしろ、毎年上がっていく部分でございますので、単年度契約でも同じような形で上がっていく。また、東日本の震災以後、電気料金が上がっていった部分につ

いても、単年度契約でも上がっていく部分でございますので、その辺については何ら変わりはないということで我々は認識してございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

単年度の契約でも、上がっていくものはそれは上がっていきますよね。というのはわかります。しかし、内容が透明になるということで、何にどれだけ使ったか、どれだけ要ったかということは毎年毎年のことですので、わかるようになります。しかし、包括にしまうと、もう返さんでええ、渡し切りというのが一番わかりにくいと。どれだけ余ったのかもわからないということになるので、やはり必要なものについては出すと、幾らだということをお明らかにして出すという、そういう契約の方法が一番であるということは申し上げておきます。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

確かにお金のことは大事なんですけど、長期包括が一番よかったのは、やっぱり安定的にごみを焼けたと。単独であれば、つぶれて、ごみをとめなければならないということも起こってるんです。それが長期であれば、前もって事前に予防できると、そういうところが一番よかったんじゃないかなと私は思います。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

長期にわたって、単年度では安定的にごみが焼けないということであれば、単年度契約のところのほうが多いわけですから、長期包括でしている、そんなごみの焼却炉って少ないと思います。ですので、やっぱり単年度でやるには、きちんと技術者を置いて、きちんとしなければできないという、そういった側面はあると思いますけれども、本来は単年度ですべきでしょうねということはお申し上げておきます。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

全国的な部分で見えていきますと、単年度契約じゃなしに長期包括並びに長期契約、この部分が断然多いように我々は考えてございます。また、単年度契約しているところについても、長期契約であるとか長期包括のほうへ切りかえている案件のほうが多いように考えてございます。その理由といたしましては、先ほど課長が申し上げたとおり、そういうふうな形で、金額だけじゃなしに、安全・安心を買うというような側面もあるように考えてございます。

ですので、この近隣の市町村についても、長期契約ないし長期包括のほうに切りかえている業者さんのほうが多いように考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

長期契約と長期包括は違いますので、包括というところと長期の契約とまたちょっと違いますよね。ですので、一緒ではなく、長期契約ってありますよね。忠岡町、総務の方でしたら長期契約で3年とか5年とか、そういう長期契約というのはあるかと思います。でも、その都度その都度、やはり契約の分については、時々その状況によっては見直しをしたりとかいうことができるというふうなことが、やはり長期契約の中でもうたわれてるかと思しますので、その辺の、包括だから見直しがなかなかしにくいというところで、差金で出ても返してもらえないというふうな、そういった形にもなってくるわけで、渡し切りというところが問題であるということで、これは私はそういうふうに判断したけど、忠岡町はそうではなかったということはわかりました。

これ以上してもあれですので、一応そのように意見は申し上げておきます。今後、だから生かしていただきたいというふうに思います。

次に。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

2つ目が、民営化された認定こども園ですね。ピープルチャイルドスクールについてなんですが、やはり公立と民間との違いというのはかなり大きいということです。一番は、忠岡町の町立でしたら、きちんとこのように職員の方が内容も把握して、ちゃんと考えて、予算も出して、そして運営もして、職員でやっているということなので、いろんなことがちゃんと明らかになる。そして、それが議会と住民の前にも明らかになっていくとい

うことで、みんなでこうやって情報を共有して、そして内容をいろいろ、問題があれば対応、改善していくということが出来るわけなんです、これは公私連携とはいえ民間のことも園ですので、端的に言うと、アスベストが含まれているということはずっと隠し続けていて、父兄に、保護者にとということ。（「それは違う、全然」と呼ぶ声あり）

まあ、保護者側の意見ということですね。

委員長（三宅良矢議員）

端的に質問をされるのか。意見をぶつけるだけなのか。

委員（是枝綾子議員）

いいえ、端的に質問します。いうことで、なぜ撤去してもらえないのかと、園庭が確保できないのかというふうなところを聞いて、初めて6月ごろ明らかにされたというところで、説明が全然ね、4月、5月、6月に入ってもなかなかなかったと。はっきりとそういう説明を聞いても、なかったと。聞いてもなかったというところが一番問題で、町のほうとしてはあると、そういうを話で進んでるというふうなことで、町としては思っていたらっしゃると思いますが、対応としてはそうであったというところなんです。やはりこれは公私連携ということですので、ただの民間のところではないから、忠岡町としてもそういった保護者への説明とかが4月、5月、6月の途中までなかったということについては事実確認できてますでしょうか。事実確認が。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

是枝議員のほうから隠し続けたという発言がございましたけども、子どもは当初からアスベストはあるというふうに先方には伝えております。

委員（是枝綾子議員）

もちろんそうです。

教育部（立花武彦部長）

工事のほうも、おくれた理由につきましては、子どもたちの安心・安全を第一に優先して、アスベスト除去業者と調整をしておくれたというふうに聞いております。説明会の中でも保護者のほうにも十分納得していただいています。保護者の中に同業者の方もおられまして、その方からも「アスベスト工事については最善のベストの工事だ」というふうに発言がございました。ですので我々としましては、子どもたちの安全・安心を最優先に考えた工事でしたので、工期は延びましたけども、子どもたちにとってよい工事であったと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の見解というか、それは忠岡町としてそう思っているから、おっしゃっていらっしゃるんですけども、保護者のほうとしては、保護者とピープルチャイルドスクールとの間での話というところでは、町とピープルとは話ができたと、できてたと思います。そういう条件で、こういうアスベストがあるから工事せなあかんということでちゃんとそういう、プロポーザルじゃないけど、何かそのときにもちゃんとやってはると思います。だから町とピープルの間では話もちゃんと、きちんとできているということで、町は「ちゃんとそれは初めからわかってるということです。言うてます」とおっしゃられるのは当然の答弁だと思います。

そこから先の、ピープルチャイルドスクールと保護者との間での、4月、5月の間何も、なぜおくられているのかと言ってもお答えがなかったと、知らなかったと。説明会をやっと持ってもらったと、そこでというふうなことになっているので、その4月、5月の間のピープルと保護者との間というところの分については調査はされましたでしょうかということ。

（町長から不規則発言あり）

委員長（三宅良矢議員）

町長、お静かに願います。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。すみません、もう一度質問をお願いしていいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。町とピープルの間では話はできていたと。そういうのは事前にわかったことで、最初からそうですよということで、それはそうなんです。そこのピープルチャイルドスクールと保護者との間の4月、5月、入園前から4月、5月の間のそういうアスベストがあそこに含まれていてというふうなところの話がなかったということに、保護者のほうからも状況を聞いているということですので、そういった事実確認はされていますかと。事実確認をされているかという。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

委員（是枝綾子議員）

事実確認をしていただいて。

教育みらい課（二重幸生課長）

保護者と光生会との間でどういうやりとりがされたのかということでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。そこが確認していただいていますでしょうかと。そういう事実ね。保護者側サイドがそういうふうに訴えていらっしゃるの、それは町としても確認はしていただくべきではないかと思いますが、公私連携ということですし、そんなにいろいろ言われているんだったら、ちゃんと確認したほうがいいのではないかと思いますけど。

教育みらい課（二重幸生課長）

確かに4月、5月については光生会並びに町のほうからも、保護者の方に対してそのアスベストについてのお知らせというのはしておりません。6月に入って光生会のほうからそういうお知らせが出ました。それについて保護者の方が過剰に反応したというふうに我々は考えておりますので、こういったことを教訓にした上で、次、東地区についてもこれから整備を進めていくわけですが、そのときに際してはより慎重に対応をしていきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

4月、5月のところで保護者のほうが、工事をして園庭を早くあけてほしいわと言っているところでの話で、ピープルのほうに聞いてもちゃんとした、うじゃうじゃと言って、ちゃんとしたお答えがなかったと、アスベストがあるんですと、アスベストのあの字も出てこなかったというところで、不信感を持たれて、そして6月の説明会というところになったというふうな経緯を聞いていますので、ちゃんと説明をね、アスベストがあるので、それで工事の工法の段取りになっていてというふうな、保護者から聞かれてちゃんときちんと答えていたかどうかでしょうね。正確な情報を。そこは確認していただきたいんですけれども。だって、いろいろこういうふうに言うたら、違うって大変怒られるので。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

そこは先ほど申し上げたとおり、4月、5月については保護者に対してはお知らせしておりませんので、それで6月にお知らせしましたので、それが事実です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そのお知らせが6月にあったということで、町の責任を私、言うてるわけではなくて、ピープルの対応がそういう対応をしていたのかと、ちゃんと答えていなかったと。聞かれても。何もみんな聞いてないと。4月、5月、何も黙っていて一切そんなん、「何でおくれているんですか」というふうに。一切何も言ってなくて急に言ったわけではなくて、4月、5月にいろいろと言うて、そういうふうと言われてピープルがちゃんと答えていなかったという事実確認はぜひしていただきたいということで、事実確認ということで。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

保護者の方がどなたに尋ねられたのか、ちょっと私のほうわかりません。普通の保育士さんに尋ねたのか園長さんに尋ねたのか。ピープルさんの工事部門はまた本社のほうでやっておりましたので、その辺の意思疎通ができてなかったと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1人だけに聞いたわけではなく、いろんな方に聞いて、当然所長さんのような方にも聞かれたんだと思いますが、私はちょっとその本人ではありませんので、誰というふうなことが申し上げられませんが、そのようなことはやっぱり事実を確認して、正確な情報で一応議論したほうがいいかと思いますが、私はそういうふうにお聞きをしましたので、どうなんですかというところで、確認はされましたかということで聞いているだけです。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

ですから、何度も答えていますとおり、保護者の方から質問があったかどうか、我々はそこは確認はしていませんけども、光生会のほうからは保護者に対してのアナウンスはしてありません。

委員（是枝綾子議員）

そういうことでね。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

事実はちょっと確認するということはしていただけますでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、誰をどのような形で確認していただきたいという形なんですか。具体的に言わないと、多分理事者側もその辺が混乱されております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。保護者のほうからそういうお声が4月、5月というかね、いろいろあったのにもかかわらず、あったかどうかね。そしてそれについてどういう答えをされたのかということ、どういう対応をされたかというところを事実確認していただけたらということ。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

教育部（立花武彦部長）

確認というのはまず難しいと思います。是枝議員のほうから、アスベスト工事をしなかったというふうな、しないようなことを考えておったのかというふうなことで私ども受けとめているんですけども。

委員（是枝綾子議員）

いや、そういうことは。

教育部（立花武彦部長）

最初にアスベストありき、ありきという工事ですということで伝えておりますので、工事をやらないということは考えておりませんので、その辺はご理解をお願いします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

アスベストがあるということはもちろん伝えていなかったら、もうこれ、後でまた受託された委託先から文句が出ると思います。だからちゃんと言ってはりました。忠岡町は言っていたと。それで受託された、受託というかピープルのほうともそういう話をして工事はするということがされていると。だけど、ちょっと保護者の方にそれが、4月、5月、問い合わせがピープル側のほうにしたけども、ちゃんと答えがなかったというところが、



今ずうっといろいろな尾を引いていらっしやって、いろんなそういうことになっているということなので、そこはどういう対応をされたのかということを一度確認していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

一度確認はさせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。せっかくできたこども園ということなので、住民の方、保護者の方もちゃんと安心して通える、信頼してもらってちゃんといいこども園にしていくことが大事かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いいですか。

委員長（三宅良矢議員）

やってください。とめてないので。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

やってください。

委員（是枝綾子議員）

3つ目ですけれども、国保の都道府県化ということでされまして、国保料が大変高いということで申し上げましたので、それを引き下げていくということについてはやはり考えていただきたいと思いますが、それについてのお考えはどうでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

国民健康保険料につきましては、30年度からの都道府県化ということで、大阪府の標準保険料率を本町の保険料率にするということになってございます。忠岡町でも保険料を決めるというわけではなく、大阪府全体として考えた保険料の率を忠岡町の保険料としていく以上は、もちろん料率がこのまま高どまりしていくものなのかどうなのかというのは今後の状況にもよるかと思いますが、ただ、もちろん住民側の立場に立てば、少しでも保険料が安いにこしたことはないというのは、もちろんそこはわかっておりますので、そこは大阪府に対して、例えば31年度みたいな極端な、上がるにしても十分配慮してもらおうような形で考えてもらうように、またもっと公費を入れてもらって、そこを抑えにかかる

ような形での要望というのは引き続きこちらもしていきますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国保料引き下げについてはなかなか忠岡町独自ではしにくいということではありますが、一般会計から繰り入れて、少しでもそういった負担になっている世帯を安くするという、そういった方法はとることはできないのでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

それははっきり言って、やることはできません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

国保料は大変高いので、滞納されている方もたくさんいらっしゃいます。で、収納率が大変上がっているんです、忠岡、この広域化の統一保険料になってからというもの。それはかなりの差し押さえとかいうことをされていらっしゃるんですけども、税のほうはきちんと全額押さえるということはしていなくて、やはり残すべきところは残してということで、生活費はちゃんと残しているけど、国保はどのように、そういった銀行口座なりを押さえるときは、少しちゃんと税務と同じように残すと、全額押さえるということなしに、してませんよね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まず、結果から言いますと、税と同様、きちんとその人の全額差し押さえるわけではなく、生活できる分の資金を残し、その中で支障のない範囲内で押さえるという形をとって

おります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分納とか一応そういった一筆を取られてしている方が、予定どおりにやっぱりなかなか事情があつて払えないといった際にも、同じような、そういう差し押さえをする場合はきちんと残していらっしゃるのでしょうか。生活費の部分ですね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

はい、きちんと残してございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。大変高いですからね。所得の2割を超えるような国保料ですから、なかなかちょっと払いがたいというところがありますので、ぜひ引き下げの努力というものを、なかなかしにくいとは思いますが、忠岡町でぜひ考えていただいて、引き下げをやっていただきたいということは要望しておきます。

委員長（三宅良矢議員）

次に。

委員（是枝綾子議員）

4つ目、介護保険料の引き下げということについてなんですけれども、介護保険料を引き下げてほしいというお声が大変あるということで、24%の値上げというのが一番こたえております。介護保険料を引き下げるために一般会計から繰り入れていただいて引き下げるということは、法律制度上は可能であるという答弁はこれまでもいただいておりますけれども、介護保険料を一般会計から繰り入れて少しでも引き下げるというお考えはございませんでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

町の一般会計からの介護保険事業特別会計への繰り入れについて、法定負担割合を超えてこれを行うことは、本来、第1号被保険者の保険料で負担することとなる費用について、制度上想定されていない市町村の一般財源から出ることになるから、費用負担の公平性を損なうおそれがございます。このようなことから、厚生労働省は介護保険制度創設時から一貫して、法定負担割合を超えて一般会計から繰り入れを行うことは適当でないとしているところでございます。ですので、本町といたしましても一般会計から繰り入れることは考えておりません。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

制度上、ペナルティーとかいうことがあるであろうということはあると思うんです。それは別に法的に制度上ということで、入れることは可能かということで、もう一度確認したいんですが。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

全国におきまして一般会計から繰り入れているところはございます。

委員（是枝綾子議員）

ございます。ありますね。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あるということで、できないことはないのですが、ぜひ引き下げの努力もお願いしたいということで、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

入札制度の改善についてお尋ねをいたします。今現在、最低制限価格の事前公表については検討がされているかと思えますけれども、そのことについてはどのように今検討されているのかという点と、もう一つは指名競争入札の問題ですが、指名理由の公表ということについてはどのようにお考えでしょうか。指名競争入札ではなく一般競争入札ということも、忠岡町はどのように今お考えでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

まず、入札制度の改善、改革というふうなところの部分におきまして、今ご指摘のありました最低制限価格または予定価格の事前公表というふうなところの部分でございますけれども、これにつきましては本会議におきましてもご答弁させていただいているところでございますけれども、結果、現在におきましても同じようなお答えになろうかと思えます。現在におきましては、その改善、改革に向けまして、私どもといたしましては近隣の団体に出向いてその情報等々を集約しながら、今そういったことが可能になるようにというふうなところで規定の整備等々行っておるというふうな状況でございます。

あと、2点目の指名理由の公表というふうなところがあったと思えます。これにつきましては、指名委員会における業者選定の理由の公表というふうなところで捉えさせていただいてよろしいのでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

指名委員会でのということ、その業者を指名したという理由がないと指名委員会、成り立ちませんものね。その理由が公表されるのかということ。

総務課（南 智樹課長）

入札におけるその業者の指名委員会における選定理由等々の公表というふうなところにおきましても、従前よりご質問をいただいておりますというふうなところかと存じます。現在におきましては、その指名業者、登録の選定に係る委員会での決定事項等におきましては、本町の指名業者選定委員会規定における守秘義務等々の理由から、また情報公開条例の規定からも、そこで決定された審議、検討、調査等におきましては著しい障害になり得るというふうなところからして、現在は非公開というふうなところでさせていただいておりますというふうな状況でございます。

また、しかしながら審議会等々の会議におきましては、原則公開であるというふうな認識をしておるといふところもございますので、今後におきましてはその委員会の中で審議を行った当該事業が完了した時点等を、十分適切な時期かどうかというところを踏まえながら、そういった公表、公開している団体をいろいろと参考にさせていただきながら、その公開に向けての検討をさせていただきたいというふうにご考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

あと、一般競争入札についてはどのようにお考えでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

一般競争入札につきましては、本来あるべき入札の手法であるというふうなところでの認識はしてございます。ただ、現状、ご承知いただいているように本町におきましては大部分、ほとんどと言っていいほど入札の手法につきましては指名競争入札であるという状況でございます。年間通しても一般競争入札というふうなところはほとんどゼロに近いような件数でございまして、今まででも数えるほど、数少ないというふうなところで思っております。

それを一般競争入札ということでの手法で入札というところになれば、事務の量の増大、またその煩雑等々の問題から、やはり総務課としてもそういった事務を担わせてはいただいておりますけれども、ちょっと時間的などというふうなところを考えれば、ちょっと今の体制もございまして、現状、一般競争入札というふうなところの部分について入札方法というところは、ちょっとしんどい部分があるのかなというふうなところでご考えておるといふ状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。今、いろいろ情報を収集していただいて検討していただいているというところですので、できるだけ早く実施していただきますようにということで、よろしく願いいたします。一般競争入札、今までされたことありましたか。すみません、数えるほどしかない。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

されたことはございます。

委員（是枝綾子議員）

ある。いつ。

総務課（南 智樹課長）

すみません、されたことというか、したことはあるというふうなところであるんですけども、一般競争入札であっても、ただ、その中でも条件付きの一般競争入札というふうな形の部分でやったことがあるというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

参考までに、条件つきやけども、それをされたというのはいつごろの、どのような。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

総務課（南 智樹課長）

一番近いところというふうなところでございますが、これは私どもの管理させていただいている部分でございますけども、このシビックセンターの総合管理業務の委託というところの部分については、今現在、3年間の長期継続というところの契約でございます。これにつきましては一般競争入札の中で、条件付きというような形で公募というふうなところをさせていただいて、入札を行ったというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっとそれは私も認識してなくて、総合管理業務が条件付きの一般競争入札でされていたということですか。これも最初からというんですかね。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

最初からそうかといえば、今ちょっと手元に資料はございませんけれども、現在においてはそのような形でさせていただいておるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ありがとうございます。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう1点。あと、学校の体育館にクーラーの設置をというところでありますけれども、これについては9月の議会で二家本議員も質問をさせていただきましたということで、クーラーの設置についての、今のところいろいろ調査とか今後していったって、研究、検討していただくというお考えはないでしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

既存の体育館につきましては、つけたとしてもランニングコストもかかりますし、強度上、つり天井にはできない。据え置き型にした場合、クラブ活動とかに支障が出てきます。今後、大規模改修するなり、そういったときに検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

クーラーの機械の置き場所の問題というところがネックになっているということでしょうか。すみません。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花部長。



教育部（立花武彦部長）

気密性の問題もございますので、その分について、ランニングコストが高くなってきますということでございます。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

置き場所については、忠小の体育館でしたら2階のところの部分とかがあったりとか、いろいろと考えれば置き場所は何とか確保できるけど、密閉性の問題というのですか。密閉性といったら、窓とかドアとかその辺ですかね。ちょっとわからないですが、密閉性ってどこの部分でしょうか。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

教育部（立花武彦部長）

気密性の問題ですので、すき間ですね。すき間がたくさんありますので、そういう問題でございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

気密性の問題というところが今度あるというところがあるので、ランニングコストがかかるんですか。今後、大規模改修というところがあればということですが、予定というのは、ここ5年以内はちょっとないかと思います。事業というのがほかにいろいろあるので。近いところで大規模改修というところはどこか考えていらっしゃるんですかね。学校の体育館で。

教育部（立花武彦部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花部長。

教育部（立花武彦部長）

今現在、別館、状況調査しております。今後、長寿命化計画を作成していきますので、その中で検討していきたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。できるだけ早く設置していただきますようにということでお願いしておきます。あと、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

忠岡幼稚園の園舎の転用というのが、一応事業の計画というか財政見通し上というところで、令和の5年ということで挙げていらっしゃるんですけども、これについてはまだちょっと先でありますけれども、具体的にどのようなところで今後検討していかれるのかというところなんですけども、教育委員会の中では教育委員会だと思いますけれども。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

具体的な内容につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いろいろと、教育委員会、教育という施設で考えていらっしゃるということですね。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

教育みらい課（二重幸生課長）

基本的には教育委員会の所管という形で、教育委員会の事業を中でしていきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なかなか忠岡町、場所がなくてとかいうことでできなかった事業というところは、この施設でということ、また考えていかれるということでもありますので、適応指導教室であったりとか、そういったこともぜひ考えていただきたいですし、子どもの図書館、いろいろ教育の、子どもたちのためにとぜひ考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

以上ですか。

委員（是枝綾子議員）

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、1点、僕からしたいので、副委員長にかわります。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。三宅委員長、質疑をお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

すみません、議長に1点だけ、見解として事前に渡していたんで投げさせてもらいます。

1点だけなんですけど、議員とその関係者と各種町の関係団体との関係について、一定の中立性、公正性を保つために、ちゃんとしっかりとした部分は持つべきじゃないかという意見なんですけど、僕自身、ことし商工会の青年部長という職を預らせていただいて、必然的にそれが商工会の役員という形になってしまったんです。ただ、それからスタートして、役員ということはどちらかという商工会を守らなければいけない立場。私たちとしては公金というものをしっかりとチェックしないといけない立場、それが同じ立場にいるということが、僕、自分の中でものすごい違和感というのをずっと覚えています。

そういったことを踏まえて提案というか、議長はどうお考えなのかということをお聞きしているんですけど、どうしても補助金、助成金、随意契約、あと入札によらない委託契約や指定管理契約等ありますよね。そういったことに受けている、要は各種団体とかは忠岡にまだ、忠岡といえどもあります。そこの役員とかが、例えば特定の政治団体とか活動している議員さんとかの例えば役員とか後援会に名前を連ねて入っていることで、例えばその方の自宅とか会社関係に看板がぱっと提示されていることで、「ああ、この団体はどこどこさん支持なんだ」とか、そういう要らぬそんなたくというか、要らぬそういう憶測を呼ぶことというのは避けたほうが、僕は議員としてはいいのかなと思います。公金執行の

公平・中立性というものを外部に対してもしっかりと明示して保つためには、そういったことに対しては、議員としては分けてやっていくべきやと思うんですけど、議長はその辺のお考えはいかがでしょうか。

副委員長（小島みゆき議員）

杉原議長。

議長（杉原健士議員）

何か総括で突然飛んできたという戸惑いは別にあるんですが、まあ、これも個人の見解も入りますので、公平・中立、どこまでって、政治的にとか言われてもちょっとあれなんですけども、あまりこれも重箱の隅を突つくようにあまりやっても、僕の個人的な話ですよ、あまり、これは絶対こうでないといけないとかいうのも、ちょっと厳しいところもあるような気もするんですけど、どないしても小さな狭隘なまちですから、お互い肩と肩が触れ合うというふうなところで仲よくやっているところもあるんで、それはそれなりのことも、それはあるかもわかりませんが、これは一応ちょっと見解の相違もあるんで、この辺はお互いまた議員間で話し合いたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。以上です。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたします。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

質疑ないようですので、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の委員会をとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議なしと認め、延会することに決定いたしました。

なお、あす10時より各委員の意見の集約を行いたいと思います。それが終わり次第、理事者側に連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様、そして理事者の皆様、大変お疲れさまでございました。本日はこれで延会いたします。

（「午後8時48分」延会）